南魚沼市学校教育課

浦佐小学校体育館　改修工事

２０１５・０３

ＴＨＩＮＫ 一級建築士事務所 **大和設計**

図　面　リ　ス　ト

◎ 印は確認申請添付図面を示す

意匠・電気・機械			意匠			意匠			意匠		
図面番号	図面名称	確認	図面番号	図面名称	確認	図面番号	図面名称	確認	図面番号	図面名称	確認
——	表紙	◯	４８			９６					
０１	図面リスト	◯	４９			９７					
０２	建築工事 仕様書（そのⅠ）	◯	５０			９８					
０３	建築工事 仕様書（そのⅡ）	◯	５１			９９					
０４	建築工事 仕様書（そのⅢ）	◯	５２			１００					
０５	建築工事 仕様書（そのⅣ）	◯	５３			１０１					
０６	建築工事 仕様書（そのⅤ）	◯	５４			１０２					
０７	電気設備特記仕様書（１）	◯	５５			１０３					
０８	電気設備特記仕様書（２）	◯	５６			１０４					
０９	機械設備特記仕様書（１）	◯	５７			１０５					
１０	機械設備特記仕様書（２）	◯	５８			１０６					
１１	設計概要・付近見取図	◯	５９			１０７					
１２	３階平面図・改修外部建具配置図	◯	６０			１０８					
１３	R階平面図【改修前】	◯	６１			１０９					
１４	R階平面図【改修内容】	◯	６２			１１０					
１５	３階天井伏図【改修前】	◯	６３			１１１					
１６	３階天井伏図【改修後】	◯	６４			１１２					
１７	矩計図【改修前】	◯	６５			１１３					
１８	矩計図【改修後】	◯	６６			１１４					
１９	３階躯体平面図	◯	６７			１１５					
２０	パラペット部 詳細図	◯	６８			１１６					
２１	新設壁詳細図、ＰＣ梁ー天井材取付図（１）	◯	６９			１１７					
２２	新設壁詳細図、ＰＣ梁ー天井材取付図（２）	◯	７０			１１８					
２３	改修外部建具表	◯	７１			１１９					
２４	吊下げバスケットゴール設備配置図	◯	７２			１２０					
２５	吊下げバスケットゴール設備図	◯	７３			１２１					
２６	ステージ吊物設備図	◯	７４			１２２					
２７	電気設備図：アリーナ照明器具設備	◯	７５			１２３					
２８	電気設備図：ステージ照明器具設備・舞台機構設備電源設備	◯	７６			１２４					
２９	電気設備図：自動火災報知設備・電動バスケットゴール受口	◯	７７			１２５					
３０	機械設備図：屋上消雪配管図	◯	７８			１２６					
３１			７９			１２７					
３２			８０			１２８					
３３			８１			１２９					
３４			８２			１３０					
３５			８３			１３１					
３６			８４			１３２					
３７			８５			１３３					
３８			８６			１３４					
３９			８７			１３５					
４０			８８			１３６					
４１			８９			１３７					
４２			９０			１３８					
４３			９１			１３９					
４４			９２			１４０					
４５			９３			１４１					
４６			９４			１４２					
４７			９５			１４３					

特記事項：

適合確認　／／　／／

THINK DAIWA ARCHITECT DESIGN OFFICE

一級建築士事務所　大和設計
一級建築士事務所　新潟県知事登録（リ）第９３１号
一級建築士第９９３８６号　管理建築士　青木重吉

設計協力事務所

承認	審査		設計責任	製図
青木	意匠	構造（構造設計一級建築士）		青木

工事名　浦佐小学校体育館改修工事

図面名　図面リスト

日付　2015/03

縮尺　Noscale

図面番号　意匠　０１

浦佐小学校体育館改修工事

工事設計図

新潟県南魚沼市財政課契約検査班

平成 27 年 3 月（全　枚）

仕　様　書

I　共通仕様

1. 本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成25年版」（以下「改修標仕」という。）により、改修標仕に記載されていない事項は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成25年版」（以下「標仕」という。）による。

2. 改修標仕に用いられている用語を、次のとおり読み替える。
(1)「工事契約書」を「南魚沼市財務規則(平成19年南魚沼市規則第4号）並びに南魚沼市建設工事請負基準約款（平成16年南魚沼市告示第6号）」（以下「約款」という。）に読み替える。
(2)「監督職員」を「監督員」に読み替える。
(3)「特記仕様書」を「特記仕様」に読み替える。

3. 次の各号に該当する改修標仕の項目について、改修標仕の規定を別表に置き換えて適用する。
(1) 1章　1.1.2用語の定義の(1)、(14)及び(21)
(2) 〃　1.4.2材料の品質等の(a)及び(b)
(3) 〃　1.4.4材料の検査等の(a)
(4) 〃　1.7.1工事検査の(b)及び(d)

4. 改修標仕の次の項目の規定は適用しない。
1章　1.1.2　用語の定義の(22)
〃　1.7.2　技術検査

5. 本仕様書に新潟県とあるものは南魚沼市に置き換える。

別　表（建築改修工事）

号	項　目	置き換えの改修標仕の規定
	1章　一般共通事項	
(1)	1.1.2　用語の定義	(1)「監督員」とは、約款第10条の規定により受注者に通知された者をいう。
		(14)「書面」とは発行年月日が記載され、署名又は捺印した文書、及び新潟県CALSシステム上で電子決済処理された電磁的記録をいう
		(21)「工事検査」とは、約款に規定する次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。（ただし、②に係る検査を除く。） ①工事の完成(約款第32条) ②部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等(約款第38条) ③部分引渡しの指定部分に係る工事の完成(約款第39条) ④契約の解除時における出来形部分(約款第48条) ⑤必要があると認めたときの臨時検査(約款第50条)
(2)	1.4.2材料の品質等	(a)工事に使用する材料は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　建築材料等評価名簿（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）契約時の最新版」の名簿に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とするほか、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する材料は、新品でなくてもよい。
		(b)使用する材料が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。 ただし、ＪＩＳ又は　ＪＡＳのマーク表示のある材料を使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合(次の(1)から(3)のいずれかに該当する材料を使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたとみなすことができる。）は、資料の提出を省略することができる。 (1)建築基準法その他の認定品で、マーク等の確認ができる材料 (2)建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿に記載されている材料又は製造所の製品（特記で改修標仕及び標仕の規定に基づく品質及び性能以外を規定した場合を除く。） (3)特記により指定された材料又は製造者の製品
(3)	1.4.4　材料の検査等	(a)現場に搬入した材料は、種別ごとに監督員の検査を受ける。 ただし、次の(1)若しくは(2)に該当する場合またはあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (1)工事完成検査時または工事写真で、ＪＩＳ若しくは　ＪＡＳのマークを確認できる場合 (2)建築基準法その他の認定品と指定された材料で、工事完成検査時または工事写真で品質、性能を証明するマーク等を確認できる場合
(4)	1.7.1　工事検査	(b)約款に規定する部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。
		(d)(a)から(c)の通知に基づく検査及び約款第48条及び第50条に規定する検査は、発注者から通知された検査日に　検査を受ける。

Ⅱ　特記仕様

1. 項目は、番号に ○ 印の付いたものを適用する。
2. 特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。
⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙印と※印の付いた場合は、共に適用する。
3. 特記事項の記載の[　．　]内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の(　．　)内表示番号は、標仕の当該項目、当該図または当該表を示す。
4. 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また（　）内は製品名を示す。

章	項　目	特　記　事　項
① 一般共通事項	① 工事実績情報の登録	※請負工事費500万円以上の場合、登録する　[1.1.4]
	② 概成工期	※無し　・有(工期　平成　年　月　日)　[1.2.1]
	③ 内部の工事期間等	※着手　平成　年 月 日 ～ 終了　平成　年 月 日までとする。 ※工事請負約款第34条に基づき、部分使用承諾書により、施設内部の使用を開始する。 ※次の作業は内部工事着手前に行える。ただし、着手日、作業箇所は施設及び監督員と協議のうえ決定する。 ※外部足場組等の仮設工事 ※工場制作のための現場寸法調査
	④ 品質計画等	建築基準法に基づき指定する条件　[1.2.2] ・地区の区分に応じた風速（Vo（m／sec））　・３０　・３２ ・地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ ・多雪地域の指定　積雪区分　建告示第１４５５号　別表（　）
	⑤ 監理技術者の要件	※次に掲げる基準を全て満たす監理技術者を専任で配置できること。 １　建築工事の施工に関し、１０年以上の実務経験を有すること。 ② 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格取得後４年以上の実務経験を有すること。
	⑥ 電気保安技術者	⊙要（ 第１種電気工事士 ）　・不要　[1.3.3]
	⑦ 発生材の処理等	１０追加特記　８「発生材の処理等」による。　[1.3.8]
	⑧ 特別な材料の工法	改修標仕及び標仕に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定工法による。
	⑨ 施工数量調査の方法	目視及び打診(必要に応じて破壊)による調査を行う。調査範囲及び調査内容は各章による。　[1.5.2]
	⑩ 技能士	[1.6.2] 適用工事種別 ｜ 技能検定の職種 防水改修工事 ｜ ⊙ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業　・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業　・塗膜防水工事作業　・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業　・左官　・建築板金(内外装板金作業) 外壁改修工事 ｜ ・左官　・ﾀｲﾙ張り　・塗装(建築塗装作業)　・樹脂接着剤注入施工 建具改修工事 ｜ ⊙ｻｯｼ施工　⊙ｶﾞﾗｽ施工 内装改修工事 ｜ ⊙建築大工　・左官　・表装(壁装作業)　・内装仕上げ施工(・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系仕上げ　・ﾎﾞｰﾄﾞ仕上げ　⊙鋼製下地工事)　・ﾀｲﾙ張り 塗装改修工事 ｜ ⊙塗装(建築塗装作業) 耐震改修工事 ｜ ⊙とび　・型枠施工　・鉄筋施工 環境配慮改修工事 ｜ ・防水施工(ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業)　・ｶﾞﾗｽ施工　・造園 ﾌﾞﾛｯｸ､ALCﾊﾟﾈﾙ工事 ｜ ・ﾌﾞﾛｯｸ建築　・ＡＬＣﾊﾟﾈﾙ施工 石工事 ｜ ・石材施工(石張り施工)
	11 見本施工	※実施しない　・実施する(　)　[1.6.5]
	12 化学物質の濃度測定	１０追加特記 ９「化学物質の濃度測定」による。　[1.6.9]
	⑬ 完成図等	※下記のものを作成し提出する。なお、作成方法等は、監督員の指示による。 ・案内図及び配置図　・平面図　・立面図　・断面図　[1.8.1～1.8.3] ・仕上表　・建物の保全に関する説明書(取扱説明書を含む。) ※原図　※陽画複写図　部　⊙ＣＡＤデータ
	⑭ 施工図等の取扱	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。
	⑮ 工事完成写真	※同一箇所の改修前と改修後が比較出来るように整理のうえ監督員に提出する。 ※提出部数 2 部
	⑯ 工事施工状況写真	※工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　営繕工事写真撮影要領(平成24年版)・同解説　工事写真の撮り方　建築編」を参考に、撮影計画書を作成して、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略できる。 ※提出部数 1 部
	⑰ 設備工事との取合い	１０追加特記　４「工事区分表」による。
② 仮設工事	1 監督員事務所等	・監督員事務所　・10　・20　・35　・65　・　㎡程度を設ける。　[2.4.1] ・仮設事務所の中に監督員用空間を　㎡程度確保する。
	② 監督員が使用できる備品等	監督員が使用できる備品として、下記のものを工事期間中現場に用意し、貸与する。 ⊙保護帽 3 ケ　⊙両具 3 着　⊙長靴 3 足　⊙安全帯 3 組
	③ 工事用水	構内既存の施設　・利用できない　※利用できる（※有償　・無償）
	④ 工事用電力	構内既存の施設　・利用できない　※利用できる（※有償　・無償）
	⑤ 仮設建物等	現場事務所、倉庫、下小屋等の仮設建物の位置はあらかじめ監督員の承諾を受ける。
	⑥ 外部足場	外部足場は枠組足場とする。 「手すり先行工法に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」に基づく足場の設置に当たっては、同ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝの別紙１「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
	⑦ 内部仕上足場	・架台足場　⊙枠組棚足場　・　[2.2.1]
	⑧ 養生	既存部分の養生　※ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ等　⊙ 床養生：養生シート+コンパネ　[2.3.1] 既存家具等の養生　※ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ等　・　[2.3.1] 備品等の移動　[2.3.1] ※監督員の指示による施設内移動とする。(対象備品の移動先は、図示による) ・行わない
	９ 仮設開仕切り	仮設開仕切り等の種別　[2.3.2][表2.3.1] 種別 ｜ 下地 ｜ 仕上げ材(厚さmm) ｜ 充填材(mm) ｜ 塗装 ・A種 ｜ ※軽量鉄骨 ｜ ※せっこうﾎﾞｰﾄﾞ(※9.5 ・) ｜ 厚さ(　) ｜ ※無し ※B種 ｜ ・木造 ｜ ・合板(※9 ・) ｜ ｜ ・片面 ・C種 ｜ 単管 ｜ 防炎シート ｜ ｜ 仮設扉 ｜ ※木製扉 ｜ 合板張り程度 ｜ ・行う ｜ ※無し ｜ ｜ ｜ 厚さ(　) ｜ ・片面
③ 防水改修工事	① 施工数量調査	[1.5.2] 下記の調査結果について、施工方法、施工箇所、施工数量等をまとめた施工数量調査報告書を提出し、監督員の承諾を得て施工する。 調査範囲 屋根、庇等の防水改修工事の対象となる既存ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ﾓﾙﾀﾙ面等 調査内容 ひび割れの幅及び長さを屋根面等に図示する。 浮き部分、欠損部を屋根面等に表示する。また、脆弱部を調査する。 部分的な水はけ不良部や勾配不良の箇所を屋根面等に表示する。
	② 防水の保証等	※防水工事は、新潟県防水工事業協同組合員の施工とし、請負者は新潟県防水工事業協同組合と連名の保証書を提出する。ただし、県が認めた場合は、組合員外の施工とすることができる。この場合は、請負者と施工者との連名の保証書とする。 工法種別 ｜ 施工箇所 ｜ 保証期間 ⊙改良ｱｽﾌｧﾙｼｰﾄ防水 断熱機械固定工法 ｜ 屋上 ｜ １０年間 ・　工法 ｜ ｜ １０年間 ・　工法 ｜ ｜ １０年間
	3 アスファルト防水	[3.1.4][表3.1.1][3.3.3][表3.3.3～表3.3.10] 防水改修工法の種類 ｜ 施工箇所 ｜ 新規防水工法の種別 保護防水 ・Ｐ１Ｂ ｜ ｜ ・Ｂ-1　※Ｂ-2 ・Ｐ１Ｂｉ・Ｔ１Ｂｉ ｜ ｜ ・ＢＩ-1　※ＢＩ-2 ・Ｐ２Ａｉ ｜ ｜ ・ＡＩ-1　※ＡＩ-2 ・Ｐ２Ａ ｜ ｜ ・Ａ-1　※Ａ-2 露出防水 ・Ｍ４Ｃ ｜ ｜ ・Ｃ-1　※Ｃ-2 ・ＰＯＤ・Ｍ３Ｄ ｜ ｜ ・Ｄ-1　※Ｄ-2 ・ＰＯＤ・Ｍ３ＤＩ・Ｍ４ＤＩ ｜ ｜ ・ＤＩ-1　※ＤＩ-2 仕上げ塗料塗り ※有り（・ｼﾙﾊﾞｰ　・ｶﾗｰ）使用量は製造所標準仕様 屋内防水 ・Ｐ１Ｅ・Ｐ２Ｅ ｜ ｜ ・Ｅ-1　※Ｅ-2 アスファルトの種類　※３種　・　[3.2.2][3.3.2] ・二重ドレンの設置（・PODエ法　・PODIエ法）　[3.2.5] ・既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去（M4Cエ法、M4DIエ法）　[3.2.6] ・粘着層付改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ　厚さ(mm)　※1.5以上　・　[3.3.2] ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ　厚さ(mm)　※3.0以上　・　[3.3.2] ・断熱材（屋根保護又は露出防水断熱工法）　[3.3.2] 厚さ(mm)　※25　・ 材質　屋根保護工法　※Ａ種押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ3種bｽｷﾝ層付き 材質　露出防水断熱工法　※Ａ種硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ2種1号または2号 乾式保護材の材料　[3.3.2] 種類 ｜ 寸法(mm)：厚さ×幅 ｜ 摘要 ・押出成型ｾﾒﾝﾄ板(窯業系ﾊﾟﾈﾙ) ・Ⅰ類 ・Ⅱ種 ｜ ※15　× ・　× ｜ ・無石綿に限る ・金属複合板 ｜ ※12　× ｜
	4 改質ｱｽﾌｧﾙﾄシート防水	[3.1.4][表3.1.1][3.4.2][3.4.3][表3.4.1～表3.4.3] 防水改修工法の種類 ｜ 施工箇所 ｜ 新規防水層の種別 ｜ シートの厚さ(mm) 密着工法 ・Ｍ４ＡＳ ｜ ｜ ・AS-T1 ｜ 下層用　※2.5以上　・ ｜ ｜ ｜ 上層用　※3.0以上　・ ｜ ｜ ・AS-T2 ｜ ※4.0以上　・ ｜ ｜ ・AS-J3 ｜ ※3.0以上　・ 絶縁工法 ・Ｍ３ＡＳ・ＰＯＡＳ ｜ ｜ ・AS-T3 ｜ 下層用　※1.5以上　・ ｜ ｜ ｜ 上層用　※3.0以上　・ ｜ ｜ ・AS-T4 ｜ ※4.0以上　・ ｜ ｜ ・AS-J2 ｜ ※1.5以上　・ ※2.0以上　・ ｜ ｜ ・AS-J4 ｜ ※3.0以上　・ 断熱工法 ⊙Ｍ３ＡＳＩ ⊙Ｍ４ＡＳＩ ・ＰＯＡＳＩ ｜ ｜ ・ASI-T1 ｜ 下層用　※1.5以上　・ ｜ ｜ ｜ 上層用　※3.0以上　・ ｜ ｜ ⊙ASI-J1 ｜ 下層用　※1.5以上　⊙2.4 ｜ ｜ ｜ 上層用　※2.0以上　⊙2.9 ⊙二重ドレンの設置（POAS工法及びPOASI工法の場合）　[3.2.5] ・既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去（M4AS工法及びM4ASI工法）　[3.2.6] ⊙断熱工法の断熱材の厚さ（mm）⊙25　材質　⊙硬質ウレタンフォーム　[3.4.2] ⊙下地に部分的に密着又は接着を行う工法　※製造所の標準仕様　・　[3.4.4]
	5 合成高分子系ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ防水	[3.1.4][表3.1.1][3.5.2][3.5.3][表3.5.1] 防水改修工法の種類 ｜ 施工箇所 ｜ 新規防水層の種別(厚さ(mm)) ｜ 備考 脱気装置 ｜ 二重ﾄﾞﾚﾝ ・ＰＯＳ工法 ・Ｓ４Ｓ工法 ｜ ｜ ・S-F1(※1.2　・) ・S-F2(※2.0　・) ・S-M1(※1.5　・) ・S-M2(※1.5　・) ・S-M3(※1.2　・) ｜ POS工法 ・設ける ｜ POS工法 ・設ける ・ＳＳＳ工法 ・Ｍ４ＳＩ工法 ｜ ｜ ・S-F1(※1.2　・) ・S-M1(※1.5　・) ・S-M2(※1.5　・) ・S-M3(※1.2　・) ｜ ・設ける ｜ 断熱工法 ・ＰＯＳＩ ・ＳＳＳＩ ｜ ｜ ・SI-F1(※1.2　・) ・SI-F2(※2.0　・) ・SI-M1(※1.5　・) ・SI-M2(※1.5　・) ・SI-M3(※1.2　・) ｜ POSI工法 ・設ける ｜ POSI工法 ・設ける ・ＳＳＳＩ ｜ ｜ ・SI-F1(※1.2　・) ・SI-F2(※2.0　・) ｜ ・設ける ｜ ・Ｍ４ＳＩ ｜ ｜ ・SI-M1(※1.5　・) ・SI-M2(※1.5　・) ・S-M3(※1.2　・) ｜ ｜ 仕上げ塗料塗り（S-F1,SI-F1,S-M1,SI-M1の場合）　・ｼﾙﾊﾞｰ　・ｶﾗｰ 新規防水層の使用分類　※非歩行　・軽歩行 断熱工法の断熱材(原則としてオゾン層破壊物質を含まないものとする。)　[3.5.3] ・架橋形発砲ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ　厚さ(　)mm ・押出法ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ3種b　厚さ(　)mm PCｺﾝｸﾘｰﾄ部材下地　[3.5.4] 目地処理（接着工法）　※図示 入隅部の増張り（種別S-F1、SI-F1の場合）　・行う（幅　mm程度）
	6 塗膜防水	[3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1][表3.6.2] 防水改修工法の種類 ｜ 施工箇所 ｜ 新規防水層の種別 ｜ 仕上げ塗料塗り ・ＰＯＸ ｜ ｜ ※X-1　・X-2 ｜ ・ｼﾙﾊﾞｰ ・Ｌ４Ｘ ・Ｐ１Ｙ ｜ ｜ ・X-1　※X-2 ※Y-2 ｜ ・ｶﾗｰ ・Ｐ２Ｙ ｜ ｜ ※Y-2 ｜ ・二重ﾄﾞﾚﾝの設置（POX工法の場合）　[3.2.5] ・既存塗膜防水層表面仕上げ塗装の除去（L4X工法の場合）　[3.2.6] ・保護層　・設ける（P1Y、P2Y工法の場合）　[3.6.3]
	⑦ 脱気装置	[3.3.3][表3.3.8][表3.3.9][3.4.3][表3.4.2][表3.4.3][3.5.3][3.6.3] 種類 ｜ 材料 ⊙平面部脱気型 ｜ ※製造所標準仕様（立上り型）・ｽﾃﾝﾚｽ製　・ｱﾙﾐ製又はｱﾙﾐ鋳物 ・立上り部脱気型 ｜ ※製造所標準仕様 ※設置数量は製造所指定数量による。
	8 シーリング	[3.1.4][表3.1.2][3.7.4～3.7.7] 改修工法の種類 ｜ 施工箇所 ・ｼｰﾘﾝｸﾞ充填工法 ・ｼｰﾘﾝｸﾞ再充填工法 ・拡幅ｼｰﾘﾝｸﾞ再充填工法 ・ﾌﾟﾗｲﾏｰ工法 ・ﾎﾞﾝﾄﾞﾌﾞﾚｰｶｰ張り及びｴｯｼﾞﾝｸﾞ材張り（ﾌﾟﾗｲﾏｰ工法の場合）　[3.7.7] ｼｰﾘﾝｸﾞ材の種類及び施工箇所　[3.7.2][表3.7.1] ※下表以外は、改修標仕表3.7.1を標準とする 施工箇所 ｜ ｼｰﾘﾝｸﾞ材の種類(記号) 接着性試験　[3.7.8] ※簡易接着性試験　・引張接着性試験（対象施工部位　） ただし試験成績書を監督員に提出し、承諾を得た場合は試験を省略できる

特記事項：　本仕様書は、工事発注後又は工事の途中において最新版に改訂された場合は、この最新版に準ずるものとする。

適合確認　/ / /　/ / /

THINK DAIWA ARCHITECT DESIGN OFFICE

一級建築士事務所　大和設計

一級建築士事務所　新潟県知事登録（リ）第９３１号
一級建築士第９９３８６号　管理建築士　青木重吉

設計協力事務所

承認	審査		設計責任	製図
青木	意匠	構造（構造設計一級建築士）		

工事名　浦佐小学校体育館改修工事

図面名　建築工事仕様書（その１）

日付　2015/03/

縮尺　Noscale

図面番号　意匠　０２

③ 防水改修工事

8 シーリング

撤去既存ｼｰﾘﾝｸﾞの処理
事前調査等　・行う(下記の要領で分析する)　・行わない
現場においてｻﾝﾌﾟﾙを採集し、専門分析機関で分析を行う。
採取個所　※外壁目地　・建具周囲目地　・図示
採取個所数　・部材が異なる毎に1箇所　・図示

分析によりPCBの含有が確認された場合は、下記により施工調査等を行い、
適切に処理を行う
調査範囲　※今回改修工事範囲全て　・図示
調査内容　ｼｰﾘﾝｸﾞ使用部位及び長さの確認
施工範囲とエ事監理区分の確認
仮設計画
廃棄物等の搬出方法

9 とい

材種　[3.8.2][表3.8.1]
※配管用鋼管　・硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管　・ﾘｻｲｸﾙ硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ発泡三層管
鋼管製といの防露　[3.8.3][表3.8.4]
※改修標仕表3.8.4による　・
たてどい受け金物の取付け　※図示　・標仕13.5.3(d)(2)による [3.8.3](13.5.3)

10 ｱﾙﾐﾆｳﾑ製笠木

ｵｰﾌﾟﾝ形式ｱﾙﾐﾆｳﾑ製笠木の種類　[3.9.2][3.9.3][表3.9.1]

種　類	板厚(mm)	表面処理及び色合い	固定間隔	下地補修
・100形	1.5以上	・A-1又はB-1種(無着色)	建築基準法に基づく指定する条件により定める	※行う (図示)
・250形	1.6以上	・B-2種		・行わない
・300形	1.8以上	・ブラウン系		
・350形	2.0以上	・ブラック		
		・ステンカラー		

板材折曲げ形ｱﾙﾐﾆｳﾑ製笠木の取付工法
笠木の固定金具は改修標仕3.9.3(b)(1)とし、それ以外の取付方法は図示による。

4-1 外壁改修工事共通事項

1 施工数量調査　[1.5.2]

下記の劣化状況調査の結果について、施工方法、施工箇所、施工数量等をまとめた施工数量調査報告書を提出し、監督員の承諾を得て施工する。
調査範囲
仕上塗材仕上げの下地となる外壁、庇等の躯体ｺﾝｸﾘｰﾄ面、既存ﾓﾙﾀﾙ、ﾀｲﾙ等の面
調査内容
ひび割れの幅及び長さを壁面等に図示する。
ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。
浮き部分を壁面に表示する。また、ﾓﾙﾀﾙの剥離・剥落など欠陥部分を調査する。
ｺﾝｸﾘｰﾄの表面の剥がれ及び剥落部を壁面に表示する。
仕上塗材等の劣化部分、剥落部等を壁面に表示する。
新規仕上塗材の美観に影響を与えるおそれのある段差部等を壁面に表示する。

2 外壁改修の保証等

※外壁改修工事(劣化状況調査、劣化部補修及び下地処理、ｼｰﾘﾝｸﾞ、仕上塗材仕上)は、新潟県外壁補修工事業協同組合員(以下、「組合員」という。)の施工とする。ただし、やむを得ない場合は、劣化部補修を組合員以外の施工とすることができる。その場合は、組合員の施工指示による。
※外壁改修工事について、受注者は新潟県外壁補修工事業協同組合と連名の保証書を提出する。　※ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造の外壁は保証対象範囲外

種類	保証範囲	保証期間
防水型複層塗材E (JIS-A6909)	外壁下地・塗装面	１０年
外装薄塗材E (JIS-A6909)	外壁下地のみ	１０年

4-2 コンクリート打放し仕上げ外壁改修工事

1 ひび割れ部改修工法　[4.1.4][4.3.4]

・樹脂注入工法

注入工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ	0.2以上～1.0以下	※200～300	※130
樹脂注入工法		・	・
・手動式ｴﾎﾟｷｼ	0.2以上～0.3以下	※50～100	※40　・
樹脂注入工法	0.3超え～0.5以下	※100～200	※70　・
・機械式ｴﾎﾟｷｼ	0.5超え～1.0以下	※150～250	※130　・
樹脂注入工法		・	・

注入材料　[4.2.2]
※建築補修用注入ｴﾎﾟｷｼ樹脂(JIS A6024低粘度形又は中粘度形)
・
検査(ｺｱ抜取り)　[4.3.4]
※行わない
・行う　抜取り部の補修方法
※充填工法(・ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾓﾙﾀﾙ　・ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ)　[4.3.7]

・Uｶｯﾄｼｰﾙ材充填工法　[4.1.4][4.2.2][4.3.5]

充 填 材 料	種　別	備　考
・ｼｰﾘﾝｸﾞ材	※1成分形又は2成分形 ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ系ｼｰﾘﾝｸﾞ材	ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙの充填 ※行わない　・行う
・可とう性ｴﾎﾟｷｼ樹脂		

・ｼｰﾙ工法　[4.1.4][4.2.2][4.3.6]
ｼｰﾙ材料
・ﾊﾟﾃ状ｴﾎﾟｷｼ樹脂
・可とう性ｴﾎﾟｷｼ樹脂
※改修標仕4.3.6(b)(3)を「ﾌﾟﾗｲﾏｰを塗布したのち、ｼｰﾙ材をﾊﾟﾃへら等でｸﾗｯｸに押し込み、周囲と平滑に仕上げる。」と読み替える。

2 欠損部改修工法　[4.1.4][4.2.2][4.3.7]

※充填工法
充填材料
・ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾓﾙﾀﾙ
※ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ
ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙの塗り厚が20mmを超える場合、または現状成形が不可能な場合は監督員と協議すること。

4-3 モルタル塗り仕上げ外壁改修工事

1 既存モルタル塗りの撤去

・行う(※全面　・図示の範囲)

2 ひび割れ部改修工法

・既存ﾓﾙﾀﾙ撤去工法(範囲は図示　撤去部分の補修は3.欠損部改修工法による)
・樹脂注入工法　[4.1.4][4.3.4][4.4.2][4.4.5]

注入工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ	0.2以上～1.0以下	※200～300	※130
樹脂注入工法		・	・
・手動式ｴﾎﾟｷｼ	0.2以上～0.3以下	※50～100	※40　・
樹脂注入工法	0.3超え～0.5以下	※100～200	※70　・
・機械式ｴﾎﾟｷｼ	0.5超え～1.0以下	※150～250	※130　・
樹脂注入工法		・	・

注入材料　[4.2.2]
※建築補修用注入ｴﾎﾟｷｼ樹脂(JIS A6024低粘度形又は中粘度形)
・
検査(ｺｱ抜取り)　[4.3.4][4.4.5]
※行わない
・行う　抜取り部の補修方法
※充填工法(・ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾓﾙﾀﾙ　・ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ)　[4.3.7]
・Uｶｯﾄｼｰﾙ材充填工法　[4.1.4][4.2.2][4.3.5][4.4.6]

充 填 材 料	種　別	備　考
・ｼｰﾘﾝｸﾞ材	※1成分形又は2成分形 ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ系ｼｰﾘﾝｸﾞ材	ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙの充填 ※行わない　・行う
・可とう性ｴﾎﾟｷｼ樹脂		

・ｼｰﾙ工法　[4.1.4][4.2.2][4.3.6][4.4.7]
ｼｰﾙ材料
・ﾊﾟﾃ状ｴﾎﾟｷｼ樹脂
・可とう性ｴﾎﾟｷｼ樹脂
改修標仕4.3.6(b)(3)を「ﾌﾟﾗｲﾏｰを塗布したのち、ｼｰﾙ材をﾊﾟﾃへら等でｸﾗｯｸに押し込み、周囲と平滑に仕上げる。」と読み替える。

3 欠損部改修工法

・充填工法　[4.1.4][4.2.2][4.3.7][4.4.8]
充填材料　※ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ
・ﾓﾙﾀﾙ塗替え工法　[4.1.4][4.2.2][4.4.9]
仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処置
※ｽﾃﾝﾚｽ製ｱﾝｶｰﾋﾟﾝを縦横200mm程度の間隔に打ち込み、ｽﾃﾝﾚｽﾗｽ等を張る。
・図示
既製目地材　・適用する(形状　※図示　・　)　[4.2.2]

4 浮き部改修工法

ﾓﾙﾀﾙを撤去しない場合　[4.1.4][4.2.2][4.4.10]～[4.4.15][表4.4.3][表4.4.4]

改修工法の種類	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数(本/㎡)		注入口の箇所数(箇所/㎡)		充填量	注入量
	一般部	指定部	一般部	指定部	(ml/箇所)	(ml/箇所)
・ｱﾝｶｰﾋﾟﾆﾝｸﾞ部分	※16	※25			※25	
ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	・	・			・	
・ｱﾝｶｰﾋﾟﾆﾝｸﾞ全面	※13	※20	※12	※20	※25	※25
ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	・	・	・	・	・	・
・ｱﾝｶｰﾋﾟﾆﾝｸﾞ全面	※13	※20	※12	※20	※25	※50
ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・

ｱﾝｶｰﾋﾟﾝ　[4.2.2]
材質　※ｽﾃﾝﾚｽSUS304、呼び径4mmの丸棒で全ﾈｼﾞ切り加工したもの
・

4-4 タイル張り仕上げ外壁改修工事

4 浮き部改修工法

ﾀｲﾙを撤去しない場合[4.1.4][4.2.2][4.4.10～4.4.15][4.5.4][表4.4.3][表4.4.4]

改修工法の種類	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数(本/㎡)		注入口の箇所数(箇所/㎡)		充填量	注入量
	一般部	指定部	一般部	指定部	(ml/箇所)	(ml/箇所)
・ｱﾝｶｰﾋﾟﾆﾝｸﾞ部分	※16	※25			※25	
ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	・	・			・	
・ｱﾝｶｰﾋﾟﾆﾝｸﾞ全面	※13	※20	※12	※20	※25	※25
ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	・	・	・	・	・	・
・ｱﾝｶｰﾋﾟﾝｸﾞ部分	※13	※20	※12	※20	※25	※50
ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・

ｱﾝｶｰﾋﾟﾝ　[4.2.2]
材質　※ｽﾃﾝﾚｽSUS304、呼び径4mmの丸棒で全ﾈｼﾞ切り加工したもの
・

5 陶磁器質ﾀｲﾙ張り

ﾀｲﾙの種類　[4.2.2][4.5.7][4.5.8]

施工場所・用途	形状寸法	耐凍害性		うわぐすり		役　物		色		備　考
	(mm)	あり	なし	施釉	無釉	あり	なし	標準	特注	

備考欄に記載された商品名等は、品質の程度を示すための参考商品名である。
役物：標準的な曲がり(小口、標準、二丁、屏風)の役物は一体成形とする
ﾀｲﾙの見本焼き　※行わない　・行う　[4.2.2]

壁ﾀｲﾙ張りの工法　[4.5.8][表4.5.3]
外装ﾀｲﾙ　・密着張り　・ﾏｽｸ張り
ﾀｲﾙの試験張り　※行わない　・行う　[4.2.2]

6 目地改修工法

・目地ひび割れ部改修工法　[4.1.4][4.5.16]
・伸縮目地改修工法　[4.1.4][4.5.16]

4-5 塗り仕上げ外壁改修工事

1 既存塗膜等の除去及び下地処理

既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法　[4.6.3][表4.6.2～表4.6.5]

工　法	処 理 範 囲	下地ひび割れ部等の補修
・ｻﾝﾀﾞｰ工法	※既存仕上げ面全体　・	・ひび割れ部改修工法
※高圧水洗工法	※既存仕上げ面全体(外装薄塗材)30Mpa ※既存仕上げ面全体(防水型複層塗材)15Mpa	・浮き部改修工法 ・欠損部改修工法
・塗膜はく離剤工法	※既存仕上げ面全体　・	
・水洗い工法	※上記処理範囲以外の既存仕上面全体 ・	

2 下地調整

※下地調整塗材　[4.2.2][4.6.3]
・ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ
・防水形仕上げ塗材主材

3 仕上げ塗材

種類、仕上げの形状、工法　[4.1.4][4.2.2][表4.2.4][表4.2.5]

種　類	呼 び 名	仕上げの形状
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材E	・砂壁状　・着色骨材砂壁状
・複層仕上塗材	・複層塗材CE ・複層塗材E ・複層塗材RE ※防水形複層塗材E ・防水形複層塗材RS	・ゆず肌状　・凸部処理　・凹凸模様 耐候性　※耐候形３種　・耐候形２種 上塗材 溶媒　※水系　・溶剤形 樹脂　※ｱｸﾘﾙ系　・ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ系 外観　※つやあり　・つやなし　・ﾒﾀﾘｯｸ 防水形の増塗材　※行う

防火材料　・建築基準法に基づく指定又は認定を受けた材料とする。　[4.2.2]

⑤ 建具改修工事

1 改修工法　[5.1.3]

改修工法	適　用　箇　所
⊙かぶせ工法	※建具表による
・撤去工法	※建具表による

2 見本の製作等

・見本の製作　(建具番号　)　[5.1.5]
・特殊な建具の仮組　(建具番号　)

3 防犯建物部品

※適用する(適用部品及び適用位置は図示による)　[5.1.7]

④ ｱﾙﾐﾆｳﾑ製建具

外部に面する建具の性能等級　[5.2.2][5.2.4][表5.2.1]

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
・A種	S－4	※A－3	※W－4	※70	
※B種	S－5				
・C種	S－6	A－4	W－5	100	

表面処理　[5.2.4][表5.2.2]

施工箇所	種　別	色 合 い 等
外部建具	※B－1種	無着色
	・B－2種	標準色(※ﾌﾞﾗｳﾝ系　・ﾌﾞﾗｯｸ　・ｽﾃﾝｶﾗｰ)
	・	・
内部建具	※C－1種又はB－1種	無着色
	・C－2種又はB－2種	標準色(※ﾌﾞﾗｳﾝ系　・ﾌﾞﾗｯｸ　・ｽﾃﾝｶﾗｰ)

⑤ 網戸

防虫網　[5.2.3]
網の種別　※合成樹脂製　・ｶﾞﾗｽ繊維入り合成樹脂製　⊙ｽﾃﾝﾚｽ(SUS316)製
形　式　⊙外部可動式　・固定式　⊙図示

6 樹脂製建具

外部に面する建具の性能等級　[5.3.2][5.3.4][表5.3.1]

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
・A種	S－4	A－4	※W－4	※ 70	
※B種	S－5		W－5	・	
・C種	S－6				

⑤ 建具改修工事

6 樹脂製建具

外部に面する建具の遮音性能等級　[5.3.2][5.3.4][表5.3.2]

種別	遮音性能	施工箇所
・T－A種	・T－1	
・T－B種	・T－2	

外部に面する建具の断熱性能等級　[5.3.2][5.3.4][表5.3.3]

種別	断熱性能	性能値(㎡・K/W)	施工箇所
・H－A種	・H－4	0.344以上	
・H－B種	・H－5	0.430以上	

ガラス　※複層ガラス　・単層ガラス　・三重ガラス　[5.3.3]
表面色　標準色(※ﾌﾞﾗｳﾝ系　・ﾌﾞﾗｯｸ　・ｽﾃﾝｶﾗｰ)　[5.3.4]
水切り　※図示　[5.3.5]

7 鋼製建具(標準型鋼製建具を含む)

簡易気密扉の簡易気密型ﾄﾞｱｾｯﾄ性能値　[5.4.2][5.4.6][表5.4.1]
※適用する(適用箇所は建具表による)
外部に面する建具の耐風圧性　[5.4.2][5.4.6][表5.2.1]
・S－4　・S－5　・S－6

鋼板類の厚さ(1枚戸の有効開口幅950mm又は有効高さ2,100mmを超える場合)
※下表以外は表5.4.2による　[5.4.4][表5.4.2]

区　分		使用箇所	厚さ(mm)
窓	枠類	外部の下枠、水切り板	2.3
出入口	枠類	外部に面するスイングドアの建具	2.3
	戸	中骨	2.3

・図示

8 鋼製軽量建具(標準型鋼製軽量建具を含む)

簡易気密型ﾄﾞｱｾｯﾄの性能値の適用は建具表による　[5.5.2][5.5.6]

9 ｽﾃﾝﾚｽ製建具

簡易気密型ﾄﾞｱｾｯﾄの性能値の適用は建具表による　[5.4.2][5.6.2][表5.4.1]
外部に面する建具の耐風圧性　[5.4.2][5.6.2][表5.2.1]
・S－4　・S－5　・S－6

10 木製建具

かまち戸の樹種　かまち(　)　鏡板(　)　(16.7.2)
ふすまの上張り　※新鳥の子又はﾋﾞﾆﾙ紙程度　・鳥の子　(表16.7.3)
ふすまの縁の仕上げ　・塗り縁　・生地縁　(表16.7.9)

11 建具用金具

ﾏｽﾀｰｷｰ　※製作する(　本)　・製作しない　[5.7.4]
鍵札数量　・錠前１組に２枚とする　・錠前１組に　枚とする
かぎ箱　市販品　形式　・３０組用　・６０組用　・１２０組用　・

12 自動ﾄﾞｱ開閉装置

自動ﾄﾞｱの開閉機構　[5.8.3][表5.8.3]

開 閉 方 法	センサーの種類
※ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞﾄﾞｱ ・ｽｲﾝｸﾞﾄﾞｱ	・ﾏｯﾄｽｲｯﾁ　・電子ﾏｯﾄｽｲｯﾁ　・ﾀｯﾁｽｲｯﾁ　※光線ｽｲｯﾁ ・音波ｽｲｯﾁ　・ﾍﾟﾀﾞﾙｽｲｯﾁ　・熱線ｽｲｯﾁ　・光電ｽｲｯﾁ ・押しﾎﾞﾀﾝｽｲｯﾁ　・多機能便所ｽｲｯﾁ

凍結防止措置　※行わない　・行う(　)　[5.8.3]

13 自閉式上吊り引戸装置

※適用する(適用建具及び適用位置は図示による)　[5.9.1]

14 重量ｼｬｯﾀｰ

外部に面するｼｬｯﾀｰの耐風圧強度(　) N/㎡　[5.10.2]
開閉機能　※上部電動式(手動併用)　・上部手動式　[5.10.2][表5.10.1]
一般重量ｼｬｯﾀｰのｼｬｯﾀｰｹｰｽ　※設ける　・設けない　[5.10.2]

15 軽量ｼｬｯﾀｰ

開閉形式　※手動式　・上部手動式(手動併用)　[5.11.2][表5.11.1]
外部に面するｼｬｯﾀｰの耐風圧強度(　) N/㎡　[5.11.2]
スラット　厚さ(mm)　・0.5　・0.6　・0.8　・1.0　[表5.11.2]
材質　※塗装溶融亜鉛めっき鋼板又は鋼帯　[5.11.3]
形状　※ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞ形　・ｵｰﾊﾞｰﾗｯﾋﾟﾝｸﾞ形　[5.11.4]
ｶﾞｲﾄﾞﾚｰﾙ等　※鋼板製　・ｽﾃﾝﾚｽ製SUS304(厚さ1.5mm)　[表5.11.2]
ｼｬｯﾀｰｹｰｽ　厚さ(mm)　・0.4　・0.8　[表5.11.2]

16 ｵｰﾊﾞｰﾍｯﾄﾞﾄﾞｱ

[5.12.2][5.12.3][表5.12.1]

セクション材料	開閉方式	収納形式	ｶﾞｲﾄﾞﾚｰﾙ
※スチールタイプ	※ﾊﾞﾗﾝｽ式	・ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ形	・溶融亜鉛ﾒｯｷ鋼板
・アルミニウムタイプ	・ﾁｪｰﾝ式	・ﾛｰﾍｯﾄﾞ形	※ｽﾃﾝﾚｽ鋼板(SUS304)
・ファイバーグラスタイプ	・電動式	・ﾊｲﾘﾌﾄ形	
		・ﾊﾞｰﾁｶﾙ形	

耐風圧性能による区分　・５０　・７５　・１００　・１２５　[5.12.2]

⑰ ｶﾞﾗｽ

下記以外は、建具表による　[5.13.2]
・合わせガラス
特性による種類　※ Ⅱ-1類
・強化ガラス

材料板ｶﾞﾗｽによる種類	特性による種類
・ﾌﾛｰﾄ強化ｶﾞﾗｽ	Ⅲ類(曲面はⅠ類)
・型板ｶﾞﾗｽ	

・熱線吸収板ガラス

材料板ｶﾞﾗｽによる種類	色　調
・熱線吸収ﾌﾛｰﾄ板ｶﾞﾗｽ	・ﾌﾞﾙｰ　・ｸﾞﾚｰ　・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ　・ｸﾞﾘｰﾝ
・熱線吸収網入り磨き板ｶﾞﾗｽ	

・複層ガラス

品　質	断熱性、日射遮へい性による区分
・断熱複層ｶﾞﾗｽ	※U３－１　・U３－２
・日射熱遮へい複層ｶﾞﾗｽ	・E４　・E５

特記事項：

適合確認　/ / /　/ / /

THINK OKUMA ARCHITECT DESIGN OFFICE
一級建築士事務所　大和設計
一級建築士事務所　新潟県知事登録(リ)第９３１号
一級建築士第９９３８６号　管理建築士　青木重吉

設計協力事務所

承認	審査		設計責任	製図
青木	意匠	構造(構造設計一級建築士)		

工事名　浦佐小学校体育館改修工事
図面名　建築工事仕様書(そのⅡ)
日付　2015/03/
縮尺　Noscale
図面番号　意匠　０３

⑰ ｶﾞﾗｽ

・熱線反射板ガラス

品　質	反射皮膜面	材料板ｶﾞﾗｽの種類	映像調整
※熱線反射ｶﾞﾗｽ	※内面　・外面	・ﾌﾛｰﾄ板ｶﾞﾗｽ	※行わない
・高性能熱線反射ｶﾞﾗｽ	・内面	・熱線吸収ﾌﾛｰﾄ板ｶﾞﾗｽ ・強化ｶﾞﾗｽ ・倍強度ｶﾞﾗｽ	・行う

・倍強度ガラス

材料板ｶﾞﾗｽによる種類の名称	色　調
※ﾌﾛｰﾄ倍強度ｶﾞﾗｽ	
・熱線吸収倍強度ｶﾞﾗｽ	・ｸﾞﾚｰ　・ﾌﾞﾙｰ　・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ　・

⑱ ｶﾞﾗｽ留め材　[5.13.2][表3.7.1]

建具の種類	種　類
アルミニウム製	・ｼｰﾘﾝｸﾞ材　※ｶﾞｽｹｯﾄ(FIX部はｼｰﾘﾝｸﾞ材)
鋼製及び軽量鋼製	※ｼｰﾘﾝｸﾞ材
ステンレス製	※ｼｰﾘﾝｸﾞ材

19 ｶﾞﾗｽﾌﾞﾛｯｸ積み　ｶﾞﾗｽﾌﾞﾛｯｸ　[5.13.5]

寸 法(mm)		表 面 形 状		性 能 等	
呼び寸法	厚さ	色　調	パターン	防火性能	耐火性能
		※クリア ・		※無し ・	※無し ・

壁用金属枠及び補強材

壁用金属枠の種類	規格及び補強材等
※アルミニウム製 ・	・標仕16.2.3のｱﾙﾐﾆｳﾑ製建具の材料による ・

化粧目地モルタルの色　※モルタル色　・

シーリング材料

下表以外は改修標仕表3.7.1による　[5.13.5][3.8.2][表3.8.1]

被着体の組合せ	シーリング材の種別		
	記号	主成分による区分	耐久性による区分

20 ガラス用フィルム

名　称	種　類	張 り 面	性 能 値
※ｶﾞﾗｽ飛散防止ﾌｨﾙﾑ	第２種	※内張り　・外張り	飛散防止率　Ｄ１

品質　JIS A 5759による

① 基本要求品質　(19.1.2)

特記以外の建物内部に使用する内装改修工事の既製品等の品質、又は製品を構成する材料のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの放散量はＦ☆☆☆☆を基本とする。なお、該当する材料等がない場合において、Ｆ☆☆☆☆以外の材料等を使用する場合は監督員の承諾を受けること。

② 改修範囲

⊙既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲　[6.1.3]
※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
⊙図示の範囲

⊙天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲　[6.1.3]
※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
⊙図示の範囲

⊙天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修　[6.1.3]
※既存のまま
⊙図示の範囲

3 施工数量調査　[1.5.2]

下記の調査結果について、施工方法、施工箇所、施工数量等をまとめた施工数量調査報告書を提出し、監督員の承諾を得て施工する。
・内部床、壁、天井等の改修後に見え掛りとなる既存のｺﾝｸﾘｰﾄ、ﾓﾙﾀﾙ、ﾀｲﾙ、ﾌﾟﾗｽﾀｰ、ﾎﾞｰﾄﾞ等の面
　調査内容
　　ひび割れの幅及び長さを壁面等に図示する。
　　ﾓﾙﾀﾙ、ﾀｲﾙ、ﾌﾟﾗｽﾀｰの浮き部分を壁面に表示する。また、ﾓﾙﾀﾙの欠損部分(ﾓﾙﾀﾙ目地を含む。)を調査する。
　　仕上材の欠損部、腐朽部、脆弱部を壁面に表示する。
・ｶﾊﾞｰ工法による床・壁・天井改修箇所の下地材
　調査内容
　　既存下地材の不陸、脆弱部、欠損部を調査する。
　　天井下地組の強度、腐朽状況を調査する
・改修工事後も使用する建具(枠、額縁を含む。)
　調査内容
　　建具の建付け状況、建具金物の不具合の有無、仕上げ材の欠損部、腐朽部を調査する。
・設備工事及び既存部分と改修部分との取合い部の整合を調査する。
・造り付けの実験台、作業台、流し及び黒板等で監督員が指示したものについて、欠陥部分不具合の有無を調査する。

4 既存床の撤去並びに下地補修

・ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ等の撤去　[6.2.2]
※仕上げ材のみ(接着剤とも)
・下地ﾓﾙﾀﾙとも(※図示の範囲)
・合成樹脂塗り床の材の除去工法　[6.2.2]
・機械的除去工法
※目荒し工法
改修後の床の清掃範囲　※改修箇所の室内　・　[6.2.2]

⑤ 既存壁の撤去並びに下地補修

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修　[6.3.2][4.4.9]
※図示
・[4.4.9]ﾓﾙﾀﾙ塗替え工法
　仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置
　※ｽﾃﾝﾚｽ製ｱﾝｶｰﾋﾟﾝを縦横200mm程度の間隔に打ち込み、ｽﾃﾝﾚｽﾗｽ等を張る。
　・図示

6 木下地等

代用樹種　[6.5.2][表6.5.4]
・改修標仕表6.5.4によるほか、樹種のうちすぎは「越後杉ブランド」を使用する。
・代用樹種を適用しない箇所(　　)

7 集成材　[6.5.2]

品　名	規格・品質	心材の樹種	化粧単板の樹種
※集成材	※一般材	※たも・なら・しおじ	・
・造作用集成材	※１等　・２等	・	・
・化粧ばり造作用集成材	※１等　・２等	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・

⑧ 接着剤

大工工事に使用する接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性とする。　[6.5.3]

9 防腐・防蟻処理

防腐処理　※行う(適用範囲　※改修標仕6.5.5(a)による　・図示)　[6.5.5]
防蟻処理　・行う(適用範囲　　)　[6.5.5]
防腐、防蟻剤は、ｸﾛﾙﾋﾟﾘｽﾎｽ等を含まない非有機ﾘﾝ系の表面処理用木材保存剤とし、種類及び品質等が確認できる資料を監督員に提出し承諾を受ける。
防腐・防蟻処理の方法
工場における加圧式とし、十分に乾燥を行う。
ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて表面処理用木材保存剤を塗布することとする。

⑩ 軽量鉄骨天井下地

屋外の場合の形式及び寸法　[6.6.3][表6.6.2]
※下表以外は、改修標仕6.6.3及び表6.6.2による

下地材の間隔(mm)				施　工　箇　所
野縁受、吊りﾎﾞﾙﾄ、ｲﾝｻｰﾄ		野　縁		
中央部	周辺部			

ただし、建築基準法に基づき指定する条件により、定まる風圧力に対応した工法を改修標仕1.2.2[施工計画書]による品質計画で定める。

既存の埋込ｲﾝｻｰﾄ　・使用する　・使用しない　[6.6.4]
あと施工ｱﾝｶｰの引抜き試験　・行う　・行わない　[6.6.4]
屋外の場合の試験
　荷重　・400N　・
　箇所数　・当該階において3箇所程度　・図示
ふところが３ｍを超える場合の補強　※図示　・　[6.6.4]
屋外の天井の補強　※図示　・改修標仕6.6.4(k)による　[6.6.4]

11 ビニル床シート張り　[6.8.2]

種　類	JISの記号	色　柄	厚さ(mm)
※発泡層のないもの	※ＦＳ　・	※無地　・ﾏｰﾌﾞﾙ柄	※2.0
・発泡層のあるもの		※柄物　・無地	

工法　※熱溶接工法　・突付け(施工箇所　　)　[6.8.3]

12 ビニル床タイル張り　[6.8.2]

種　類	JISの記号	厚さ(mm)	備　考
※ｺﾝﾎﾟｼﾞｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ(半硬質)	ＣＴ	※2.0	
・ｺﾝﾎﾟｼﾞｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ(軟　質)	ＣＴＳ		
・ﾎﾓｼﾞﾆｱｽﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ	ＨＴ		
・置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ	ＨＴＬ	・	

13 帯電防止床ﾀｲﾙ張り　[6.8.2]

種　類	厚さ(mm)	性　能
・ｺﾝﾎﾟｼﾞｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ	※2.0　・	体積抵抗値(JIS K 6911による)
・ﾎﾓｼﾞﾆｱｽﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ	※4.0又は4.5	1.0×10^{9} Ω以下、又は、
	・	漏洩抵抗値(JIS A 1454による)
	・	1.0×10^{10} Ω未満

14 誘導用、注意喚起用床材

視覚障害者用ﾀｲﾙ　[6.8.2]

適用箇所	種　類	寸　法(mm)	形　状
屋　内	・塩化ﾋﾞﾆﾙ系	※300×300	ﾌﾞﾛｯｸﾊﾟﾀｰﾝ
	・ﾚｼﾞﾝｺﾝｸﾘｰﾄ系	※300×300	JIS T 9251
	・磁器又はせっ器ﾀｲﾙ		による
屋　外	・ｺﾝｸﾘｰﾄ系	※300×300×60　・300×300×30	色彩は黄色とする
	・磁器又はせっ器ﾀｲﾙ		

15 ビニル幅木

高さ(mm)　※60　・75　・100　[6.8.2]

16 カーペット敷き

・繊じゅうたん　[6.9.2][6.9.3][表6.9.1]

種 別	織 り 方	ﾊﾟｲﾙ形状	帯 電 性	色・柄等
・Ａ種	・ｳｨﾙﾄﾝｶｰﾍﾟｯﾄ	・ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ	人体帯電圧	※単一色(無地)
・Ｂ種	・ﾀﾞﾌﾞﾙﾌｪｰｽｶｰﾍﾟｯﾄ	・ﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ	※3kV以下	・柄物(標準品)
・Ｃ種	・ｱｷｽﾐﾝｽﾀｰｶｰﾍﾟｯﾄ	・ｶｯﾄ､ﾙｰﾌﾟ併用	・	

16 カーペット敷き

・タフテッドカーペット　[6.9.3][6.9.4][表6.9.2]

ﾊﾟｲﾙ形状	ﾊﾟｲﾙ長(mm)	工　法	帯 電 性
・ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ	※5.0～7.0　・	※全面接着工法	人体帯電圧
・ﾏﾙﾁﾚﾍﾞﾙﾙｰﾌﾟ	※4.0～6.0　・	・ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ工法	※3Kv以下
・ﾚﾍﾞﾙﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ	※4.0		
・ｶｯﾄ､ﾙｰﾌﾟ併用			

・タイルカーペット　[6.9.3]

種　別	ﾊﾟｲﾙ形状	電気抵抗値(Ω)	施 工 箇 所
※第一種	※ﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ	※適用しない	
	・ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ	・10^{9}Ω以下	

17 合成樹脂塗床　[6.10.3][表6.10.4～表6.10.8]

種　別	仕 上 げ の 種 類
・弾性ウレタン塗床材	※平滑仕上　・防滑仕上　・つや消し仕上げ
・エポキシ樹脂塗床材	※薄膜流し展べ仕上げ
	・厚膜流し展べ仕上げ(※平滑　・防滑)
	・樹脂モルタル仕上げ(※平滑　・防滑)
	・薄膜型塗床

18 フローリング張り　[6.11.2～6.11.7][表6.11.1～表6.11.4]

品　名	樹　種	等　級	板　厚	工　法	仕上塗装
・ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ	・なら	・1等	※15	・釘留め工法 ・接着工法	・塗装品 ・無塗装品
・ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ	・なら	・1等	※15	・ﾓﾙﾀﾙ埋込工法 ・接着工法	
・天然木化粧複合ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ		※Ｇ種 ・		※釘留め工法 ・接着工法	※塗装品 ・無塗装品
・					

19 畳敷き　[6.12.2][表6.5.8][表6.12.1]

適 用 箇 所	畳 の 種 別
改修標仕表6.5.9による床組	・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種(※KT-Ⅲ・　)
ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ床下地	・Ｃ種　・Ｄ種(※KT-Ⅲ・　)

20 せっこうﾎﾞｰﾄﾞその他のﾎﾞｰﾄﾞ張り　[6.13.2][表6.13.1]

種　類	JISの記号	厚さ(mm)・規格等
・硬質木毛ｾﾒﾝﾄ板	ＨＷ	・15　・20　・25
・普通木毛ｾﾒﾝﾄ板	ＮＷ	・15　・20　・25
・けい酸ｶﾙｼｳﾑ板	０.８ＦＫ	ﾀｲﾌﾟ2(無石綿)
・ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板	ＤＲ	※ﾌﾗｯﾄﾀｲﾌﾟ(※9.0　・12.0　・　) ・凹凸ﾀｲﾌﾟ(※12.0　・15.0)　((個)不燃)
・せっこうﾎﾞｰﾄﾞ	ＧＢ－Ｒ	・9.5(準不燃)　・12.5(不燃)
・不燃積層せっこうﾎﾞｰﾄﾞ	ＧＢ－ＮＣ	9.5(不燃)　化粧無(下地張り用) 化粧有(ﾄﾗﾊﾞｰﾁﾝ模様)
・ｼｰｼﾞﾝｸﾞせっこうﾎﾞｰﾄﾞ	ＧＢ－Ｓ	・9.5(準不燃)　・12.5(準不燃)
・強化せっこうﾎﾞｰﾄﾞ	ＧＢ－Ｆ	・12.5(不燃)　・15.0(不燃)
・難燃合板		

軽量鉄骨下地ﾎﾞｰﾄﾞ遮音壁の遮音ｼｰﾙ材　[6.13.2]
※適用する　・適用しない
・せっこうﾎﾞｰﾄﾞの継目処理

・継目処理の工法	施工箇所
・継目処理工法	
・突付け工法	
・目透かし工法	

[表6.13.1]

21 吸音材

種　類	記　号	厚さ(mm)
・ﾛｯｸｳｰﾙ吸音ﾎﾞｰﾄﾞ1号	ＲＷ－Ｂ	※25　・
※ｸﾞﾗｽｳｰﾙ吸音ﾎﾞｰﾄﾞ2号32K	ＧＷ－Ｂ	※25　・

[6.14.2]

22 壁紙張り

施工箇所	壁 紙 の 種 類					防火性能の級別	備　考
	紙製	織物	ﾋﾞﾆﾙ	化学繊維	無機質		
						※不燃・準不燃・難燃	
						※不燃・準不燃・難燃	
						※不燃・準不燃・難燃	

ﾓﾙﾀﾙ、ﾌﾟﾗｽﾀｰ面等の下地調整　[6.14.3][7.2.5][7.2.6][表7.2.4][表7.2.5]
※RB種　・RA種(施工箇所：　　)
せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面の下地調整　[6.14.3][7.2.7][表7.2.7]
※RB種　・RA種(施工箇所：　　)

23 ﾓﾙﾀﾙ塗り

既製目地材　※適用しない　・適用する(形状は図示による)　[6.15.3]

24 陶磁器質ﾀｲﾙ

ﾀｲﾙの種類　[6.16.3]

施工場所・用途	形状寸法	耐凍害性		うわぐすり		役 物		色		備　考
	(mm)	あり	なし	施釉	無釉	あり	なし	標準	特注	

ﾀｲﾙの試験張り　※行わない　・行う　[6.16.3]
ﾀｲﾙの見本焼き　※行わない　・行う　[6.16.3]
壁ﾀｲﾙ張りの工法　[6.15.5][表6.16.4][表6.16.6]
内装ﾀｲﾙ　※壁ﾀｲﾙ接着剤張り　・積上げ張り

25 ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ　(20.2.2)

施工箇所	構　法	仕上り高(mm)	適用地震時水平力	耐荷重性能 注(1)	表面仕上げ材 注(2)
	・ﾊﾟﾈﾙ構法	・	・1.0G	・3,000N	・帯電防止床ﾀｲﾙ
	・溝構法	※50未満	・0.6G	・5,000N	・ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ
	・ﾊﾟﾈﾙ構法	・	・1.0G	・3,000N	・帯電防止床ﾀｲﾙ
	・溝構法	※50未満	・0.6G	・5,000N	・ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ

注1：耐荷重性能5,000Nについては、国土交通省の建設技術評価「耐震型ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱの開発」において評価を取得したもの又は同等のものとする。
注2：表面仕上げ材の品質・規格等は、13帯電防止床ﾀｲﾙ張り、16ｶｰﾍﾟｯﾄ敷きによる。

ｽﾛｰﾌﾟ及びﾎﾞｰﾀﾞｰ
※製造所の標準仕様(ただし、構成材は標仕20.2.2(b)(2)による)
・図示
ｺﾝｾﾝﾄ等の取付け対応
仕様　※製造所の標準仕様(ｺﾝｾﾝﾄ本数は別途設備工事)
ｺﾝｾﾝﾄの箇所数　※10～15㎡ に1箇所程度
配線取出しﾊﾟﾈﾙ
ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ全体面積に対する設置割合　※20～30%
配線取り出し開口　※40mm×80mm程度の開口
空調用吹き出しﾊﾟﾈﾙ
※無し
・有り(※固定式　・可動式　：施工箇所は図示)

26 可動間仕切　(20.2.3)

構造形式	ﾊﾟﾈﾙ部の総厚さ(mm)	表面材種 厚さ(mm)	仕 上 げ	遮 音 性(JISによる記号)
※ﾊﾟﾈﾙ式 ・ｽﾀｯﾄﾞ式 ・ｽﾀｯﾄﾞﾊﾟﾈﾙ式	・	※鋼板 (※0.6　・0.8) ・	※ﾒﾗﾐﾝ樹脂又はｱｸﾘﾙ樹脂焼き付け ・	・有り

不燃材料の認定　・有り

27 移動間仕切　(20.2.4)

遮音性能による区分	厚さ(mm)	表面材	表面仕上げ	操作方法
・一般ﾀｲﾌﾟ		※鋼板	・焼付け塗装	・手動式　・電動式 ・部分電動式
・遮音ﾀｲﾌﾟ(注1)		※鋼板	・焼付け塗装	・手動式　・電動式 ・部分電動式

注1：JIS A 1416による試験方法において、中心周波数500Hzの音の透過損失が36dB以上の性能を有するものとする。
注2：表面仕上げの壁紙張りの品質は、22壁紙張りによる。
パネル圧接装置操作方法　※製造所標準仕様　・

28 トイレブース

表面仕上げ材　・ﾒﾗﾐﾝ樹脂系化粧板(標準色　ｱﾙﾐ製ｺｰﾅｰｴｯｼﾞ付き)　(20.2.5)
・ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ樹脂系化粧板
脚部　※幅木ﾀｲﾌﾟ　・支柱ﾀｲﾌﾟ　(ステンレス製)
ﾄﾞｱｴｯｼﾞ　・ﾌﾗｯﾄ形　・曲面形

29 階段滑止め　(20.2.6)

材　種　※ｽﾃﾝﾚｽ(SUS304)　・ｱﾙﾐ
形　状　※ﾋﾞﾆﾙﾀｲﾔ入り
　両端ﾌﾗｯﾄｴﾝﾄﾞ　※有り(・ｽﾃﾝﾚｽ製　※ﾋﾞﾆﾙ製)　・無し
　・ﾋﾞﾆﾙﾀｲﾔ無し
幅(mm)　・50　・65　・75　・
取付け工法　※接着工法　・埋込み工法

30 階段手すり

※集成材ｸﾘｱﾗｯｶｰ仕上げ(市販品　径　約45mm又は約60mm)
・ﾋﾞﾆﾙ製ﾊﾝﾄﾞﾚｰﾙ(幅　約50mm)

31 黒板及びホワイトボード　(20.2.8)

種　類		寸法(mm)	備　考
・黒板	焼付け		※平面　・曲面　・ｽｸﾘｰﾝ付引分
・ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ	ほうろう		※平面　・曲面　・ｽｸﾘｰﾝ付引分

32 室名札

材種　※塩化ﾋﾞﾆｰﾙ製　・ｱｸﾘﾙ樹脂製　・　(20.2.10)
寸法　※260×80×5　・
受金具　・ｽﾃﾝﾚｽ(SUS304)　・
形式　・突出型　ケ所　・面付型　ケ所　※文字書込み　・文字彫込み

33 ブラインド

・既存再使用する(養生方法：　)　[2.3.1][5.1.6]
・新設する　(20.2.12)

形　式	種　類	ｽﾗｯﾄの材質	ｽﾗｯﾄの幅(mm)
※横形	※ｷﾞｱ式　・ｺｰﾄﾞ式 ・操作棒式	※ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金	※25
・縦形	・1本操作ｺｰﾄﾞ ※2本操作ｺｰﾄﾞ	・ｱﾙﾐｽﾗｯﾄ ・ｸﾛｽｽﾗｯﾄ	・80 ・100

34 ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞﾎﾞｯｸｽ及びｶｰﾃﾝﾎﾞｯｸｽ

・既存再使用する　[5.1.6]
・新設する
※市販品(ｱﾙﾐﾆｳﾑ製　押出し型材)

使 用 区 分	溝幅×深さ(mm)
・横形ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ	※90×150　・120×150　・
・縦形ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ	※120×80　・150×80　・
・ｶｰﾃﾝ(又はﾚｰｽ共)	※150×80　・180×80　・
・ｶｰﾃﾝ＋横形ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ	※180×150　・

色彩　・Ｂ－１　・Ｂ－２(・ﾌﾞﾗｳﾝ系　・ﾌﾞﾗｯｸ　・ｽﾃﾝｶﾗｰ)
・図示

特記事項：

適合確認　/ / /　/ / /

THINK DAIWA ARCHITECT DESIGN OFFICE
一級建築士事務所　大和設計
一級建築士事務所　新潟県知事登録(り)第９３１号
一級建築士第９９３８６号　管理建築士　青木重吉

設計協力事務所

承認	審査		設計責任	製図
	意匠	構造(構造設計一級建築士)		
青木				

工事名　浦佐小学校体育館改修工事
図面名　建築工事仕様書(その Ⅲ)
日付　2015/03/
縮尺　Noscale
図面番号　意匠　０４

⑥ 内装改修工事

35 ロールスクリーン (20.2.13)

操作方法	ｽｸﾘｰﾝの種類	品　質　等
・ﾌﾞﾙｺｰﾄﾞ式(ｽﾄｯﾊﾟｰ付き)	・無地	
・ﾜﾝﾀｯﾁﾁｪｰﾝ式	・柄物	
・ﾁｪｰﾝ式	・遮光ﾀｲﾌﾟ	
・電動式	・	

36 カーテン及びカーテンレール

カーテン
・既存再利用する(養生方法：　　) [2.3.1][5.1.6]
・新設する (20.2.14)(表20.2.1)

施工箇所	形式 片引	形式 引分	装置 電動	装置 ひも引	装置 手引	名称・品質	ひだの種類	備考

カーテンレール
・既存再使用する [5.1.6]
・新設する (20.2.14)
材種 ※ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ・ｽﾃﾝﾚｽ製
形式 ・片引き ・引分け(※暗幕用は300mm以上の召合せの重ね掛けとする)
1組の本数 ・ｼﾝｸﾞﾙ ・ﾀﾞﾌﾞﾙ ・図示

37 天井点検口

目地形状	適用箇所	寸法(mm)
・額縁ﾀｲﾌﾟ	下記以外全て	※450×450
・目地ﾀｲﾌﾟ	※図示	・600×600
	・天井仕上げ材がDRの範囲	

38 床点検口

本体の材質	目地の材質	適用箇所	寸法(mm)
※ｱﾙﾐ製	※ｱﾙﾐ ・ｽﾃﾝﾚｽ ・黄銅	下記以外全て	※600×600
・ｽﾃﾝﾚｽ製			

39 くつふきマット
市販品　材質 ・塩化ﾋﾞﾆﾙ製(ｺｲﾙ状、ｽﾃﾝﾚｽ製受枠)
・ﾋﾞﾆﾙ製(ｽﾃﾝﾚｽ製受枠)
・硬質ｱﾙﾐﾆｳﾑ製(受枠とも)
・ｽﾃﾝﾚｽ製(受枠とも)

40 人研ぎ製流し等
※ｻﾝﾀﾞｰ掛け目荒らし後、ﾗｯｸ等をｴﾎﾟｷｼ系ﾊﾟﾃ処理し、ｴﾎﾟｷｼ樹脂系塗床材を厚さ1.0mm塗布し仕上げる。
・再研ぎ出し(図示による)

41 屋内掲示板
・表面材の張替え ※特殊発砲ﾋﾞﾆｰﾙで張替える
・新設　枠の材質 ※ｱﾙﾐﾆｳﾑ製
表面の材質 ※特殊発砲ﾋﾞﾆｰﾙ張り

⑦ 塗装改修工事

① 塗装業者 ㊒(社)日本塗装工業会の会員 ⊙監督員の承諾する業者

2 材料 屋内の壁及び天井仕上げ材は、防火材料とする。 [7.1.3]

③ 下地調整 [7.2.1～7.2.7]

種別	施工箇所
・RA種	・図示による
※RB種	※RA種、RC種以外の全て(内部) ・図示による
・RC種	・図示による

既存ﾓﾙﾀﾙ下地面等のひび割れ部の補修 [表7.2.4～表7.2.6]
※行う(補修範囲及び補修方法は監督員の指示による) ⊙行わない

④ 錆止め塗料塗り [7.3.3][表7.3.3][表7.3.4]

下地の種類	塗替えの種別	新規塗りの種別	
鉄鋼面	・A種 ・B種 ※C種	見掛かり部分	※A種 ・B種
		見隠れ部分	・A種 ※B種
亜鉛めっき面	・A種 ・B種 ※C種	鋼製建具等	※A種 ・B種
		その他	・A種 ※B種

⑤ 合成樹脂調合ﾍﾟｲﾝﾄ塗り [7.4.3]～[7.4.5][表7.4.1]～[表7.4.3]

下地の種類		塗替えの種別	新規塗りの種別	
木部		・A種 ※B種 ・C種	※A種 ・B種	下地調整は各表の注意書きによる
鉄鋼面		・A種 ※B種 ・C種	・A種 ※B種	
亜鉛めっき面	鋼製建具	※A種 ・B種 ・C種	・A種 ※B種	
	その他	・A種 ※B種 ・C種		

6 ｸﾘﾔﾗｯｶｰ塗り(CL) 塗替えの種別 ・A種 ※B種 [7.5.2][表7.5.1]
新規塗りの種別 ・A種 ※B種

7 ｱｸﾘﾙ樹脂系非水分散系塗料 [7.7.2][表7.7.1]

下地の種類	工程等	塗替えの種別	新規塗りの種別
ｺﾝｸﾘｰﾄ、ﾓﾙﾀﾙ面等	下地調整	・RA種 ※RB種 ・RC種	「塗料その他」の欄による
	塗り種別	・A種 ※B種	・A種 ※B種

8 耐候性塗料塗り [7.8.2]～[7.8.4][表7.8.1]～[表7.8.3]

下地の種類	塗替えの種別	新規塗りの種別	上塗り
鉄鋼面	・A種 ・B種 ・C種	※A種	・1級 ・2級 ・3級
亜鉛めっき鋼面	・A種 ・B種 ・C種	※A種	・1級 ・2級 ・3級
ｺﾝｸﾘｰﾄ面及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	・A－1種 ・A－2種 ・B－1種 ・B－2種 ・C－1種 ・C－2種		

9 つや有合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り [7.9.2]～[7.9.5][表7.9.1]～[表7.9.4]

下地の種類	塗替えの種別	新規塗りの種別
ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ﾓﾙﾀﾙ面等	・A種 ※B種 ・C種	・A種 ※B種
木部	・A種 ※B種 ・C種	※A種 ・B種 ・C種
鉄鋼面	・A種 ※B種 ・C種	・A種 ※B種
亜鉛めっき面	・A種 ※B種 ・C種	・A種 ※B種

10 合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り
塗替えの種別 ・A種 ※B種 ・C種 [7.10.2][表7.10.1]
新規塗りの種別 ・A種 ※B種

11 合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝ模様塗料塗り [7.11.2][表7.11.1]

塗替えの場合		新規塗りの種別
下地調整	塗替えの種別	・A種 ※B種
RB種の場合	※A種 ・B種 ・C種	下地調整は表の注意書きによる
RC種の場合	・A種 ・B種 ※C種	

12 ｳﾚﾀﾝ樹脂ﾜﾆｽ塗り
塗替えの種別 ・A種 ※B種 [7.12.2][表7.12.1]
新規塗りの種別 ・A種 ※B種

13 木材保護塗料塗り
塗替えの種別 ・A種 ※B種 [7.15.2][表7.15.1]
新規塗りの種別 ・A種 ※B種

8-1 耐震改修範囲以外の躯体改修工事

1 ｺﾝｸﾘｰﾄの類別及び強度、品質 レディーミクストコンクリートの類別 [8.1.3][表8.1.1]
※Ⅰ類 ・Ⅱ類

普通ｺﾝｸﾘｰﾄの設計基準強度 [8.1.3][8.1.4]

設計基準強度Fc(N/mm²)	適用箇所	スランプ
※21	・	・
・18	・	・

2 鉄骨の工作図 高力ボルト及び普通ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 [8.1.6]
※建築工事監理指針による ・図示

3 鉄筋の種類 [8.2.1][表8.2.1]

種類の記号	呼び名(mm)
・SD295A	・D16以下
・SD345	・D19以上
・	

4 あと施工ｱﾝｶｰの材料 [8.2.4]
・金属拡張ｱﾝｶｰ
※接着系ｱﾝｶｰ ｶﾌﾟｾﾙの種類 ※有機系

5 セメントの種類 ※普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ又は混合ｾﾒﾝﾄのA種 [8.2.5][表8.2.3]
・高炉セメントB種(　　)
普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋ｺﾝｸﾘｰﾄに用いる場合を除く。

水和熱	7d	352J/g以下
	28d	402J/g以下

6 骨材の品質 ｱﾙｶﾘｼﾘｶ反応性による区分 [8.2.5]
※A
・B (ｺﾝｸﾘｰﾄ中のｱﾙｶﾘ総量Rt=3.0kg/m³)

7 混和材料の種別 ※混和剤 ・混和材 [8.2.5]

8 鉄筋の継手 ※重ね継手 ・ [8.3.4][表8.3.3]

9 鉄筋の最小かぶり厚さ 最小かぶり厚さは、目地底から算定する。 [8.3.5][表8.3.6]
・耐久性上不利な箇所の鉄筋のかぶり厚さは下表による。

施工箇所	改修標仕表8.3.6の値に加える寸法(mm)
柱、梁、壁及び庇などの外気に接する打放し面	※10 ・

8-2 耐震改修工事

1 ｺﾝｸﾘｰﾄの類別及び強度、品質 レディーミクストコンクリートの類別 [8.1.3][表8.1.1]
※Ⅰ類 ・Ⅱ類

普通ｺﾝｸﾘｰﾄの設計基準強度 [8.1.3][8.1.4]
※普通ｺﾝｸﾘｰﾄの強度は構造標準図による

2 鉄骨製作工場 ・監督員の承諾する製作工場 [8.1.5]
・建築基準法第77条の45第1項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた㈱日本鉄骨評価センター又は(社)全国鐵構工業協会の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「　グレード」として国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場

3 施工管理技術者 ※適用する [8.1.5]

4 鉄骨の工作図 高力ボルト及び普通ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 [8.1.6]
※建築工事監理指針による ・図示

5 鉄筋の種類 [8.2.1][表8.2.1]

種類の記号	呼び名(mm)
・SD295A	・D16以下
・SD345	・D19以上
・	

6 溶接金網 網目の形状、寸法及び鉄線の径 [8.2.2]

網目の形状、寸法(たて×よこ)	鉄線の径または呼び(mm)
※100×100	※6.0
・	・

7 あと施工ｱﾝｶｰの材料 あと施工ｱﾝｶｰの材料 [8.2.4]
・金属拡張ｱﾝｶｰ
※接着系ｱﾝｶｰ ｶﾌﾟｾﾙの種類 ※有機系

8 セメントの種類 ※普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ又は混合ｾﾒﾝﾄのA種 [8.2.5][表8.2.3]
・高炉セメントB種(　　)
普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋ｺﾝｸﾘｰﾄに用いる場合を除く。

水和熱	7d	352J/g以下
	28d	402J/g以下

9 骨材の品質 ｱﾙｶﾘｼﾘｶ反応性による区分 [8.2.5]
※A
・B (ｺﾝｸﾘｰﾄ中のｱﾙｶﾘ総量Rt=3.0kg/m³)

10 混和材料の種別 ※混和剤 [8.2.5]
・混和材(※JIS A 6202による膨張材 ・　　)

11 鋼材 鋼材の材質 [8.2.8][表8.2.7]

種類の記号	適用箇所	規格等
・SS400		※JIS規格による
・SN400B		※JIS規格による
		※JIS規格による

12 高力ボルト 高力ボルトの適用 [8.2.9]
※ﾄﾙｼｱ形高力ﾎﾞﾙﾄ ・JIS形高力ﾎﾞﾙﾄ ・溶融亜鉛めっき高力ﾎﾞﾙﾄ

13 モルタル及びグラウト材 柱底均しモルタル [8.2.11]
※無収縮モルタル
・
グラウト材 [8.2.11]
※無収縮グラウト材
※プレミックス形 ・現場調合形

無収縮ｸﾞﾗｳﾄの品質及び試験方法
※圧縮強度試験は、公的機関で行う。

圧縮強度	・材齢 3日	N/mm² 以上
	・材齢 7日	N/mm² 以上
	・材齢28日	N/mm² 以上
ｺﾝｼｽﾃﾝｼｰ	・J.ロートによる流動時間 8±2秒	
	・	

・試験方法
・JIS A 1132(ｺﾝｸﾘｰﾄの強度試験用供試体の作り方)に準じて、直径50mm、高さ100mmの円柱とする。圧縮試験は、JIS A 1108(圧縮強度の試験方法)により行う。
・図示による。

14 連続繊維ｼｰﾄ巻き 材料・形状 [8.2.12]
採用した工法の規定を満足するもの
材質
引張り強度(含浸硬化後)
・2500N/mm²以上
・3000N/mm²以上
ヤング係数(含浸硬化後)
・2.35×10⁴N/mm² 程度
・2.00×10⁴N/mm² 以上
工法 [8.2.12]
※(財)日本建築防災協会の評価を受けた工法

下地調整
仕上げﾓﾙﾀﾙの除去 ※行う ・行わない
柱の隅角部の面取り [8.21.7]
※工法の評価内容による
・

8-2 耐震改修工事

15 鉄筋の継手 継手工法 [8.3.4]

継手方法	呼び名(mm)	適用箇所
・ガス圧接		
・重ね継手		
・		

柱の配筋 [8.3.4][各部配筋参考図]
帯筋の組立ての形
※各部配筋参考図2.2による
種別 ※H形 ・W-I形
・図示

16 鉄筋の最小かぶり厚さ 最小かぶり厚さは、目地底から算定する。 [8.3.5][表8.3.6]
・耐久性上不利な箇所の鉄筋のかぶり厚さは下表による。

施工箇所	改修標仕表8.3.6の値に加える寸法(mm)
柱、梁、壁及び庇などの外気に接する打放し面	※10 ・

17 打増し壁に用いるｼｱｺﾈｸﾀ 現場打ちｺﾝｸﾘｰﾄ壁の打増し部に用いる既存部とのｼｱｺﾈｸﾀ [8.3.7]
種類 ※「7 あと施工ｱﾝｶｰの材料」による
間隔(mm) ※500×500 ・図示

18 圧接完了後の試験 圧接部の確認試験 [8.3.8]
※超音波探傷試験
・引張試験

19 あと施工ｱﾝｶｰの施工 ・穿孔前の埋込み配管等の探査 [8.11.2]
範囲 ※あと施工ｱﾝｶｰ施工部分全て ・図示
方法 ※探査器により探査し、配管等の位置の墨出を行う
・はつり出しによる
※穿孔前の既存鉄筋の探査
範囲 ※梁・柱とも端部と中央部 ・図示 [8.11.2]
方法 ※探査器により主筋及び横補強筋を探査し、鉄筋の位置の墨出を行う
・はつり出しによる

20 あと施工ｱﾝｶｰの施工確認試験 ※全数の打音検査 [8.11.5]
※引抜き耐力試験
範囲 ※改修標仕8.11.5による
・補強壁1枚あたり3本(梁下・柱・床(または梁上)各1本)以上
確認強度
※あと施工ｱﾝｶｰの確認強度は構造標準図による

21 鉄骨工作仮組 ・行う ※行わない [8.12.9]

22 開先形状 ※鉄骨工事技術指針による ・図示 [8.14.4]

23 スカーラップ ※図示による ・監督員の指示による [8.14.7]

24 溶接部の試験 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 [8.14.11]
※行う

25 錆止め塗料 ※工場1回塗り、工事現場1回塗り [8.16.2]～[8.16.4]
・工場2回塗り
塗料種別 ※A種 ・B種

26 耐火被覆 [8.17.2]

種別		所要性能及び適用構造区分
・耐火材吹付け	・乾式吹付けﾛｯｸｳｰﾙ	
	・半乾式吹付けﾛｯｸｳｰﾙ	
	・湿式ﾛｯｸｳｰﾙ	
	・	
・耐火板張り		
・耐火材巻付け		
・ﾗｽ張りﾓﾙﾀﾙ塗り		

27 既存ｺﾝｸﾘｰﾄ面の目荒し 目荒らしの程度 [8.19.3]
※柱・梁面 打継ぎ面又は接合面全面の3/4以上
※壁面 打継ぎ面又は接合面の1/3程度
※平均深さ5～10mm程度で最大深さ15mm程度の凹部を施す

28 増設・補強工事のｺﾝｸﾘｰﾄの打込み 工法の種類 [8.19.8][8.21.5]
※流し込み工法
・圧入工法

29 柱補強 溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法 [8.21.5]
柱頭柱脚の隙間部間の型枠
※ポリスチレンフォーム保温材等を埋込む ・図示

30 スリットの施工 幅 ※30mm～50mm程度 ・ 長さ ※300mm以上 [8.22.2]
形状 ※完全スリット(※既存鉄筋切断 ・既存鉄筋を　本残す)
・部分スリット(既存コンクリートを厚さ50mm程度残す)
撤去部の補修 ・撤去材と同一材
※無収縮ﾓﾙﾀﾙ (圧縮強度30N/mm² 以上)

特記事項：

適合確認 / / / / / /

THINK DATMA ARCHITECT DESIGN OFFICE 一級建築士事務所 大和設計
一級建築士事務所 新潟県知事登録(リ)第931号
一級建築士第99386号 管理建築士 青木重吉 ㊞

設計協力事務所

承認	審査	設計責任	製図
青木	意匠 構造(構造設計一級建築士)		

工事名 浦佐小学校体育館改修工事
図面名 建築工事仕様書(そのⅣ)
日付 2015/03/
縮尺 Noscale
図面番号 意匠 05

9 環境配慮改修工事

1 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有建材の処理

施工調査 [9.1.1]

分析によるｱｽﾍﾞｽﾄ含有の調査 ・行う ・行わない

測定方法 ※「JIS A1481(建材製品中のｱｽﾍﾞｽﾄ含有率測定方法)による。

ｱｽﾍﾞｽﾄ粉じん濃度測定 ・行う ・行わない

測定方法 ※「JIS K3850 －1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。

測定機関 ※厚生労働省新潟労働局に登録されている作業環境測定機関とする
※計数分析は第1号登録の第1種作業環境測定士が行う

※建築物の解体工事、アスベスト除去について、以下の基準を適用する。
・建築物等の解体等作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成24年5月9日付け 技術上の指針公示第19号）
・建築物の解体工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル（建設労働災害防止協会）
・建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル２０１１（環境省水・大気環境局大気環境課）

2 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有吹付け材の除去

除去工法 [9.1.3]

※「改修標仕」9.1.3による。

3 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有保温材等の除去

除去工法 [9.1.4]

※粉じん飛散抑制剤等による湿潤化の後、手ばらしで行う。
・掻き落し・破砕・切断等による除去を行う。
※[9.1.3 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有吹付け材の除去]により、作業場を隔離する。

4 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有成形板の除去

養生等 [9.1.5]

建物内部で除去を行う場合、除去作業場所と他の場所を隔てるため、開閉部位（出入口、換気口、窓等）は閉とし、ガラスの破損箇所等で開となっている部位を養生ｼｰﾄ等で塞ぐ。

ｱｽﾍﾞｽﾄ成形板の種類

材料名	使用部位	厚さ(mm)	備考

※上記以外にアスベスト含有が疑われる建材があった場合は、速やかに監督員と協議すること。

5 除去したｱｽﾍﾞｽﾄ等の処分等

除去したｱｽﾍﾞｽﾄ等の処理 [9.1.3][9.1.4][9.1.5]

※密封処理（二重袋梱包）
・ｾﾒﾝﾄ固化 ・溶融処理
・ｱｽﾍﾞｽﾄの中間処理に適する溶融施設
・認定を受けた無害化処理施設

6 断熱ｱｽﾌｧﾙﾄ防水改修

[9.2.3]

工法の種類	施工箇所
・P1BI	
・P2AI	
・P0DI	
・T1BI	
・M3DI	
・M4DI	

7 外断熱改修

[9.3.2]

外装材の種類	施工箇所	防火性能	備考

既存外壁材の撤去 ・行う ・行わない [9.3.3]

下地面の清掃 ・行う ・行わない [9.3.3]

断熱材を設置する部分の下地に欠損部がある場合 [9.3.3]
※[4.1.4 外壁改修工法の種類]による

通気層 ・設ける ・設けない [9.3.4]
厚さ mm

建築基準法に基づき指定する条件により、定まる風圧力に対応した工法を改修標仕1.2.2[施工計画書]による品質計画で定める。

8 ガラス改修

本特記仕様 5 建具改修 16 ガラスによる [9.4.2]

9 断熱・防露改修

断熱材打込み工法の材料 [9.5.2]
・ﾋﾞｰｽﾞ法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材 ・硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ保温材A種
・押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材 ・ﾌｪﾉｰﾙﾌｫｰﾑ保温材 (3種2号を除く)

断熱材現場発泡工法の材料 [9.5.3]
※A種１とし、難燃性を有するものとする。 吹付け厚さ mm

10 屋上緑化改修

工法 [9.6.3]
※「屋根ふき材及び屋外に面する帳壁の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」(平成12年5月31日付け 建設省告示第1458号)による風圧力に対応した固定工法を改修標仕1.2.2[施工計画]で定める

かん水装置 ・設置する（図示による） ・設置しない [9.6.3]

枯補償及び枯損処理 [9.6.4]
※引渡しの日から1年間 ・ 年間 ・ 年 月 日まで

11 透水性ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装改修

既存舗装の撤去 [9.7.2]

舗装撤去箇所	再利用する層

10 追加特記

① 公共事業労務費調査への協力 ※協力する

② 工事監理方式 共同監理 ・ 有り ・ 無し

③ 適用基準等 ・営繕工事電子納品要領（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課監修）
※工事運行マニュアル（新潟県土木部都市局営繕課作成）

④ 総合図 ※作成する

⑤ 工事成績評定 ※受注者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案し実施した創意工夫や工事特性に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。
（様式等は、工事運行マニュアルによる。）

⑥ 排出ｶﾞｽ対策型等建設機械

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ｶﾞｽ対策型建設機械指定要領（平成３年１０月８日付建設省経機発第249号）」に基づき指定された排出ｶﾞｽ対策型建設機械を使用するものとする。排出ｶﾞｽ対策型建設機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ｶﾞｽ浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ｶﾞｽ浄化装置を装着(黒煙浄化装置付)することで、排出ｶﾞｽ対策型建設機械と同等とみなす。
ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

機種	備考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット類 （以下に示す基礎工事用機械のうち、ﾍﾞｰｽﾏｼﾝとは別に独立したﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動の油圧ﾕﾆｯﾄを搭載するもの 油圧ﾊﾝﾏ・ﾊﾞｲﾌﾞﾛﾊﾝﾏ・油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、ｱｰｽｵｰｶﾞ、ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機、ﾘﾊﾞｰｽｻｰｷｭﾚｰｼｮﾝﾄﾞﾘﾙ ｱｰｽﾄﾞﾘﾙ、地下連続壁施工機、全回転型ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン ※上記建設機械は、低騒音・低振動型とする。	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ(ｴﾝｼﾞﾝ出力7.5KW以上260KW以下)を搭載した建設機械に限る。

7 工事区分表

注)原則○印を適用する。ただし、複数記載してある項目についての区分はその項目を必要とする施工者に適用する。

項目		建	電	空	衛	昇	備考
躯体関係							
1.RC造(梁・壁・床)の貫通孔・開口部	貫通ｽﾘｰﾌﾞ材及び取付け	○	○	○	○	○	
	補強を要する型枠材及び取付け	○					
	補強を要しない型枠材及び取付け	○	○	○	○	○	防火区画、防煙区画
	貫通孔・開口部の墨出し	○	○	○	○	○	防火区画、防煙区画
	貫通孔・開口部の補強	○					
	ｽﾘｰﾌﾞ・型枠の穴埋め	○	○	○	○	○	
2.S・SRC造・はり貫通口	S・SRC造貫通鋼管鋼管ｽﾘｰﾌﾞ・補強	○					
	使用されたｽﾘｰﾌﾞの穴埋め	○	○	○	○	○	
	予備ｽﾘｰﾌﾞの穴埋め	○	○	○	○	○	
3.設備機器の基礎	建築設計図に記入のあるもの	○					
	室内の基礎（建築設計図に記入のないもの）		○	○	○		
	屋外・屋上の基礎	○					
	屋上基礎で押さえｺﾝｸﾘｰﾄしない軽微なもの		○	○	○		
	機器取付け用ｱﾝｶｰ・架台		○	○	○		
	屋内受水ﾀﾝｸ用の基礎	○					
仕上げ関係							
軽鉄天井・壁下地	補強を用するﾎﾞｰﾄﾞの切り込み及び下地の補強	○					
	補強を要しないﾎﾞｰﾄﾞの切り込み		○	○	○		
	開口部の墨出し		○	○	○		
電気関係							
電気配管配線	機器付属の制御盤以降の配管配線（接地線共）			○	○		二次側
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線		○				一次側
	機器付属操作スイッチの取付及び渡り配管配線			○	○		
その他（工事区分を特に間違えやすい項目）							
天井材	取外し再取付(各種配管配線作業用)	○	△	△	△		小規模は要協議
床はつり補修	各種配管配線作業用	○	△	△	△		小規模は要協議
流し台、ガス台		○					
便所手洗いｶｳﾝﾀｰ		○					衛生陶器は衛生設備
洗面化粧台					○		
ガス漏れ警報器					○		
24H換気扇	機器納入					○	取付は電気設備
連動スイッチ	取付		○				機器納入は衛生設備
湯沸器	機器納入					○	取付は電気設備
連動スイッチ	取付		○				機器納入は衛生設備

10 追加特記

⑧ 発生材の処理等

1 再生資材の利用

下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再生資材名	規格	使用箇所	再資源化施設名・所在地	備考

2 建設発生土の利用

盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備考

3 建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。

受入工事名／施設名称	
工事場所／施設所在地	
連絡先	
仮置場所の有無	
備考	

④ 建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記の場所に搬出するものとし積算している。

搬出する廃棄物名	最寄りの処分場にて処分
処理施設名称	
施設所在地	
連絡先	
備考	

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

⑤ 建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、同法第１８条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。

⑥ 自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。

⑦ 協議について

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに監督員に報告し、協議すること。

9 化学物質の濃度測定

1)測定時期
・測定時期は家具設置等の別途工事が行われる前とする。ただし、内装又は塗装等の施工が終了し、その後十分な換気が行われていること、及び中央式空気調和設備のように換気を行いながら空気調和を行う設備がある場合は、設備の試運転が終了していることとする。
・測定時期は工事完了時とする。なお、内部工事期間等が特記されている場合は、内部工事完了時と工事完了時に、それぞれ行う。
※測定時期の決定は、測定結果が指針値を超えた場合に、６）の措置を講じる時間を見込むこと。

2)測定対象物質
※ホルムアルデヒド （指定値0.08ppm以下）
※トルエン （指定値0.07ppm以下）
※キシレン （指定値0.2ppm以下）
※エチルベンゼン （指定値0.88ppm以下）
※スチレン （指定値0.05ppm以下）
・パラジクロロベンゼン （指定値0.04ppm以下）

3)測定室
・ ・ 室 (測定箇所 箇所)
・ ・ 室 (測定箇所 箇所)
・ ・ 室 (測定箇所 箇所)
・ ・ 室 (測定箇所 箇所)

10 追加特記

9 化学物質の濃度測定

4)測定方法
測定機器
※パッシブ型採取機器 ・監督員の承諾する機器
測定要領
※測定前の措置
測定を開始する前に、測定対象室のすべての窓及び扉（造りつけ家具、押入等の収納部分の扉を含む。）を開放し、３０分間換気する。その後、測定対象室のすべての窓及び扉を５時間閉鎖する。ただし、造りつけ家具、押入等の収納部分の扉は開放したままとする。
※ 測定は次のイ～ハによる。
イ 上記測定前の措置の状態のままで測定する。
ロ 測定時間は、原則として２４時間とする。ただし、工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう１０時３０分から１８時３０分までの時間帯で測定する。
ハ 測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする。
※その他
上記測定前の措置及び測定においては、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

5)測定結果の分析
※測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し濃度を測定する。

6)測定結果が指針値を超えた場合の措置
※測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度４）、５）により、測定を行う。

7)報告書の提出
※完了検査日までに報告書を提出する。

10 電子納品

本工事は、新潟県CALS/EC整備行動計画（アクションプログラム）に基づく電子納品対象工事であり、以下の各項により履行するものとする。
１ 受注者は、契約期間中に監督員と協議を行う場合、新潟県CALSシステム（以下「CALSシステム」という。）を利用して電子協議 (注1) を行わなければならない。
２ 受注者は、CALSシステムを利用して、監督員との協議に従い工事完成図書の一部について、電子納品 (注2) を行わなければならない。
３ 工事完成図書の提出方法および提出部数については、電子成果品としてＣＤ-Ｒ２部（枚）および紙による成果品として１部納品するものとする。なお、電子成果品のうち、「新潟県CALSシステムで交換された書類（打合せ簿等）」、「写真」、「参考図」については、電子成果物のみの納品とするが、それ以外の書類を電子成果品にて納品した場合は、紙による納品も追加するものとする。
４ 受注者は、CALSシステムを利用して電子協議および電子納品を行うため、インターネットが利用できる機器および電子納品のデータを作成するための機器を用意しなければならない。
５ 監督員が受注者に口頭・電話・電子メール等で指示等を行った場合、受注者は後日電子協議システムを通じ監督員の確認を得なければならない。
６ 受注者は、CALSシステムの利用料を、新潟県よりCALSシステム運営業務を受託している者（以下「運営者」という）に支払うこと。なお、新潟県CALSシステムの利用料として、設計書内に積上げ計上している。
７ CALSシステムの利用料を支払った時は、すみやかに監督員に支払の事実を報告し確認を受けること。また、支払いの事実を証明する書類（銀行振り込み控えの写し等）を工事完了時に提出すること。
８ 上記以外の電子協議および電子納品に関する詳細な事項については、受発注者協議にて定めるものとする。

（電子検査） ・実施する ・実施しない
電子検査に係わる詳細な事項については、別途県が公表する (注3) 「平成２６年度電子検査実施要領」による。

(注１)電子協議とは、指示・承諾・協議・提出・提示・報告・通知等を、電子化された書面及びその他資料（図書類）にて行うことをいう。
(注２)電子納品とは、工事完成図書等の最終成果を電子成果品として納品することをいう。ここでいう電子成果品とは、別途県が公表する (注3) 新潟県土木部策定の「平成２６年度新潟県電子納品実施要領」に基づいて作成された電子データを指す。
(注３)新潟県CALS/ECホームページにて公表する。

11 追加特記事項

⊙ 本図中に明示なくも、施工において当然に必要とされる事項が生じた場合は、これらは請負者の負担にて速やかに行うものとする。
⊙ 別途業者がある場合には、十分な打合せのもとで円満・円滑に工事を進捗すること。

特記事項：

適合確認 / / / / / /

THINK DAIWA ARCHITECT DESIGN OFFICE

一級建築士事務所 大和設計

一級建築士事務所 新潟県知事登録（リ）第９３１号
一級建築士第９９３８６号 管理建築士 青木重吉 ㊞

設計協力事務所

承認	審査		設計責任	製図
青木	意匠	構造（構造設計一級建築士）		

工事名	浦佐小学校体育館改修工事
図面名	建築工事仕様書（そのＶ）
日付	2015/03/
縮尺	Noscale
図面番号	意匠 06

浦佐小学校体育館改修工事

工事設計図

新潟県南魚沼市財政課契約検査班
平成 ２７ 年 ３ 月(全　　枚)

工 事 場 所

建 物 概 要

建　物　名　称	構　造	階　数	延べ面積（㎡）	消防令別表第一	備　考

仕 様 書

Ⅰ． 共 通 仕 様

１ 本共通仕様書及び特記仕様書に記載されていない事項は、次による。
新築及び増築に係る電気設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成２５年版」（以下「標仕」という。）及び「国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 平成２５年版」（以下「標準図」という。）による。
改修に係る電気設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成２５年版」（以下「改修標仕」という。）及び標準図による。ただし、改修標仕に記載されていない事項は、標仕による。

２ 標仕及び改修標仕に用いられている用語を、次のとおり読み替える。
(1)「工事契約書」を「南魚沼市財務規則（平成19年南魚沼市規則第4号）並びに南魚沼市建設工事請負基準約款（平成16年南魚沼市告示第6号）」（以下「約款」という。）に読み替える。
(2) 「監督職員」を「監督員」に読み替える。

３ 次の各号に該当する標仕及び改修標仕の項目について、標仕及び改修標仕の規定を別表に置き換えて適用する。（以下[ ]は、改修標仕の項目を表示）
(1) 第１編 第１章 1.1.2 [1.1.2] 用語の定義の(1)、(13)及び(18)
(2) 〃 1.4.2 [1.4.2] 機材の品質等の(a)及び(b)
(3) 〃 1.4.4 [1.4.5] 機材の検査等の(a)
(4) 〃 1.6.1 [1.10.1] 工事検査の(b)及び(d)

４ 標仕及び改修標仕の次の項目の規定は適用しない。
第１編 第１章 1.1.2 [1.1.2] 用語の定義の(19)
〃 1.6.2 [1.10.2] 技術検査

5.本仕様書に新潟県とあるものは南魚沼市に置き換える。

別 表

号	項　目	置き換え後の標仕及び改修標仕の規定
	第１編 一般共通事項 第１章 一般事項	
(1)	1.1.2 [1.1.2] 用語の定義	(1) 「監督員」とは、約款第10条の規定により受注者に通知された者をいう。
		(13) 「書面」とは発行年月日が記載され、署名又は捺印した文書及び新潟県CALS/ECシステム上で電子決裁処理された電磁的記録をいう。
		(18)「工事検査」とは、約款に規定する次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。（ただし、②に係る検査を除く。） ① 工事の完成（約款第32条） ② 部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等（約款第38条） ③ 部分引渡しの指定部分に係る工事の完成（約款第39条） ④ 契約の解除時における出来形部分（約款第48条） ⑤ 必要があると認めたときの臨時検査（約款第50条）
(2)	1.4.2 [1.4.2] 機材の品質等	(a) 工事に使用する機材は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）契約時の最新版」の名簿に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とするほか、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品でなくてもよい。
		(b) 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督員に提出する。 ただし、ＪＩＳ（日本工業規格）に該当するものであることを示す表示のある機材を使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合（次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたとみなすことができる。）は、資料の提出を省略することができる。 (1) 建築基準法その他の認定品で、マーク等の確認ができる機材 (2) 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿に記載されている機材又は製造所の製品（特記で標仕及び改修標仕の規定に基づく品質及び性能以外を規定した場合を除く。） (3) 特記により指定された材料又は製造者の製品
(3)	1.4.4 [1.4.5] 機材の検査等	(a) 現場に搬入された機材は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、次の(1)若しくは(2)に該当する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (1) 工事完成検査時又は工事写真で、ＪＩＳのマークを確認できる場合 (2) 建築基準法その他の認定品と指定された材料で、工事完成検査時又は工事写真で品質、性能を証明するマーク等を確認できる場合
(4)	1.6.1 [1.10.1] 工事検査	(b) 約款に規定する部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。
		(d) (a)から(c)までの通知又は請求に基づく検査並びに約款第48条及び第50条に規定する検査は、発注者から通知された検査日に検査を受ける。

Ⅱ． 特 記 仕 様

凡 例
（１） 章と項目は、番号に○印のついたものを適用する。特記事項は、・に○印のついたものを適用する。
（２） 特記事項で○印のない場合は、※印のあるものを適用する。○印と※印のある場合は、○印のあるものを適用する。
○印と ※ 印のある場合は、両方を適用する。
（３） 根拠項目の[a-b.c.d]は、標仕の第a編b章c節d項を表す。
根拠項目の[a-b.c.d]は、改修標仕の第a編b章c節d項を表す。

章	項目	特記事項	根拠項目
1 一般事項	① 工事実績情報の登録	請負工事費５００万円以上の場合登録する。	(1-1.1.4)
	② 概成工期	※ 無　・ 有　(工期　平成　年　月　日)	[1-1.1.4]
	③ 内部の工事期間等	着手 平成　年　月　日 ～ 終了 平成　年　月　日 までとする。 次の作業は内部工事着手前に行える。ただし、着手日、作業箇所は施設及び監督員と協議のうえ決定する。 ※ 現場調査　・	(1-1.2.1) [1-1.2.1]
	④ 監理技術者の要件	請負工事費が１億円以上の場合は、電気工事の施工に関し１０年以上の実務経験を有すること。	
	⑤ 電気工事士	契約電力５００KW以上の電気工作物においても、第１種電気工事士により施工をおこなうこと。	

章	項　目	特記事項	根拠項目
1 一般事項	① 一般事項	※ 要 （ 第１種電気工事士 ） ・ 不要	(1-1.3.2)
	② 発生材の処理等	＜表－１＞「発生材の処理等」のとおり。	[1-1.3.2] (1-1.3.9)
	③ 完成図等	下記のものを作成し提出する。なお、作成方法・部数等は監督員の指示による。 原図、 陽画複写図、 施工図陽画複写図、 ＣＡＤデータ、 保全に関する資料	[1-1.9.1] (1-1.7.2) [1-1.11.2]
	④ 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。	(1-1.7.3)
	⑤ 工事完成写真	工事完成後、整理のうえ監督員に提出する。 提出部数 ２ 部	[1-1.11.3]
	⑥ 工事施工状況写真	工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 工事写真の撮り方 建築設備編 改訂第3版」を参考に、撮影計画書を作成して、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略できる。 提出部数 １部	
	⑦ 他工事との取合い	＜表－３＞ 工事区分表による。	
2 共通工事等（建築工事に含む）	① 足場・さん橋等	※ 別契約で関係受注者が定置した物は、無償で使用できる。 ・ 本工事で設置する。	(1-2.1.1) [1-2.2.2]
	② 仮設開仕切り	※ 別途工事 ・ 本工事	[1-2.2.3]
	③ 監督員事務所等	※ 設けない ・ 既設建物内の一部を使用する ・ 仮設事務所内に監督員空間を ㎡程度確保する	[1-2.2.7]
	④ 監督員用備品等	監督員が使用できる備品として、下記のものを工事期間中現場に用意し、貸与する。 ・ 保安帽　ヶ ・ 雨具　着　・ 長靴　足　・ 安全帯　組	(1-2.1.1) [1-2.2.7]
	⑤ 工事用水	構内既存の施設　・ 利用できる（※ 有償　・ 無償） ※ 利用できない	[1-2.2.4]
	⑥ 工事用電力	構内既存の施設　・ 利用できる（※ 有償　・ 無償） ※ 利用できない ・ 既設設備に電力量を設ける　・ 発電機を使用する	[1-2.2.4]
	⑦ 仮設建物等	現場事務所、倉庫、下小屋等の仮設建物の位置はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 すべて受注者の負担とする。	[1-2.2.8]
	⑧ 残土処理	※ 構内指示の場所に敷きならし　・ 構外搬出適切処理	
	⑨ 耐震施工	機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策総合研究所監修）２００５年版」による。 （１） 設計用水平地震力 機器の重量［ｋｇｆ］に、＜表－５＞設計用標準水平震度を乗じたものとする。 （２） 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。	(2-2.1.13) [2-2.1.14]
	１０ 塗装工事	プルボックス錆止塗装箇所　※ 天井いんぺい部　※ シャフト内 上記以外のプルボックス　※ 焼付塗装　・ 調合ペイント２回塗 金属製露出電線管塗装箇所　※ 屋外　・ 電気機械室　・ シャフト	(1-2.7.1) [1-2.8.1]
	１１ フラッシュプレート	図面に特記のあるもの及び特殊なものを除き　※新金属製　・ 樹脂製 電力設備　ジョイントボックス用　・ 丸形　※ 角形 通信設備　ジョイントボックス用　※ 丸形　・ 角形	
	１２ プレートの用途表示	ジョイントボックス並びに器具を実装しないプレートには暗称号を用いて用途を表示する。	
	１３ 盤類の仕上色	分電盤　※ 指定色　・ ＪＥＭ１１３５ 制御盤、配電盤　※ 指定色　・ ＪＥＭ１１３５	
	１４ 呼び線	長さ１ｍ以上の入線しない管路には１．２ｍｍ以上の導入線を挿入する。	(2-2.2.9)
	１５ 天井仕上区分	（室名）は直天井を示し、（ ）なしの室名は二重天井を示す。	[2-2.2.9]
	１６ 露出配管配線	改修工事においては極力隠蔽に心がけ、やむを得ず露出となる部分は予め施工図を作成し監督員の承諾を受けること。	
	１７ 再使用機器等	取外し再取付機器は、原則として清掃、調整、絶縁抵抗測定等を行った後取付ける。 ただし、絶縁劣化等により再使用に耐えない場合は、監督員に報告する。	[1-1.4.3]
	１８ 仮設備	仮設備期間（ ・ 図示 ・ ）	[1-2.14.1]
	１９ 電線類	仮設備項目（・ 受変電 ・ 自家発 ・ 火災報知 ・ 防犯 ・ 電話 ・ LAN） ＥＭ電線で規格等の記載のないものは、ハロゲンおよび鉛を含まない材料で構成されたものとし、＜表－２＞ＥＭ電線の記号および仕様による。	
	２０ あと施工アンカー	＜表－４＞ あと施工アンカーによる。	[1-2.12.3]
3 構内配電線路	１ 電気方式	・ 高圧 ３相３線式６ＫＶ　・ 低圧 ３相３線式（ Ｖ） ・ 低圧 単相 線式（ Ｖ）　・ 低圧 単相 線式（ Ｖ）	(2-2.11.1) [2-2.12.6]
	２ 配線方式	※ 地中線式（※ 管路式 ・ 直埋式）　・ 架空式	[2-2.13.1]
	３ ケーブル埋設シート	※ 設ける。	[2-2.14.6]
	４ 埋設深	・ 高圧ＧＬ－ ｍ　・ 低圧ＧＬ－ ｍ	
	５ メッセンジャー線	※ 第２種亜鉛メッキ鋼撚線 ㎟	
	６ 装柱機材	・ 一般形　・ 耐塩形	
	７ 外灯接地	・ 単独　・ 共用	
	８ MH,HH 内支持材接地	・ 単独　※ 共用	
	９ 接地極埋設標の省略	※ 以下の箇所について省略する（・ 電柱 ※ 外灯 ※MH、HH） ・ 省略しない	(2-2.13.14) [2-2.15.14]
4 接地	１ 種別	・ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種 ・ Ｄ種 ・ 避雷器用	(2-2.13.1)
	２ 施工方法	・ 一括 ・ 単独 ・ メッシュ	[2-2.15.1]
	３ 接地極	・ 接地極埋設 ・ 構造体利用	
5 電灯設備	① 電気方式	幹線 ⊙ 単相 ３線式 ２００Ｖ／１００Ｖ ・ 直流 ２線式 １００Ｖ 分岐 ⊙ 単相 ２線式（・ １００Ｖ ・ ２００Ｖ）・ 直流 ２線式 １００Ｖ	(2-2.14.1) [2-2.16.1]
	２ 配線用遮断器	定格遮断電流は、最小のもので対称値（ Ａ）以上とする。	
	３ 非常用照明電源	・ 電池内蔵形　・ 電源別置形	
	４ フロアコンセント	・ 収納形　・ 上下動形	
	５ 盤の予備ﾌﾞﾚｰｶｰｽﾍﾟｰｽ	予備ﾌﾞﾚｰｶｰ（ ※ ２０％ ・ ） ｽﾍﾟｰｽ（ ※ なし ・ ）	
6 動力設備	１ 電気方式	幹線　・ ３相 ３線式 ・ 電圧　・ ２００Ｖ　４００Ｖ	(2-2.15.1) [2-2.17.1]
	２ 電動機の接地	・ 単独接地　・ 共同接地（・ 共通母線式　・ 金属管接地式）	
	３ 盤の予備ﾌﾞﾚｰｶｰｽﾍﾟｰｽ	予備ﾌﾞﾚｰｶｰ（ ※ なし ・ ） ｽﾍﾟｰｽ（ ※ あり ・ ）	
7 雷保護設備	１ 受雷部	・ 突針　・ メッシュ導体　・ 笠木、手すり等 ・	(2-2.17.1) [2-2.19.1]
	２ 避雷導線	・ 引下げ導線　・ 建築構造体利用	
	３ 接地極	・ 構造体利用　・ 環状接地　・ 板状接地 ・ 網状接地　・ 垂直接地極　・ 放射状水平接地極　・	
	４ 外部雷保護	・ レベルⅠ　・ レベルⅡ　・ レベルⅢ　・レベルⅣ	
	５ 内部雷保護システム	・ あり　・ なし	
8 受変電設備	１ 電気方式	・ ３相３線式　・ ６ＫＶ	(3-1.1.1) ～ (3-2.3.3)
	２ 区分開閉器	種類　・ 気中　・ ガス　・ 地絡継電器　・ 方向性　・ 無方向性	
	３ 盤形式	・ キュービクル形　・ 高圧ｽｲｯﾁｷﾞｱ　・ 開放形	[3-1.1.1] ～ [3-2.4.3]
	４ 主遮断装置	・ ＣＢ形（・ 真空　・ ガス）　・ ＰＦ－Ｓ形	
	５ 操作方式	・ 電動ばね　・ 手動ばね　・ 電磁	
	６ 変圧器	・ 油入　・ モールド　・ 高効率形	
	７ 高圧コンデンサ	・ 油入　・ ガス絶縁　・ モールド	
	８ リアクトル	・ 油入　・ モールド	
	９ 避雷器	・ 2.5kA　・ 5kA　・ 10kA　・ SPDｸﾗｽⅠ	
	１０ 絶縁監視装置	・ あり　・ なし	
9 静止形電源設備	１ 直流電源装置	用途　・ 非常用照明器具電源及び受変電設備制御電源共用 ・ 受変電設備制御電源専用 ・	(4-1.1.1) ～ (4-3.3.2)
		蓄電池　・ ＨＳ形鉛蓄電池　・ ＭＳＥ形鉛蓄電池 ・ 長寿命ＭＳＥ形鉛蓄電池　・	[4-1.1.1] ～ [4-2.4.2]
		整流器容量（ Ａ）　負荷補償装置（ Ａ）	
	２ ＵＰＳ装置	用途（ ）	
		出力電気方式　・ 単相 ２線式　・ 単相 ３線式　・ ３相 ３線式	
		出力電圧　・ １００Ｖ　・ １００Ｖ／２００Ｖ　・ ２００Ｖ	
		定格出力（ ＫＶＡ）	
		補償時間（ 分以上）	
		給電方式　・ 常時ｲﾝﾊﾞｰﾀ　・ ﾗｲﾝｲﾝﾀﾗｸﾃｨﾌﾞ　・ 常時商用給電	
10 発電設備	１ 形式	・ キュービクル式　・ 簡易式　・ オープン式	(5-1.1.1) ～ (5-1.4.13)
	２ 用途	・ 防災電源　・	
	３ 発電機	電気方式　・ ３相 ３線式　・ 単相 ２線式　・ 単相 ３線式	
		電圧　・ 100V　・ 200V　・ 200V/100V　・	
		周波数　・ 50Hz　・ 60Hz	
		回転数　・ 1500min^{-1}　・ 3000min^{-1}　・	[5-1.1.1] ～ [5-2.2.10]
		定格出力（ ｋＷ以上　ｋＶＡ以上）	
	４ 原動機	種類　・ ディーゼル機関　・ ガス機関　・ ガスタービン	
		定格出力（ ｋＷ以上）	
		始動方式　・ 電気方式　・ 空気式	
		冷却方式　・ 水循環式　・ ラジエータ式	
		始動時間　※ ４０秒以内　・ １０秒以内	
		始動用蓄電池　・ 長寿命ＭＳＥ（ Ah）　・	
	５ 燃料	・ 軽油　・ Ａ重油　・ 灯油	
	６ 制御方式	・ 自動式　・ 手動式	
	７ 燃料小出槽	（ Ｌ）　・ 専用　・ 共用	
	８ 主燃料槽	（ Ｌ）	
	９ 排気系統配管	排気管の断熱材（ ※ ﾛｯｸｳｰﾙ　・ ） 厚さ　㎜	
	１０ ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝ装置	・ あり　・ なし	(5-1.6.1) [5-2.4.1]
	１１ 太陽光発電	太陽電池　・ 結晶系シリコン太陽電池　・ アモルファスシリコン太陽電池 出力（ ｋＷ） 系統連系　・ あり　・ なし	(5-1.7.1) [5-2.5.1]
	１２ その他発電設備	・ あり（ 発電）　・ なし	(5-1.5.1) (5-1.8.1) (5-1.9.1) [5-2.3.1] [5-2.6.1] [5-2.7.1]
11 構内通信線路	１ 配線方式	※ 地中線式（※ 管路式 ・ 直埋式）　・ 架空式	(6-2.10.1) ～ (6-2.11.4)
	２ ケーブル埋設シート	※ 設ける。	
	３ 埋設深	ＧＬ－ ｍ	[6-2.12.1] ～ [6-2.13.4]
	４ メッセンジャー線	※ 第２種亜鉛メッキ鋼撚線 ㎜^{2}	
12 構内交換設備	１ 交換装置	・ デジタルPBX ・ IP-PBX ・ VoIPサーバ ・ VoIPゲートウェイ	(6-1.6.1)
		・ ボタン電話装置　・	[6-2.16.1]
	２ 局線応答方式	・ 分散中継台方式 ・ 局線中継台方式	
		・ ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ方式 ・ ﾀﾞｲﾚｸﾄｲﾝﾀﾞｲﾔﾙ方式 ・ ﾀﾞｲﾚｸﾄｲﾝﾗｲﾝ方式 ・	
	３ 局線種別	・ デジタル ・ アナログ	
	４ 回線数	局線 ・ 電話回線 （ 回線以上） ・ 専用回線 （ 回線以上）	
		内線 ・ 電話回線 （ 回線以上） ・ データ端末等 （ 回線以上）	
	５ 電話機取付台数	・ ボタン電話機（ 台） ・ 内線電話機（ 台） ・ 多機能電話機（ 台）	
		・ IP電話機（ 台）	
	６ 局線表示盤	（ 回線）	
	７ 保安器接地	・ 本工事　・ 別途工事	
13 情報表示設備	１ ﾏﾙﾁｻｲﾝ装置	・ 発光ﾀﾞｲｵｰﾄﾞ式情報表示盤 ・ 液晶式情報表示盤 ・ ﾌﾟﾗｽﾞﾏ式情報表示盤 ・ ・	(6-1.7.1) [6-2.17.1]
	２ 出退表示装置	表示方法 （ ・ 発光ﾀﾞｲｵｰﾄﾞ式 ・ 液晶式 ・ ﾌﾟﾗｽﾞﾏ式）	
		表示盤 （ ・ 壁掛形　・ 卓上形 ）	
	３ 時刻表示装置	親時計形式 （ ・ 壁掛形　・ ラック形　・ 自立形 ）	
		回線数 （ 回線）	
		時報子時計　親時計に ※ 内蔵　・ 別置壁掛形	
		チャイム　親時計に ※ 内蔵　・ 別置壁掛形　・ 時報子時計に組込	
14 拡声設備	１ 用途	・ 一般放送用 ・ 非常放送用 ・ 併用	(6-1.9.1)
	２ 増幅器	・ 卓上形　・ キャビネットラック形　デスク形	[6-2.19.1]
	３ 出力	（ W）	
	４ マイクスタンド	・ 床上形　・ 卓上形 （・ 高さ調整式 ・ 固定式）	
	５ アンテナ	・ ホイップ　・ ＦＭ（ 素子）　・ ワイヤレスマイク用	
	６ 接地	※ 単独接地　・	
15 誘導支援設備	１ 用途	・ 庁内連絡用　・ 身体障害者用　・ 外来者受付用　・ 保守用 ・ 音声誘導装置　・ トイレ等呼出装置	(6-1.10.1) [6-2.20.1]
	２ 通話方式	・ 電話同時通話式 （・ 親子式　・ 相互式） ・ スピーカー形交互通話式（親子式） ・ 電話スピーカー形同時通話式（親子式）	
	３ 親機	・ 卓上形　・ 壁掛形　・ 組込形（ ）	
	４ 子機	・ 卓上形　・ 壁掛形	
16 テレビ共同受信設備	１ アンテナ	・ ＵＨＦ（※ ＢＬ－ 形　・ 素子） ・ ＢＳ （※ ＢＬ－ ９００形　・ ）	(6-1.11.1) [6-2.21.1]
	２ 増幅器	・ ＵＶ共用形　・ Ｕ専用形　・ Ｖ専用形 ・ ＢＳ－ＩＦ専用形　・ ＵＶ、ＢＳ共用形	
	３ アンテナ支持ポール	・ 壁面支持形（３点支持 Ａ＝３．０ｍ以上）　・ 自立形（Ａ＝３．０ｍ以上）	
	４ 配線方式	※ 直列ユニット（※ ＢＳ、ＵＶ共用　・ ）　・ 幹線分岐式	
17 テレビ電波障害防除設備	１ 受信方法	・ アンテナ改善　・ 共同受信アンテナ　・ ＣＡＴＶ受信	(6-1.12.1)
	２ アンテナ	・ ＵＨＦ（ 素子）	
	３ 増幅器	・ 受信用（ 台）　・ 幹線分岐用（ 台）　・ 延長用（ 台）	
	４ ケーブル架線方式	・ 電力柱共架　・ ＮＴＴ柱共架　・ 自営柱	
	５ 受信状況調査	・ 事前調査（ 箇所）　施工後調査（ 箇所）	
18 火災報知・自動閉鎖・非常警報設備	１ 受信機	・ （ 型　級　回線）　・ （・ 単独　・ 複合） ・ （・ 自立形　・ 壁掛形）	(6-1.16.1) [6-2.25.1]
	２ 副受信機	・ （ 回線）　・ （・ 単独　・ 複合）　・ （・ 自立形　・ 壁掛形）	
	３ 発信機	・ 専用総合盤（※ 埋込形　・ 露出形）に組込　・ 消火栓箱組込　・ 単独設置	
	４ 表示灯	※ ＡＣ２４Ｖ　・ ＤＣ２４Ｖ　・ ＡＣ１００Ｖ	
	５ 消火栓ポンプ始動	・ 発信機と連動　・ 単独押しボタンを設置	
	⑥ 感知器	※ 作動確認灯付とする	
	７ 連動制御器	・ （ 回線）　・ （・ 単独　・ 受信機と一体）	
	８ 自動閉鎖装置	・ 防火戸用（※ 本工事　・ 別途）	(6-1.17.1)
		・ 防火シャッター用（・ 本工事 ※ 別途）　・ （※ 磁石式　・ レリーズ式）	[6-2.26.1]
		・ 防火ダンパー用 （・ 本工事 ※ 別途）	
	９ 非常警報装置	・ 機器一体形　・ 各機器単独設置	(6-1.18.1) [6-2.27.1]
19 ガス漏れ火災警報設備	１ 受信機	・ 本工事　・ 別途	(6-1.19.1)
		・ （ 形　回線　※ 火報盤と一体形　・ 単独）	[6-2.28.1]
	２ 検知器	・ 都市ガス用　・ ＬＰガス用	
	３ 中継器	・ （ 回線）	
20 防犯設備	１ 工事範囲	・ 配管工事　・ 機器実装	(6-1.15.1)
	２ 受信機	・ （ 回線）	[6-2.24.1]
	３ 警戒方式	・ マグネット式　・ 赤外線式	
21 試験	① 機材の試験	標準仕様書によるほか、下記のものを追加する。 ・	
	② 施工の試験	標準仕様書によるほか、下記のものを追加する。 ・ 一般照明照度測定（改修は工事前後の測定を行うこと） ・	
22 追加特記事項	① 公共事業労務費調査	※ 協力する。	
	② 工事監理方式	共同監理　・ あり　※ なし	
	③ 適用基準等	・ 営繕工事電子納品要領（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課監修） ※ 工事運行ﾏﾆｭｱﾙ（新潟県土木部都市局営繕課作成）	
	④ 総合図	※ 作成する　・ 作成しない	
	⑤ 工事施工等の申出について	受注者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案し実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。（様式等は工事運行ﾏﾆｭｱﾙによる。）	
	⑥ 電子納品	本工事は、CALS/EC整備行動計画（アクションプログラム）に基づく電子納品対象工事であり、以下の条項により履行するものとする。 1 受注者は契約期間中に監督員と協議を行う場合、新潟県CALSシステム（以下「CALSシステム」という。）を利用して電子協議[注1]を行わなければならない。 2 受注者は、CALSシステムを利用して、監督員との協議に従い工事完成図書の一部について、電子納品[注2]を行わなければならない。 3 工事完成図書の提出方法および提出部数については、電子成果品としてＣＤ－Ｒ ２部(枚)および紙による成果品として１部納品するものとする。なお、電子成果品のうち、「新潟県CALSシステムで交換された書類（打合せ簿等）」、「写真」、「参考図」については、電子成果物のみの納品とするが、それ以外の書類を電子成果品にて納品した場合は、紙による納品も追加するものとする。 4 受注者はCALSシステムを利用して電子協議及び電子納品を行うため、インターネットが利用できる機器および電子納品データを作成するための機器を用意しなければならない。 5 監督員が受注者に口頭で指示を行った場合、受注者は後日電子協議システムを通じ監督員の確認を得なければならない。 6 受注者は、CALSシステムの利用料を、新潟県よりCALSシステム運営業務を委託している者（以下「運営者」という）に支払うこと。なお、CALSシステムの利用料として、設計書内に計上している。 7 CALSシステムの利用料を支払った時は、すみやかに監督員に支払の事実を報告し確認を受けること。また、支払いの事実を証明する書類(銀行振り込み控えの写し等)を工事完了時に提出すること。 8 上記以外の電子協議および電子納品に関する詳細な事項については、受発注者協議にて定めるものとする。	
	（電子検査）	・実施する　・実施しない 電子検査に係わる詳細な事項については、別途県が公表する[注3]「平成２５年度新潟県電子検査実施要領」による。 (注1) 電子協議とは、指示・承諾・協議・提出・提示・報告・通知等を電子化された書面及びその他資料（図書類）にて行うことをいう。 (注2) 電子納品とは、工事完成図書等の最終成果を電子成果品として納品することをいう。ここでいう電子成果品とは、別途県が公表する[注3]「新潟県土木部策定の「平成２５年度新潟県電子納品実施要領」に基づいて作成された電子データを指す。 (注3) 新潟県CALS/ECホームページにてご公表する。	
	７ アスベスト含有の建材	アスベスト含有の建材は使用しない。 ただし、やむを得ずアスベスト含有建材を使用する場合は事前に監督員と協議を行うこと。	
	８ 中間技術検査	・低入札価格調査基準価格を下回った額で契約となった場合は、中間技術検査を１回実施する。検査時期については、工事現場着手前に監督員と協議すること。	

適合確認			設計協力事務所	承認	審査		設計責任	製図	工事名	浦佐小学校体育館改修工事	日付	図面番号
	/ / /	THINK OHWADA ARCHITECT DESIGN OFFICE 一級建築士事務所 大和設計			意匠	構造（構造設計一級建築士）					2015/03/	意匠
	/ / /	一級建築士事務所 新潟県知事登録（リ）第９３１号 一級建築士第９９３８６号 管理建築士 青木重吉 ㊞		青木					図面名	電気設備特記仕様書（１）	縮尺 Noscale	０７

排出ｶﾞｽ対策型等建設機械

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ｶﾞｽ対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」に基づき指定された排出ｶﾞｽ対策型建設機械を使用するものとする。排出ｶﾞｽ対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ｶﾞｽ浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ｶﾞｽ浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）することで、排出ｶﾞｽ対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

排出ｶﾞｽ対策型建設機械あるいは排出ｶﾞｽ浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。なお、指定機械であることを識別するﾗﾍﾞﾙが添付されているので、確認できるよう撮影すること。

機　　種	備　　考
一般工事用建設機械 ・ ﾊﾞｯｸﾎｳ ・ ﾄﾗｸﾀｼｮﾍﾞﾙ（車輪式） ・ ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ ・ 発動発電機（可搬式） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ 油圧ﾕﾆｯﾄ類 （以下に示す基礎工事用機械のうち、ﾍﾞｰｽﾏｼﾝとは別に、独立したﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動の油圧ﾕﾆｯﾄを搭載するもの 油圧ﾊﾝﾏｰ、ﾊﾞｲﾌﾞﾛﾊﾝﾏｰ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、ｱｰｽｵｰｶﾞ、ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機、ﾘﾊﾞｰｽｻｰｷｭﾚｰｼｮﾝﾄﾞﾘﾙ、ｱｰｽﾄﾞﾘﾙ、地下連続壁施工機、全回転型ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機） ・ ﾛｰﾄﾞﾛｰﾗ、ﾀｲﾔﾛｰﾗ、振動ﾛｰﾗ ・ ﾎｲｰﾙｸﾚｰﾝ	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ（ｴﾝｼﾞﾝ出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。

※　上記建設機械は、低騒音・低振動型とする。

＜表－１＞　発生材の処理等

１．再生資材の利用

下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再生資材名	規　格	使用箇所	再資源化施設名・所在地	備　考

２．建設発生土の利用

盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備　考

３．建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。

受入工事名／施設名称			
工事場所／施設所在地			
連絡先			
仮置場所の有無			
備考			

④．建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記の場所に搬出するものとし積算している。

搬出する廃棄物名					
処理施設名称					
施設所在地					
連絡先					
備考					

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

⑤．建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、同法第１８条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。

⑥．自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。

⑦．協議について

建設工事発注後に明らかにならたやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに監督員に報告し、協議すること。

＜表－２＞　ＥＭ電線の記号および仕様

記　号	仕　　様
ＥＭ－ＣＥＥＳ	JCS 4258 D(制御用ｹｰﾌﾞﾙ(遮へい付))準じ、絶縁材及びｼｰｽにJCS規格によるEMｹｰﾌﾞﾙの耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝを用いたもの
ＥＭ－ＵＴＰ	JIS X 5150により、絶縁材にJIS規格によるEMｹｰﾌﾞﾙの耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝを用いたもの
ＥＭ－ＭＥＥＳ	JIS 3271 A(MVVS)に準じ、絶縁材及びｼｰｽにJCS規格によるEMｹｰﾌﾞﾙの耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝを用いたもの
ＥＭ－ＥＢＴ	EBT（電子ﾎﾞﾀﾝ電話用ｹｰﾌﾞﾙ)に準じ、ｼｰｽにJCS規格によるEMｹｰﾌﾞﾙの耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝを用いたもの

＜表－３＞工事区分表

注）　原則○印を適用する。
ただし、複数記載してある項目についての区分はその項目を必要とする施工者に適用する。

項　　目		建	電	空	衛	昇			備　　考
躯体関係									
1.RC造（梁・壁・床）の貫通孔・開口部	貫通ｽﾘｰﾌﾞ材及び取付け	○	○	○	○	○			
	補強を要する型枠材及び取付け	○							
	補強を要しない型枠材及び取付け	○	○	○	○	○			防火区画、防煙区画
	貫通孔・開口部の墨出し	○	○	○	○	○			防火区画、防煙区画
	貫通孔・開口部の補強	○							
	ｽﾘｰﾌﾞ・型枠の穴埋め	○	○	○	○	○			
2.S・SRC造・はり貫通口	S・SRC造貫通鋼管鋼管ｽﾘｰﾌﾞ・補強	○							
	使用されたｽﾘｰﾌﾞの穴埋め	○	○	○	○	○			
	予備ｽﾘｰﾌﾞの穴埋め	○	○	○	○	○			
3.設備機器の基礎	建築設計図に記入のあるもの	○							
	室内の基礎（建築設計図に記入のないもの）		○	○	○				
	屋外・屋上の基礎	○							
	屋上基礎で押さえｺﾝｸﾘｰﾄしない軽微なもの		○	○	○				
	機器取付け用ｱﾝｶｰ・架台		○	○	○				
	屋内受水ﾀﾝｸ用の基礎	○							
仕上げ関係									
軽鉄天井・壁下地	補強を用するﾎﾞｰﾄﾞの切り込み及び下地の補強	○							
	補強を用しないﾎﾞｰﾄﾞの切り込み		○	○	○				
	開口部の墨出し		○	○	○				
電気関係									
電気配管配線	機器付属の制御盤以降の配管配線（接地線共）			○	○				二次側
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線		○						一次側
	機器と付属操作ｽｲｯﾁの取付け及び渡り配管配線			○	○				
その他（工事区分を特に間違えやすい項目）									
天井材の取外し再取付	各種配管配線作業用	○	△	△	△				小規模は監督員と協議
床はつり補修	各種配管配線作業用	○	△	△	△				小規模は監督員と協議
流し台、ガス台		○							
便所手洗いカウンター		○							衛生陶器は衛生設備
洗面化粧台						○			
誘導標識		○							誘導灯は電気設備
ガス漏れ警報器						○			ガス漏れ火災警報設備は電気設備
24H換気扇連動スイッチ	機器納入					○			
	取付		○						
湯沸器連動スイッチ	機器納入					○			
	取付		○						
上記以外換気扇スイッチ	機器納入、取付		○						

＜表－４＞　あと施工アンカー

１　共通事項	(1)　既設のｲﾝｻｰﾄ及びｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄは原則として使用しない。やむを得ず既設のｲﾝｻｰﾄ及びｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄを再利用する場合は、状態及び強度をよく確認し、十分に清掃してから使用する。 また、引張強度の確認試験については下記による。 （　　） (2)　あと施工ｱﾝｶｰについては機械設備工事標準図（施工19）による。 (3)　穿孔作業には、専用ﾄﾞﾘﾙ、振動ﾄﾞﾘﾙやﾊﾝﾏｰﾄﾞﾘﾙ等を使用し、必要埋設深さを確保するため、穿孔深さのﾄﾞﾘﾙへの表示やｽﾄｯﾊﾟｰ付きﾄﾞﾘﾙの使用等を行う。
２　重要機器用のあと施工ｱﾝｶｰ	(1)　重要機器の耐震固定等に使用するあと施工ｱﾝｶｰは金属拡張ｱﾝｶｰ又は接着系ｱﾝｶｰとし、耐震計算にて選定を行う。 (2)　金属拡張ｱﾝｶｰの仕様は、次による。 (ｱ)　金属拡張ｱﾝｶｰは、(社)日本建築あと施工ｱﾝｶｰ協会の金属系あと施工ｱﾝｶｰ品質性能判定表の性能を満足する製品とする。 (ｲ)　金属拡張ｱﾝｶｰのｾｯﾄ方式は、図示による。図示がなければ、本体打込み式とする。 (ｳ)　金属拡張ｱﾝｶｰ本体の径及び埋め込み深さは、図示による。 (ｴ)　ﾀﾞﾎﾞ筋の種類、径及び長さは図示による。 (3)　接着系ｱﾝｶｰの仕様は、下記による。なお、下記により施工が困難な場合は、監督員と相談すること。 (ｱ)　接着系ｱﾝｶｰは、(社)日本建築あと施工ｱﾝｶｰ協会の接着系あと施工ｱﾝｶｰ品質性能判定表の性能を満足する製品とする。 (ｲ)　接着系ｱﾝｶｰは、ｶﾌﾟｾﾙ型とし、接着剤の材質及びｶﾌﾟｾﾙの種類は図示による。 (ｳ)　接着系ｱﾝｶｰの埋込深さ及び許容引抜荷重については、機械設備工事標準図（施工19）による。 (4)　あと施工ｱﾝｶｰの施工には、工事内容に相応した施工の指導を行うあと施工ｱﾝｶｰ技術管理士又は主任技士を置く。 (5)　あと施工ｱﾝｶｰ作業における技能者は、あと施工ｱﾝｶｰ工事の施工に関する十分な経験と技能を有する主任技士又は第１・２種あと施工ｱﾝｶｰ施工士とする。 (6)　あと施工ｱﾝｶｰの撤去は、専用の工具を使用し、構造物に影響を与えないようにすること。

＜表－５＞　設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説　平成８年版」による耐震安全性の分類			
		・特定の施設（　・甲類　・乙類）		・一般の施設（　・乙類）	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階	機　器	２．０	１．５	１．５	１．０
屋上及び塔屋	防振支持の機器	２．０	２．０	２．０	１．５
中間階	機　器	１．５	１．０	１．０	０．６
	防振支持の機器	１．５	１．５	１．５	１．０
地下・１階	機　器	１．０	０．６	０．６	０．４
	防振支持の機器	１．０	１．０	１．０	０．６

重要機器　：　・配電盤　・発電装置　・直流電源装置　・交流無停電電源装置
・交換機　・火災報知受信機　・中央監視装置　・

上層階の定義　：　２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４階とする。

機器取付高は、下表を標準とする。ただし、監督員の指示により変更することがある。

	名称	測点	取付高（mm）
電力・通信	取引用計器	地上・上端	※２，０００　〃
	引込開閉器	〃	※１，８００　〃
電灯	分電盤	床上・中心	※1,500（上端1,900以下）
	タンブラスイッチ　（一般）	〃	※１，３００　〃
	〃　（身障者用）	〃	※　９００～１，０００
	コンセント　（一般）	〃	※　３００　〃
	〃　（和室）	〃	※　２００　〃
	〃　（台上）	台上・中心	※　１５０　〃
	プラケット　（一般）	床上・中心	※２，１００　〃
	〃　（講場）	〃	※２，５００　〃
	〃　（鏡上）	鏡端・中心	※　１５０　〃
	〃　（浴室）	床上・中心	※天井高×０．９　〃
	非常照明器具用遮断器	-	※１，２００　〃
	避難口誘導灯	床上・下端	※１，５００以上　〃
	廊下通路誘導灯	床上・上端	※１，０００以下　〃
動力	壁掛型制御盤	床上・中心	※１，５００　〃
	手元開閉器	〃	※1,500（上端1,900以下）
	操作スイッチ・押ボタン	〃	※１，３００　〃
電話	室内端子盤	床上・下端	※　３００　〃
	中間端子盤	床上・中心	※１，５００　〃
	保安器箱	〃	※天井高×０．９　〃
	壁掛位置ボックス　（一般）	床上・中心	※　３００　〃
	〃　（和室）	〃	※　２００　〃
時計	壁掛形親時計	床上・中心	※1,500（上端1,900以下）
	子時計	〃	※天井高×０．９　〃

	名称	測点	取付高（mm）
拡声	壁掛形スピーカー	床上・中心	※天井高×０．９　〃
	壁付音量調整器	〃	※１，３００　〃
表示・警報	表示盤	床上・中心	※天井高×０．９　〃
	壁付発信器	〃	※１，３００　〃
	ブザー・ベル	〃	※天井高×０．９　〃
	押ボタン　（一般）	〃	※１，３００　〃
	〃　（身障者用）	〃	※　９００～１，０００
インターホン	壁付インターホン	床上・中心	※１，３００　〃
	身体障害者用	〃	※１，０００　〃
	壁付位置ボックス　（一般）	〃	※　３００　〃
	〃　（和室）	〃	※　２００　〃
テレビ	機器収容箱	床上・中心	※１，５００　〃
	テレビアウトレット　（一般）	〃	※　３００　〃
	〃　（和室）	〃	※　２００　〃
火災報知器	受信機・副受信機	床上・操作部	※　８００～１，５００
	専用総合盤	床上・中心	〃
	発信器	〃	〃
	ベル	〃	〃　２，３００　〃
	消火栓・表示灯	〃	※２，１００
	試験器	〃	※１，５００
ガス警報器	ＬＰガス用	床上・上端	※３００以内
	都市ガス用	天井面・下端	※３００以内

＜用語の説明＞

（１）「撤去」とは、既存物を壊し取ること。
（２）「取外し」とは、再使用を考慮して、丁寧に外すこと。
（３）「撤去・新設」とは、既存物を撤去し、新たな物を設置すること。
（４）「取外し・再取付け」とは、既存物を取外し、同じ物を取付けること。
（５）「備品移動」とは、工事の施工に支障となる備品を一時別の場所に保管し、工事終了後に元の場所に戻すこと。

追加特記事項

⊙ 本図中に明示なくも、施工において当然に必要とされる事項が生じた場合は、これらは請負者の負担にて速やかに行うものとする。
⊙ 別途業者がある場合には、十分な打合せのもとで円満・円滑に工事を進捗すること。

特記事項：

適合確認　／／／　／／／

THINK DAIWA ARCHITECT DESIGN OFFICE
一級建築士事務所　大和設計
一級建築士事務所　新潟県知事登録（リ）第９３１号
一級建築士第９９３８６号　管理建築士　青木重吉

設計協力事務所

承認	審査		設計責任	製図
意匠	意匠	構造（構造設計一級建築士）		
青木				

工事名	浦佐小学校体育館改修工事
図面名	電気設備特記仕様書（２）
日付	2015/03/
縮尺	Noscale
図面番号	意匠　０８

浦佐小学校体育館改修工事

工事設計図

新潟県南魚沼市財政課契約検査班

平成２７年　３月（全　　枚）

工事場所

建物概要

建　物　名　称	構　造	階　数	延べ面積（㎡）	消防令別表第一	備　考

仕　様　書

Ⅰ．共通仕様

１．本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、次による。
　新築及び増築に係る機械設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成２５年版」（以下「標仕」という。）及び「国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修　公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）平成２５年版」（以下「標準図」という。）による。
　改修に係る機械設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成２５年版」（以下「改修標仕」という。）及び標準図による。ただし、改修標仕に記載されていない事項は標仕による。

２．標仕及び改修標仕に用いられている用語を次のとおり読み替える。
　（１）「工事契約書」を「南魚沼市財務規則（平成19年南魚沼市規則第4号）並びに南魚沼市建設工事請負基準約款（平成16年南魚沼市告示第6号）」（以下「約款」という。）に読み替える。
　（２）「監督職員」を「監督員」に読み替える。

３．次の各号に該当する標仕及び改修標仕の項目について、標仕及び改修標仕の規定を別表に置き換えて適用する。
　（以下［　］内は、改修標仕の項目を表示する。）
　（１）　第１編　第１章　１．１．２［１．１．２］　用語の定義の　（１）（１３）及び（１９）
　（２）　〃　　１．４．２［１．４．２］　機材の品質等の　（ａ）及び（ｃ）
　（３）　〃　　１．４．５［１．４．５］　機材の検査等の　（ａ）
　（４）　〃　　１．６．１［１．７．１］　工事検査の　（ｂ）及び（ｄ）

４．標仕及び改修標仕の次の項目の規定は適用しない。
　（１）　第１編　第１章　１．１．２［１．１．２］　用語の定義の　（２０）
　（２）　〃　　１．６．２［１．７．２］　技術検査

＜別　表＞

号	項　目	置　き　換　え　後　の　共　通　仕　様　の　規　定
	第１編　一般共通事項 第１章　一般事項	
（１）	１．１．２ ［１．１．２］ 用語の定義	（１）「監督員」とは、約款第10条の規定により受注者に通知された者をいう。 （１３）「書面」とは発行年月日が記載され、署名又は捺印した文書、及び新潟県CALSシステム上で電子決裁処理された電磁的記録をいう。 （１９）「工事検査」とは、約款に規定する次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査（ただし、②に係る検査を除く。）を含む。 ① 工事の完成（約款第32条） ② 部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等（約款第38条） ③ 部分引渡しの指定部分に係る工事の完成（約款第39条） ④ 契約の解除時における出来形部分（約款第48条） ⑤ 必要があると認めたときの臨時検査（約款第56条）
（２）	１．４．２ ［１．４．２］ 機材の品質等	（ａ）工事に使用する機材は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」（契約時の最新版）の名簿に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とするほか設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は新品でなくてもよい。 （ｃ）使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。ただし、ＪＩＳマーク、ＪＡＳマーク及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成９年厚生省令第１４号）に適合することを示す認証機関のマークのある機材を使用する場合並びにあらかじめ監督員の承諾を受けた場合（次の（１）から（３）のいずれかに該当する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたとみなすことができる。）は、資料の提出を省略できる。 （１）建築基準法その他に基づく認定品で、マーク等の確認ができる機材 （２）建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿に記載されている機材又は製造所の製品（特記で標仕及び改修標仕の規定に基づく品質及び性能以外を規定した場合を除く。） （３）特記により指定された機材または製造者の製品
（３）	１．４．５ ［１．４．５］ 機材の検査等	（ａ）現場に搬入した機材は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、次の（１）若しくは（２）に該当する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 （１）工事完成検査時又は工事等真で、ＪＩＳ、ＪＡＳ及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成９年厚生省令第１４号）に適合することを示す認証機関のマークを確認できる場合 （２）建築基準法その他の認定品と指定された材料で、工事完成検査時または工事等真で品質、性能を証明するマーク等を確認できる場合
（４）	１．６．１ ［１．７．１］ 工事検査	（ｂ）約款に規定する部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。 （ｄ）（ａ）から（ｃ）までの通知又は請求に基づく検査並びに約款第４８条及び第５０条に規定する検査は、発注者から通知された検査日に検査を受ける。

Ⅱ．特記仕様

凡　例

（１）章と項目は番号に ○ のついたものを適用する。特記事項は ・ に ○ のついたものを適用する。
（２）特記事項で、 ⊙ 印のない場合は、 ※　印を適用する。 ⊙ 印と ※ 印のある場合は ⊙ 印のみ適用する。
　⊙ 印と ⊗ 印のある場合は両方適用する。
（３）根拠項目の「ａ-ｂ.ｃ.ｄ」は標仕並びに改修標仕の第 ａ編 ｂ章 ｃ節 ｄ項を表す。

章	項　目	特　記　事　項	標仕仕様書根拠項目	改修仕様書根拠項目
１　一般事項	① 工事実績情報の登録	請負工事費 500万円以上の場合登録する。	1-1.1.4	1-1.1.4
	○ 2．概成工期	※ 無　　・ 有（工期　　平成　　年　　月　　日）	1-1.2.1	1-1.2.1
	3．内部の工事期間等	着手　平成　　年　　月　　日　～　終了　平成　　年　　月　　日　とする。 ただし、次の作業は内部工事着手前に行える。（着手日、作業箇所は施設及び監督員と協議のうえ決定する。） ※ 工場製作のための現場寸法調査		
	④ 主任技術者等の資格	主任技術者 ・ 資格の区分　Ⅰ （ｲ）建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 （ﾛ）技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」とするものに限る。）、上下水道部門又は衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門にあるとするものに限る。））に合格した者、あるいは「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、水道部門又は衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。））に合格した者。 ⊙ 資格の区分　Ⅱ （ｲ）技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 （ﾛ）資格の区分　Ⅰ の資格を有する者。 監理技術者 　10年以上の実務経験　（ ⊙ 要　　・ 不要） ・ 要（　　）　※ 不要		
	5．電気保安技術者		1-1.3.2	1-1.3.2

一般事項

⑥	発生材の処理等	＜表－２＞「発生材の処理等」による。	1-1.3.9	1-5.1.1
	7．機材の検査に伴う試験	下記の機材は、標仕あるいは改修標仕 第1編1.4.6(a)(3)を適用する。 （　　）	1-1.4.6	1-1.4.6
⑧	技能士	⊙ 配管施工（建築配管作業） ・ 熱絶縁施工（保温、保冷、防湿） ・ 冷凍・空気調和機器施工（機器据付及び整備） ・ 建築板金施工（ﾀﾞｸﾄ製作及び取付）	1-1.5.2	1-1.6.2
	9．見本施工	※ 実施しない ・ 実施する。（　　）	1-1.5.4	1-1.6.5
⑩	完成図等	下記のものを作成し提出する。なお、作成方法及び部数等は監督員の指示による。 完成図 ： 原図、複写図、ＣＡＤデータ、ﾏｲｸﾛﾌｨﾙﾑ（ ・ 要　　※ 不要） 施工図 ： 複写図、ＣＡＤデータ 保全に関する資料	1-1.7.1	1-1.8.2
⑪	施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。		
⑫	工事完成写真	工事完了後整理のうえ監督員に提出する。提出部数　　2　　部		
⑬	工事施工状況写真	工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　営繕工事写真撮影要領（平成２４年版）・同解説 工事写真の撮り方建築設備編」を参考に、撮影計画書を作成して監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略できる。 提出部数　１　部		
	14．他工事との取合い	スリーブ、箱入れなど他工事との取合いは＜表 － 3＞「工事区分表」によるものとし、施工に支障をきたさない時期までに必要な大きさ、位置などを関係者と調整する。		

共通工事（配管工事等）

②	1．溶接部の非破壊検査	油管、低圧蒸気管、冷却水管、冷温水管 ※適用しない　・適用する　（・RT　・PT　・MT）	2-2.5.16	2-2.3.16
		高圧蒸気管 ※適用しない　・適用する　（・RT　・PT　・MT）		
	2．吊り及び支持	機械室内等配管で振動の伝播を防ぐ必要のある場合の吊金物は下記による。 機械室名 防振吊金物　シングル　※　※　※ ダブル　・　・　・ 施工範囲　・ 給水管　・ 消火管	2-2.6.3	2-2.4.3
	3．管の埋設	床下地中埋設配管は、床配筋から吊金物で支持する。（県共通図参照）		
	4．埋設配管の表示	地中埋設標　（※ 要（ 図示の箇所）　・ 不要）	2-2.7.1	2-2.5.1
		埋設表示テープ　（※ 要　・ 不要）	2-4.2.1	2-7.1.1
	5．埋め戻し土・盛土	※ 掘削土の良質土。（ただし、管の周囲は山砂の類とする。） ・ すべて山砂の類で行う。		
	6．耐震措置	設備機器の固定は下記に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針（建設省住宅局建築指導課監修　2005年版」による。 重要機器 重要水槽 重要機器・重要水槽については、下表に適合する設計用水平震度から算出したアンカーボルト等を選定して固定する。 設計用標準水平震度（＝設計用標準水平震度とする）	2-2.1.1	3-2.1.1

設置場所	耐震安全性の分類			
	・特定施設（ ・甲類　・乙類）		・一般の施設（乙類）	
	重要機器・水槽	一般機器・水槽	重要機器・水槽	一般機器・水槽
上層階・屋上及び塔屋	2.0 (2.0) <2.0>	1.5 (2.0) <1.5>	1.5 (2.0) <1.5>	1.0 (1.5) <1.0>
中　間　階	1.5 (1.5) <1.5>	1.0 (1.5) <1.0>	1.0 (1.5) <1.0>	0.6 (1.0) <0.6>
地下階・１階	1.0 (1.0) <1.5>	0.6 (1.0) <1.0>	0.6 (1.0) <1.0>	0.4 (0.6) <0.6>

（注）　１．（　）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
　　２．＜　＞内の数値は水槽類に適用する。
　　３．上層階の定義は、2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階。
（１）設計用水平地震力・・・機器の重量(N)に設計用水平震度を乗じたものとする。
（２）設計用鉛直地震力・・・設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

	7．制御及び操作盤	下記の機器は標仕の第2編 1.2.2.1項を適用する。 （　　）	2-1.2.2	
	8．ｲﾝﾊﾞｰﾀｰ用制御及び操作盤	下記の機器は標仕第2編 1.2.2.2項を適用する。 （　　）	2-1.2.2	
③	1．監督員事務所	※ 設けない。 ・ 設ける。（仮設事務所の中に監督員用ｽﾍﾟｰｽを　　m2程度確保する。）	2-4.1.1	1-2.3.1
共通工事	2．監督員が使用できる備品等	監督員が使用できる備品として下記のものを工事期間中現場に用意し、貸与する。 ・ 保護帽子　ヶ　・ 雨具　着　・ 長靴　足　・ 安全帯　組	2-4.1.1	1-2.3.1
	3．工事用水	構内既存の施設　※ 利用できる。（※ 有償 ・ 無償）　・利用できない。	2-4.1.1	1-2.2.2
	4．工事用電力	構内既存の施設　※ 利用できる。（※ 有償 ・ 無償）　・利用できない。		
	5．仮設建物等	現場事務所、倉庫、下小屋等の仮設建物の位置は、あらかじめ監督員の承諾を受け、すべて受注者の負担とする。		
	6．残土処理	※ 構内指示の場所に敷均し　・ 構内指示の場所に堆積　・ 構外搬出適切処理	2-4.2.1	2-7.1.1
	7．地業工事	砂利地業　砂利種別（※ 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ　・ 砂利　・ 砕石）	2-4.3.1	2-7.2.1
	8．鉄筋工事	※ 異形鉄筋（ ※ A種　・ B種）　（ ※ SD295A　・ SD345） ・ 丸鋼（ ※ A種　・ B種）	2-4.4.1	2-7.3.1
	9．ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	粗骨材　※ 砂利　・ 砕石　・ 砂利と砕石の混合（　　/m3t以下） 細骨材　※ 洗砂 普通ｺﾝｸﾘｰﾄ　※ ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ（ ※ Ⅰ型　・ Ⅱ型） 設計基準強度（N/mm2）　ｽﾗﾝﾌﾟ18cm以下 18　施工箇所（　　） 21　施工箇所（　　） 24　施工箇所（　　） 27　施工箇所（　　） 強度試験　※ 省略する　・ 実施する（　　）	2-4.4.1	2-7.3.1
	10．電動機	機器は標仕第2編1.2.1項を適用する。ただし、下記の機器は製造者の標準仕様としてよい。 （※ 換気扇　※ 圧力扇　・　　）	2-1.2.1	2-1.2.1
	11．容量等の表示	（１）機器類の能力、容量は表示された数値以上とする。 （２）電動機出力、燃料消費量、圧力損失は原則として表示された数値以下とする。 （３）参考図の寸法は概略寸法とする。		
	12．電源周波数	※ 50 Hz　・ 60 Hz		
	13．はつり	既存ｺﾝｸﾘｰﾄ床、壁等の配管貫通の穴あけは原則としてﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞｶｯﾀｰによる。		
	14．総合調整	・ 水量調整（・ 空調設備　・ 衛生設備） ・ 風量調整　・ 室内外空気の温湿度測定 ・ 室内気流及び塵埃の測定　・ 騒音測定　※ 初期運転状態の記録	2-1.3.1	2-1.3.1

保温

④	1．衛生	標仕第2編3.1.5項によるほか下記による。 （１）屋外露出配管の保温仕様 材料及び施工順序 / 保温厚さ（ mm ） / 施工範囲 ｶﾞﾗｽﾘｱﾙﾃﾌｫｰﾑ 1．保温筒　15A ～ 25A　50 mm　・ 給水管 2．粘着ﾃｰﾌﾟ　・ 排水管 3．ｶﾞﾗｽﾘｱﾙﾃﾝﾌｨﾙﾑ　32A ～ 200A　40 mm　・ 消火管 4．ｽﾃﾝﾚｽ鋼板 （２）床下、根廻内配管の保温仕様（外気の流入する部分） 材料及び施工順序 / 保温厚さ（ mm ） / 施工範囲 ｶﾞﾗｽﾘｱﾙﾃﾌｫｰﾑ 1．保温筒 2．粘着ﾃｰﾌﾟ　15A ～ 150A　30 mm　・ 給水管 3．ｶﾞﾗｽﾘｱﾙﾃﾝﾌｨﾙﾑ　・ 消火管 4．着色ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ	2-3.1.5	2-3.1.3
	2．空調	（３）鋼板製ﾀﾝｸの保温　（ ・ 要　　※ 不要 ） （４）ｽﾃﾝﾚｽ鋼板製ﾊﾞｶﾞﾗﾝｸﾞの保温 （ ・ 要（外装材は ・ ｱﾙﾐﾆｳﾑ板　・ ｽﾃﾝﾚｽ鋼板 ）　※ 不要 ） （５）給排水弁の保温主材はﾎｰﾘｽﾃﾚﾝﾌｫｰﾑｶﾊﾞｰとする。（65A以上） （６）屋内露出管の保温で合成樹脂製カバー２（ジャケットタイプ）の使用箇所 ・ 図示による　・（　　）	2-3.1.5	2-3.1.3
		標仕第2編3.1.4項によるほか下記による。 屋外露出配管の保温仕様 材料及び施工順序 / 保温厚さ（ mm ） / 施工範囲 ﾛｯｸｳｰﾙ・ｶﾞﾗｽｸｰﾙ 1．保温筒　15A ～ 25A　50 mm　・ 温水管 2．鉄線　・ 冷水管 3．ｶﾞﾘｱﾙﾃﾝﾌｨﾙﾑ　32A ～ 200A　40 mm　・ 冷温水管 4．ｽﾃﾝﾚｽ鋼板　・ 膨張管 屋内露出管の保温で合成樹脂製カバー２（ジャケットタイプ）の使用箇所 ・ 図示による　・（　　）	2-3.1.4	2-3.1.3
		・ 膨張ﾀﾝｸよりﾄﾞﾚﾝ等への補給水の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。 ・ 建物内の空気抜き管の保温は標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。 ・ 空気調和機及びﾌｧﾝｺｲﾙﾕﾆｯﾄの排水管の保温は標準仕様書第2編3.1.5の排水及び通気管の項による。 ・ 共同溝の保温（　　）	2-3.1.5	
		下記の施工箇所の保温の仕様は、それぞれの項を適用する。 区分 / 施工箇所（室名） / 保温種別 / 外装 ダクト 配管		
		・ 断熱材被覆銅管の保温厚は「機械設備工事監理指針」の表3.1.5による。 ・ 保温化粧ｹｰｽ ・ 使用する（※ 塩ビ製　・　　）　・ 使用しない		
		・ 高圧蒸気管の保温厚は冷温水管による。	2-3.1.6	
		・ 高圧蒸気ﾍｯﾀﾞｰの保温厚は75mmとする。	2-3.1.4	
		下記のﾀﾞｸﾄは標仕第2編表2.3.2により保温を行う。 ダクト / 施工範囲 / 保温厚 外気（OA） / 全て / 25mm 給気（SA） / 全て / 標仕第２編表2.3.7 X1（50mm、25mm） 排気（EA） / 外壁から１ｍ / 25mm		
	3．消音	標仕第2編表2.3.2による。 区分 / 保温種別 / 摘要 ｻﾌﾞﾗｲﾔﾁｬﾝﾊﾞｰ / M，(f) or (D)，以 / ※ する　・ しない 消音ﾁｬﾝﾊﾞｰ・消音ｴﾙﾎﾞ / L，(f) or (D)，以 / ※ する　・ しない ﾚﾀﾝﾄﾁｬﾝﾊﾞｰ / L，(f) or (D)，以 / ・ する　※ しない 吹出口ﾎﾞｯｸｽ / L，(f) or (D)，以 / ・ する　※ しない	2-3.1.4	

塗装・防錆

⑤	1．塗装の箇所	標仕第2編3.2.1項によるほか下記による。 ・下記の亜鉛めっきされた金属電線管は塗装を行う。 （ ・屋外露出　・　　） ・下記の亜鉛めっきされた配管、ﾀﾞｸﾄは塗装を行わない。 （ ・ 機械室　・ 電気室　・自家発電機室　・EV機械室　・　　）	2-3.2.1	2-3.2.1
	2．鋼材工事の防錆	屋内部分　※ 塗装　・ 溶融亜鉛めっき（2種35）　・電気亜鉛めっきの2級 屋外部分　※ 溶融亜鉛めっき（ ※ 2種35 ）　・ 2種50 ）　・ ｽﾃﾝﾚｽ(SUS304)	2-4.6.2	
	3．防食処置	ｺﾝｸﾘｰﾄ内埋設部、貫通部、支持部の金属管にはﾌﾟﾗｽﾁｯｸﾃｰﾌﾟ1/2重ね1回巻きを行う。	2-2.7.3	2-2.5.3

衛生器具設備

⑥	1．大便器洗浄方式	※ ﾛｰﾀﾝｸ方式 ・ FV（洗浄弁）方式　（※ 押しﾎﾞﾀﾝ式　・ ﾊﾝﾄﾞﾙ式） 水圧の不足する場所は低圧型とする。	5-1.1.8	
	2．小便器	節水装置（※ 一体型　・ 分離型）	5-1.1.2	
	3．水栓	水抜栓を使用する場合の水栓は（※ 吸気こま　・ 固定こま ）とする。 接続継手：水栓の接続には、器具接続用真鍮金属接触防止継手（水栓接続側青銅製）を使用する。 電源供給（ ※ AC100V　・ 乾電池　・ 自己発電）	5-1.1.5	
	4．自動水栓	手動スイッチ（ ※ なし　・ あり ）	5-1.1.7	

給水設備

⑦	1．給水方式	・ 水道直結方式　・ 高置ﾀﾝｸ方式　・ 加圧給水方式　・ 増圧直結方式	5-1.4.1	
	2．タンク	（１）受水ﾀﾝｸ　材質は下記による。 ・ FRP製（ ・ ﾊﾟﾈﾙ形　・ 一体形）（ ※ 複合板　・ 単板 ） ・ 鋼板製（ ・ ﾊﾟﾈﾙ形　・ 一体形） ・ ｽﾃﾝﾚｽ鋼板製ﾊﾟﾈﾙ（ ・ ﾎﾞﾙﾄ組立形　・ 溶接組立形）　保温（ ・ あり　・ なし） 形状及び寸法　（ ・ 標準図による　・ 図示による ） ﾀﾝｸに給水栓用配管の接続口　（ ・ 設ける　※ 設けない ） ﾀﾝｸに緊急遮断弁　（ ・ 設ける　※ 設けない ） 水位ｾﾝｻ（ ※ 電極棒　・ 電極帯） （２）高置ﾀﾝｸ　材質は下記による。 ・ FRP製（ ・ ﾊﾟﾈﾙ形　・ 一体形）（ ※ 複合板　・ 単板 ） ・ 鋼板製（ ・ ﾊﾟﾈﾙ形　・ 一体形） ・ ｽﾃﾝﾚｽ鋼板製ﾊﾟﾈﾙ（ ・ ﾎﾞﾙﾄ組立形　・ 溶接組立形）　保温（ ・ あり　・ なし） 形状及び寸法　（ ・ 標準図による　・ 図示による ） 水位ｾﾝｻ（ ※ 電極棒　・ 電極帯）	5-1.4.1	
	3．量水器	親ﾒｰﾀｰ　（ ※ 貸与　・ 買取 ） 子ﾒｰﾀｰ　（ ・ 貸与　※ 買取 ）　・ﾊﾟﾙｽ発信式（ ※ なし　・ あり ）	2-2.2.16	
	4．量水器桝	※ 標準図による。　・ 水道事業者の仕様による。	5-1.8.4	
	5．弁	水道直結部分は水道事業者の規定による他、下記による。 JIS又はJV（ ※ 0.98MPa　・　　）管端防食ｺｱを備えた弁 その他の部分はJIS又はJV（ ※ 0.49MPa　・ 0.98MPa）管端防食ｺｱを備えた弁	2-2.2.1	2-2.1.1
	6．弁桝	※ 標準図による。　・ 水道事業者の仕様による。		
	7．配管材料	＜表 － 1＞「使用配管材料 一覧表」のとおり。		
	8．吊り及び支持	機械室内等配管で振動の伝播を防ぐ必要のある場合の吊金物は下記による。 機械室名 防振吊金物　シングル　※　※　※ ダブル　・　・　・ 施工範囲　・ 給水管　・ 消火管	2-2.6.3	2-2.4.3
	9．飲料水の水質の測定	※ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条による水質検査 （15項目＋残留塩素）の成績表を提出する。 ・ 水道法施行規則第10条による水質検査（50項目＋残留塩素）の成績表を提出する。 ・ 省略する。	2-1.3.2	2-1.3.2

排水設備

⑧	1．排水方式	建物内汚水と雑排水（ ※ 分流　・ 合流 ） 建物外放流先　汚水　・ 直放流下水道　・ 浄化槽　・ 既存し尿浄化槽 雑排水　・ 直放流下水道　・ 浄化槽　・ 排水管　・ 側溝		
	2．配管材料	＜表 － 1＞「使用配管材料一覧表」のとおり。		
	3．衛生器具等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管寸法は器具ﾄﾗｯﾌﾟより1ｻｲｽﾞｱｯﾌﾟとする。 既製流し台などの床上露出部の配管は硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管（VP）とする。洗面ﾕﾆｯﾄのﾄﾗｯﾌﾟと排水管は専用ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾀｰを使用して接続する。排水管の接続は下記による。 （１）大便器　※ 塩ビ製ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ継手　・ 鉛管 （２）小便器　※ VP　・ 鉛管 （３）洗面、手洗器　※ VP　・ 鉛管	2-4.6.2	
	4．塩ビ立管の通気金物	ｴﾙﾎﾞ返しに通気金物を下方から取付けてはならない。		
	5．ｲﾝﾊﾞｰﾄ桝、ため桝	※ 小口径塩ビ桝　・ 標準図による。　・ 下水道事業者指定品	5-1.8.5 5-1.8.6	
	6．満水試験継手	・ 図示の箇所に取付ける。 ※ 排水管が3階以上にわたる場合は各階ごとに取付ける。	2-2.4.8	2-2.2.8
	7．試験	※ 通水試験　※ 満水試験	2-2.9.4	2-2.7.4

給湯設備

⑨	1．配管材料	＜表 － 1＞「使用配管材料一覧表」のとおり。		
	2．煙突煙道等	給湯ﾎﾞｲﾗｰ　煙突（ ・ 本工事　※ 別途工事 ）　煙道（ ・ 本工事　※ 別途工事 ） 鋼板の厚さ（ ※ 3.2mm　・　　mm ） ｶﾞｽ湯沸器　排気筒（ ※ 本工事　・ 別途工事 ） 材質、厚さ（ ※ SUS304、0.3mm以上　・ 図示による ） 頂部の形状（ ※ ｽﾃﾝﾚｽ製防鳥網付排気ﾄｯﾌﾟ　・ 図示による ）	3-2.1.4	

消火設備

⑩	1．消防設備等の種類	・ 屋内消火栓設備（ ※ 易操作性1号　・ 1号　・ 広範囲形2号　・ 2号 ）・ ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ設備 ・ 二酸化炭素消火設備　・ 泡消火設備　・ 粉末消火設備　・ 屋外消火栓設備 ・ 連結送水管　・ 連結散水設備　・ ﾌｰﾄﾞ等用簡易自動消火設備		
	2．配管材料	＜表 － 1＞「使用配管材料一覧表」のとおり。		

ガス設備

⑪	1．種別	・ 都市ｶﾞｽ　（発熱量　　MJ/m3） ・ 液化石油ｶﾞｽ　（発熱量　　MJ/kg）		
	2．配管材料	＜表 － 1＞「使用配管材料一覧表」のとおり。		
	3．土中埋設管の電気防食	※ 行わない　・ 行う		
	4．集合装置	転倒防止用鎖　※ 本工事　・ 別途工事 ｶﾞｽﾒｰﾀｰ　※ 別途（ ※ 50kg　・　　kg ）		
	5．ｶﾞｽﾒｰﾀｰ	※ 貸与品　・ 買取　※ ﾏｲｺﾝﾒｰﾀｰ　ｶﾞｽ漏警報器と連動（ ・ あり　・ なし ） 計量方式（ ・実測式　・パルス式）	3-2.2.1	6-2.2.1
	6．ｶﾞｽ漏警報遮断装置	※ あり　・ なし	6-2.1.3	6-2.2.1
	7．ｶﾞｽ漏警報機	・ 取付ける（ ※ 本工事　・ 別途工事）　外部端子（ ・ あり　・ なし） ・ 取付けない	6-2.1.3	6-2.2.1

厨房機器設備

⑫	1．機器の寸法	図示の寸法は参考とする。		
	2．機器の固定等	下記の機器は標仕第5編1.6.1(b)を適用する。 （　　） 下記の機器はｽﾃﾝﾚｽ鋼板の厚さを1.2mm以上とする。 （ ・ 流しの槽及び水切り　・ 作業台の甲板　・　　） ・ 流しの下部に設けるもの（ ※ なし　・すのこ　・戸棚） ・ 作業台の下部に設けるもの（ ※ なし　・すのこ　・戸棚）	5-1.6.1 5-1.6.5 5-1.6.6 5-1.6.5 5-1.6.5	5-2.2.6
	3．制御・操作盤	製造者の標準形とする。		

浄化槽（小規模合併処理）

⑬	1．処理対象人員	・　　人 JIS A 3302-2000類似用途別番号（　）建築用途（　）		
	2．処理水量	・　　m3/日		
	3．放流水質	BOD濃度　ppm以下　BOD除去率　%以上 COD濃度　ppm以下　T-N濃度　ppm以下	8-1.1.1	
	4．処理種別	・ 嫌気ろ床接触ばっ気方式　・ 分離接触ばっ気方式 ・ 脱窒ろ床接触ばっ気方式　・その他（　　）	8-1.1.1	
	5．型式	※ ﾕﾆｯﾄ型（国土交通大臣型式適合認定品）　・その他（　　）	8-1.1.1	
	6．施工範囲	ﾕﾆｯﾄ型の底板及び上ｽﾗﾌﾞ工事は（ ※ 本工事　・ 別途工事 ） 送風機室（ ※ 本工事　・ 別途工事 ）防護柵（ ※ 本工事　・ 別途工事 ） 土留工事（ ※ 本工事　・ 別途工事 ）杭工事（ ※ 本工事　・ 別途工事 ） 水替工事（ ※ 本工事　・ 別途工事 ）制御盤（ ※ 本工事　・ 別途工事 ） 一括故障表示用無電圧接点及び端子（※ 設ける　・ 設けない）		
	7．消泡装置	・ ノズル式　・ 消泡剤式		
	8．管理備品	掻き揚げ用具、ﾋﾞﾆｰﾙﾎｰｽ、ﾀﾞｯｷﾎﾟﾘﾝ、ゴム手袋を備える。		

空気調和設備

⑭	1．空気調和方式	・ 空気調和　・ ﾀﾞｸﾄ方式（・ 定風量　・ 変風量 ） ・ ﾌｧﾝｺｲﾙﾕﾆｯﾄ　＋ ﾀﾞｸﾄ併用方式 ・ 輻射方式　＋ ﾀﾞｸﾄ併用方式 ・		
		・ 冷暖房設備　・ ﾌｧﾝｺｲﾙﾕﾆｯﾄ　＋ 全熱交換器 ・ ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｴｱｺﾝ（EHP）＋ 全熱交換器 ・ ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ（GHP）＋全熱交換器		
		・ 暖房設備　・ ﾌｧﾝｺﾝﾍﾞﾀｰ方式　・ FF温風暖房方式（・ ｶﾞｽ・灯油） ・ 温水床暖房方式　・ 電気床暖房方式		
		・ 冷媒の種類　※HFC－R32　※ HFC－R410A　・ HFC－R407C		
	2．設計温湿度条件	区分 / 外気 / 室内 系統 / 系統 / 系統 乾球温度 / 相対湿度 / 乾球温度 / 相対湿度 / 乾球温度 / 相対湿度 / 乾球温度 / 相対湿度 夏　期 / ℃ / % / ℃ / % / ℃ / % / ℃ / % 冬　期 / ℃ / % / ℃ / % / ℃ / % / ℃ / %		
	3．煙道等	煙道　※ 本工事　・ 別途工事 鋼板厚　※ 3.2mm　・ 4.5mm	3-1.1.9	
		ばい煙濃度計	3-1.1.10	
		※ 設ける。（位置は図示による。） 電源はﾊﾞｰﾅｰ電源（2次側）から取り出すものとし、配管配線は（※ 本工事　・ 別途工事）とする。	3-1.1.10	
		ばいじん量測定口 ※ 設ける.（80φ、煙道直線部。） ・ 設けない	3-1.1.9	
		煙突　・ 本工事　※ 別途工事	3-1.1.9	
	4．放熱器付属品	温水用には温水用放熱器弁及びﾚﾝﾁﾝｺｯｸを取付ける。コンベクター及びベースボード ヒーター用の弁及びトラップは（※ 内臓　・ 露出）とする。

空気調和設備

13. 吊り及び支持

機械室内配管で振動の伝播を防ぐ必要のある場合のつり金物は下記による。 3-2.6.3 3-2.2.5 3-2.4.3 3-2.2.5

機械室名				
防振吊金物	シングル	※	※	※
	ダブル			
施工範囲		・ﾀﾞｸﾄ ・冷却水管 ・冷温水管 ・温水管		

14. 消火器の設置

下記の箇所に消火器を設置する。
・ﾎﾞｲﾗｰ室　　能力単位　　×　　個　格納箱（※ SS　・ SUS）
・地下ﾀﾝｸ貯蔵所　能力単位　　×　　個　格納箱（・ SS　※ SUS）

15 換気設備

1. ﾀﾞｸﾄ　区分 3-2.2.1
※低圧ﾀﾞｸﾄ　・　高圧１ﾀﾞｸﾄ　・　高圧２ﾀﾞｸﾄ 3-2.2.2
工法 3-2.2.3
※ｺｰﾅｰﾎﾞﾙﾄ工法（長辺の長さ1,500mm以下）
※共板ﾌﾗﾝｼﾞ工法　・　ｽﾗｲﾄﾞｵﾝﾌﾗﾝｼﾞ工法
・ｱﾝｸﾞﾙﾌﾗﾝｼﾞ工法（長辺の長さ1,500mm超）
材質
※ 亜鉛鉄板
・ ｽﾃﾝﾚｽ鋼板（ ・ A工法　・ B工法 ）
・ 硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ板（ ・ A工法　・ B工法 ）
・ 塩ビ被覆鋼板（膜厚　※0.2mm　・　mm）
下記のﾀﾞｸﾄは標準仕様書第3編表3.2.2よりも１番手厚いものを使用する。
（ ・ 厨房用排気ﾀﾞｸﾄ　・　　）
制気口およびﾀﾞﾝﾊﾟｰは14. 空気調和設備による。

2. 多湿箇所の排気ﾀﾞｸﾄ　水抜き管　・　要　・　不要 3-2.2.1

16 排煙設備

1. ﾀﾞｸﾄ　※ 亜鉛鋼板製　・ 普通鋼板製 3-2.2.6 3-2.2.6
2. 排煙口の形式　・ 天井取付け（ ・ ｽﾘｯﾄ形　・ ｽｲﾝｸﾞ形 ）・ 壁取付け（ ・ ｽﾘｯﾄ形　・ 3-1.15.5
3. 排煙口手動開放装置　・ﾜｲﾔｰ式　・ 電気式（遠隔操作　・ 要　・ 不要 ）
4. 排煙風量測定　建築設備定期検査業務指導書（日本建築設備安全ｾﾝﾀｰ）の排煙風量の検査方法に準ずる。

17 自動制御

1. 中央監視制御　・ あり（詳細は　　図参照）　・ なし
2. 総合調整　・ 総合試運転完了後、制御計測調整報告書を監督員に提出する。 4-2.4.2 4-2.4.2

18 追加特記事項

① 公共事業労務費調査
② 工事監理方式　共同監理　・ あり　※ なし
③ 適用基準等　・ 営繕工事電子納品要領（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課監修）
工事運行ﾏﾆｭｱﾙ（新潟県土木部都市局営繕課作成）
※ 作成する　・作成しない
④ 総合図
⑤ 工業化経緯評定　受注者は、工業化経緯評定の対象となる工事施工において、自ら立案した創意工夫や工事特性に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。（様式は工事運行ﾏﾆｭｱﾙによる。）
⑥ 負担金の支払区分　※ 工事に含まない。
・ 本工事に含む。（
⑦ 排出ｶﾞｽ対策型等建設機械　本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ｶﾞｽ対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日建設省経機発第249号）」に基づき指定された排出ｶﾞｽ対策型建設機械を使用するものとする。なお、排出ｶﾞｽ対策型建設機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ｶﾞｽ浄化装置の開発」又は、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ｶﾞｽ浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）した建設機械を使用することで、排出ｶﾞｽ対策型建設機械と同等とみなすものとする。ただし、これにより難い場合は監督員と協議するものとする。
排出ｶﾞｽ対策型建設機械あるいは排出ｶﾞｽ浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。なお、指定機械であることを識別するﾗﾍﾞﾙが添付されているのを確認できるよう撮影すること。

機種	ﾊﾞｯｸﾎｳ・ﾄﾗｸﾀｼｮﾍﾞﾙ（車輪式）・ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞｰ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）油圧ユニット類・ローラ類　（ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ）・ホイールクレーン 以下に示す基礎工事用機械の内、ﾍﾞｰｽﾏｼﾝとは別に独立したﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動の油圧ユニットを搭載するもの。 油圧ﾊﾝﾏｰ・ﾊﾞｲﾌﾞﾛﾊﾝﾏｰ・油圧式鋼管圧入引抜機・油圧式杭圧入引抜機・ｱｰｽｵｰｶﾞｰｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機・ﾘﾊﾞｰｽﾘｰﾊﾞｰｽｻｰｷｭﾚｰｼｮﾝﾄﾞﾘﾙ・ｱｰｽﾄﾞﾘﾙ・地下連続壁施工機・全回転型ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機
備考	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ（ｴﾝｼﾞﾝ出力7.5Kw以上260Kw以下）を搭載した建設機械を対象とする。

※ 上記建設機械は、低騒音・低振動型とする。

8. 電子納品　本工事は、新潟県ＣＡＬＳ／ＥＣ整備行動計画（アクションプログラム）に基づく電子納品対象工事であり、以下の各項により履行するものとする。
1 受注者は、契約期間中に監督員と協議を行う場合、新潟県ＣＡＬＳシステム（以下「ＣＡＬＳシステム」という。）を利用して電子協議※１を行わなければならない。
2 受注者は、ＣＡＬＳシステムを利用して、監督員との協議に従い工事完成図書の一部について、電子納品※２を行わなければならない。
3 工事完成図書の提出方法および提出部数については、電子成果品としてＣＤ－Ｒ２部（枚）および紙による成果品として１部納品するものとする。なお、電子成果品のうち、「新潟県ＣＡＬＳシステムで交換された書類（打合せ簿等）」、「写真」、「参考図」については、電子成果物のみの納品とするが、それ以外の書類を電子成果品にて納品した場合は、紙による納品も追加するものとする。
4 受注者は、ＣＡＬＳシステムを利用して電子協議および電子納品を行うため、インターネットが利用できる機器および電子納品のデータを作成するための機器を用意しなければならない。
5 監督員が受注者に口頭で指示等を行った場合、受注者は後日電子協議システムを通じ監督員の確認を得なければならない。
6 受注者は、ＣＡＬＳシステムの利用料を、新潟県よりＣＡＬＳシステム運営業務を受託している者（以下「運営者」という。）に支払うこと。なお、新潟県ＣＡＬＳシステムの利用料として、設計書内に積上げ計上している。
7 ＣＡＬＳシステムの利用料を支払った時は、すみやかに監督員に支払いの事実を報告し確認を受けること。また、支払いの事実を証明する書類（銀行振り込み控えの写し等）を工事完了時に提出すること。
8 本工事では設計図ＣＡＤデータを貸与する。（設計図ＣＡＤデータの著作者は本工事の設計者である。）なお、貸与するＣＡＤデータを当該工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。
9 上記以外の電子協議および電子納品に関する詳細な事項については、受発注者協議にて定めるものとする。
（電子検査）・ 実施する　※ 実施しない
電子検査に係わる詳細な事項については、別途県が公表する※３「新潟県電子検査実施要領」による。
※１ 電子協議とは、指示・承諾・協議・提出・提示・報告・通知等を、電子化された書面およびその他資料（図面類）に行うことをいう。
※２ 電子納品とは、工事完成図書等の最終成果を電子成果品として納品することをいう。ここでいう電子成果品とは、別途県が公表する※３「新潟県電子納品実施要領」に基づいて作成された電子データを指す。
※３ 新潟県ＣＡＬＳ／ＥＣホームページにて公表する。

9. アスベスト含有の建材　アスベスト含有の建材は使用しない。ただし、やむを得ずアスベスト含有建材を使用する場合は、事前に監督員と協議を行うこと。

10. 中間技術検査　低入札価格調査基準価格を下回った額で契約となった場合は、中間技術検査を１回実施する。検査時期については、工事現場着手前に監督員と協議すること。

＜表 － 1＞使用配管材料一覧表

名称	番号	備考	用途・種別・施工部位	備考（接合工法等）
【給水及び給湯管】			給水管 一般 / 給湯管 一般 / 排水管 屋内 / 通気管 屋内 / ガス管 水系 / 油管 一般 / 油管 暗渠内 / 油管 地中埋設	
水道用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管	JWWA K 116	SGP-VA	○	□ねじ □ﾌﾗﾝｼﾞ □ﾊﾟｳﾞﾘﾝｸﾞ
〃	〃	SGP-VB	○	□ねじ □ﾌﾗﾝｼﾞ
〃	〃	SGP-VD	○	□ねじ □ﾌﾗﾝｼﾞ
水道用耐熱性硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA	○	□ねじ
水道用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ粉体ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管	JWWA K 132	SGP-PB	○	□ねじ □ﾌﾗﾝｼﾞ
〃	〃	SGP-PD	○	□ねじ □ﾌﾗﾝｼﾞ
一般配管用ｽﾃﾝﾚｽ鋼鋼管	JIS G 3448		○	□圧縮・ﾌﾟﾚｽ □拡管式 □ﾊﾟｳﾞﾘﾝｸﾞ □溶接 （給湯管にｽﾃﾝﾚｽ鋼管を使用する場合の保温材は、保温材ﾒｰｶｰ推奨品とする。）
銅及び銅合金継目無管	JIS H 3300	硬質(M)	○	
外面被覆鋼管	JIS H3330		○	
保温付被覆鋼管	JCDA 0008		○	JIS H 3300の外面に発泡断熱材（厚さ14mm以上）で被覆したもの
水道用硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管	JIS K 6742	VP又はHIVP	○	□接着（ＴＳ） □ｺﾞﾑ輪（RR）
水道用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ二層管	JIS K 6762		○	□軟質管・ﾒｶﾆｶﾙ □硬質管・ﾒｶﾆｶﾙ
水道配水用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管	JWWA K 144		○	□熱溶着 □電気融着 □ﾒｶﾆｶﾙ
ﾎﾟﾘﾌﾞﾃﾝ管	JIS K 6778		○	□熱溶着 □電気融着 □ﾒｶﾆｶﾙ
水道用ﾎﾟﾘﾌﾞﾃﾝ管	JIS K 6792		○	□熱溶着 □電気融着 □ﾒｶﾆｶﾙ
【排水及び通気管】				
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	白管	○	□ねじ
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	白管	○	□ねじ □ﾊﾟｳﾞﾘﾝｸﾞ □溶接
排水用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管	WSP 042		○	□ねじ □ＭＤ
排水用ﾉﾝﾌｰﾙｴﾎﾟｷｼ塗装鋼管	WSP 032		○	□ねじ □ＭＤ
排水用塩化ﾋﾞﾆﾙｺｰﾃｨﾝｸﾞ鋼管			○	□ねじ □ＭＤ
排水・通気用鉛管	SHASE-S203		○	
硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管	JIS K 6741	VP	○	□接着（ＤＶ） □ｺﾞﾑ輪（RR）
〃	〃	VU	○	□接着（ＤＶ） □ｺﾞﾑ輪（RR）
排水用ﾘｻｲｸﾙ硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管	AS － 58	REP-VU	○	□接着（ＤＶ） □ｺﾞﾑ輪（RR）
ﾘｻｲｸﾙ硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ発泡三層管	JIS K 9798	RF-VP	○	□接着（ＤＶ） □ｺﾞﾑ輪（RR）
ﾘｻｲｸﾙ硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ三層管	JIS K 9797	RS-VU	○	□接着（ＤＶ） □ｺﾞﾑ輪（RR）
耐火二層管			○	□接着（ＤＶ） □ｺﾞﾑ輪（RR） 国土交通省認定品
ｺﾝｸﾘｰﾄ管	JIS A 5372	外圧管1種のB形	○	□ﾌｯﾄ接合（Ｂ形）
【消火管】				
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452		○	□ねじ □ﾊﾟｳﾞﾘﾝｸﾞ □溶接
圧力配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3454	STPG 370白管 Sch40	○	□ねじ □ﾌﾗﾝｼﾞ □ﾊﾟｳﾞﾘﾝｸﾞ □溶接
消火用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS	○	□ねじ
一般配管用ｽﾃﾝﾚｽ鋼鋼管	JIS G 3448		○	□圧縮・ﾌﾟﾚｽ □拡管式 □ﾊﾟｳﾞﾘﾝｸﾞ □溶接
【ｶﾞｽ管及び油管】				
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	白管	○	□ねじ
ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ被覆鋼管	JIS G 3469	PLS	○	□ねじ □溶接
〃	JIS G 3469	PLP	○	□溶接
ｶﾞｽ用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管	JIS K 6774		○	□熱溶着 □電気融着 □ﾒｶﾆｶﾙ
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	黒管	○	□ねじ □溶接
ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ被覆鋼管	JIS G 3469	PLS	○	□ねじ □溶接
〃	JIS G 3469	PLP	○	□溶接

（注）● 印及び■ 印を適用する。

名称	番号	備考	用途・種別・施工部位	備考（接合工法等）
			冷温水管 / 冷却水管 / 蒸気管 / 給気管 / 還管 / 油管 一般 / 油管 暗渠内 / 油管 地中埋設 / 冷媒管 / ドレン排水管 / 補給水管 / 空気抜管 / 膨張管	
【冷温水及び冷却水管】				
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	白管	○	□ねじ □ﾊﾟｳﾞﾘﾝｸﾞ □溶接
水道用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管	JWWA K 116	SGP-VA	○	□ねじ □ﾌﾗﾝｼﾞ □ﾊﾟｳﾞﾘﾝｸﾞ
一般配管用ｽﾃﾝﾚｽ鋼鋼管	JIS G 3448	SUS 304	○	□圧縮・ﾌﾟﾚｽ □拡管式 □ﾊﾟｳﾞﾘﾝｸﾞ □溶接 （温水管にｽﾃﾝﾚｽ鋼管を使用する場合の保温材は、保温材ﾒｰｶｰ推奨品とする。）
【蒸気管及び油管】				
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	黒管	○	□ねじ □溶接
圧力配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3454	STPG 370 黒管Sch40	○	□ねじ □溶接
一般配管用ｽﾃﾝﾚｽ鋼鋼管	JIS G 3448	SUS 304	○	□溶接 □フランジ
ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ被覆鋼管	JIS G 3469	PLS	○	□ねじ
〃	JIS G 3469	PLP	○	□溶接
【冷媒管】				
断熱材被覆銅管	原管は、JIS H 3300による。		○	液管：□保温厚10mm以上 ｶﾞｽ管　□保温厚10mm以上□保温厚20mm以上
【空調ﾄﾞﾚﾝ排水管】				
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	白管	○	□ねじ □ＭＤ
硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管	JIS K 6741	VP	○	□接着（ＤＶ） □ｺﾞﾑ輪（RR）
【補給水管】				
水道用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管	JWWA K 116	SGP-VA	○	□ねじ □ﾌﾗﾝｼﾞ □ﾊﾟｳﾞﾘﾝｸﾞ
【空気抜き管】				
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	白管	○	□ねじ □ﾊﾟｳﾞﾘﾝｸﾞ □溶接
【膨張管】				
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	白管	○	□ねじ □ﾊﾟｳﾞﾘﾝｸﾞ □溶接

（注）冷媒管で液管の呼び径9.52以下は、保温厚8mmとしてよい。
● 印及び■ 印を適用する。

＜表 － 2＞「発生材の処理等」

1. 再生資材の利用
下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再生資材名	規格	使用箇所	再資源化施設名・所在地	備考

2. 建設発生土の利用
盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発生機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備考

3. 建設発生土の搬出
工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。

受入工事名／施設名称			
工事場所／施設所在地			
連絡先			
仮置場所の有無			
備考			

4. 建設廃棄物の搬出
工事の施工により発生する廃棄物は、下記の場所に搬出するものとし積算している。

搬出する廃棄物名					
処理施設名称					
施設所在地					
連絡先					
備考					

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

5. 建設ﾘｻｲｸﾙ法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、同法第18条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。
6. 自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。
7. 協議について
建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに監督員に報告し、協議すること。

＜表－3＞工事区分表
注）　原則○印を適用する。

項目		本工事	建築工事	電気工事
躯体関係				
1. RC造（梁・壁・床）の貫通孔・開口部	貫通ｽﾘｰﾌﾞ材及び取付け	○		
	補強を要する型枠材及び取付け		○	
	補強を要しない型枠材及び取付け	○		
	貫通孔・開口部の埋出し	○		
	貫通孔・開口部の補強		○	
	ｽﾘｰﾌﾞ・型枠の穴埋め	○		
2. S・SRC造・梁貫通口	S・SRC造貫通鋼管ｽﾘｰﾌﾞ・補強		○	
	使用されたｽﾘｰﾌﾞの穴埋め	○		
	予備ｽﾘｰﾌﾞの穴埋め	○		
3. 設備機器の基礎	建築設計図に記入のあるもの		○	
	室内の基礎（建築設計図に記入のないもの）	○		
	屋外・屋上の基礎		○	
	屋上基礎で押えコンにｱﾝｶｰしない軽微なもの	○		
	機器取付け用ｱﾝｶｰ・架台	○		
	屋内受水ﾀﾝｸ用の基礎		○	
仕上げ関係				
軽鉄天井・壁下地	補強を要するﾎﾞｰﾄﾞの切り込み及び下地の補強		○	
	補強を要しないﾎﾞｰﾄﾞの切り込み	○		
	開口部の埋出し	○		
電気関係				
電気配管配線	機器付属の制御盤以降の配管配線（接地線共）	○		
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線			○
	機器と付属操作リモコン等の取付け及び渡り配管配線	○		
その他（工事区分を特に聞違えやすい項目）				
天井材の取外し再取付	各種配管配線作業用		○	
床はつり補修	各種配管配線作業用		○	
流し台、ガス台			○	
便所手洗いカウンター	衛生陶器は衛生設備		○	
洗面化粧台		○		
ガス漏れ警報器		○		
24H換気扇連動スイッチ	機器納入	○		
	取付			○
湯沸器連動スイッチ	機器納入	○		
	取付			○

Ⅲ. 改修特記仕様

1 一般共通事項

1. 工事現場管理　施工場所の設備機能停止に伴う非施工場所の代替え設備。 1-1.1.3
※ 設けない　・ 設ける（図示による）
天井解体の条件に従い、天井内の機器、配管及びﾀﾞｸﾄ等を施工する。
天井解体の条件　※ 建築工事　・ 本工事（図示による）
工事車両の駐車場及び資機材置場については、次による。
※ 敷地内　・ 敷地外（請負者の手配とする）
2. 再使用品　状態、性能及び機能等、取外し前に行う確認項目は、監督員と協議する。 1-1.4.3
取外した機器は、清掃又は洗浄等を行う。
特別な清掃　※ 行わない　・ 行う（内容は図示による）
3. 固定された備品、机・ﾛｯｶｰ等の移動　※別途工事　・ 本工事（図示による） 1-3.2.1
4. 本工事で設置する仮設　・ 足場 1-2.2.1
内部足場の種別　※ Ａ ～ Ｄ 種　・ Ｅ 種　・ Ｆ 種　・ Ｇ 種
外部足場の種別　※ Ａ，　Ｃ 種　・ Ｂ 種　・ Ｄ 種　・ Ｅ 種
外部足場は枠組足場とする。
足場を設置する場合は、「手すり先行工法に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ（厚生労働省　基発第0424001号　平成21年４月24日）」の「手すり先行工法等に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（２）手すり据置方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行うこと。
・ 仮設間仕切り　※ Ａ 種　・ Ｂ 種　・ Ｃ 種
5. 養生　※別途工事　・ 本工事（図示による） 1-3.1.1
6. 内容物の回収　撤去前に内容物の回収を要する機器及び配管は図示による。 1-4.1.1
・ 冷媒　・ 吸収液　・ 廃油
7. 撤去跡の補修　壁付け機器、床置き機器及び天井付け機器撤去跡の取付けﾎﾞﾙﾄ孔、壁面、天井面の変色等の補修及び床補修等は、次による。 1-4.2.4
※ 建築工事　・ 本工事（図示による）
床、壁及び天井等の撤去後の開口部について、補修の方法及び仕上げの仕様は、次による。
※ 建築工事　・ 本工事（図示による）

2 共通工事

1. 既設配管の撤去　既設配管の撤去範囲は図示による。ただし、その位置で不具合と判断される場合は監督員と協議する。 2-2.8.2
2. 既設配管の搬出　下記の撤去材の集積場所は、監督員と協議する。 2-2.8.3
（　　）
3. 既設配管の再生　工法（　　） 2-2.2.11
調査箇所及びｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞ個数は、図示による。
4. 埋設配管　・ 埋設する部分の舗装等のはつり及び復旧工事の施工範囲及び舗装仕様は、図示による。 2-2.5.1
・ 地盤対策は、図示による。
・ 植栽、芝生、舗装、石貼、ﾀｲﾙ等の移植及び撤去、復旧並びに再利用品等は、図示による。
5. 試験　ｼｽﾃﾑ全体の試験　※行わない　・ 行う（　　） 2-2.7.1
既設配管を含む部分の試験方法は監督員と協議する。
6. はつり及び穴開け　はつり作業を行う場合は、埋設配管等に損傷を与えないように行う。 2-4.1.1
放射線透過検査　※ 行わない　・ 行う（　　）
7. 既設基礎の解体はつり　・ 既存のｺﾝｸﾘｰﾄ床及び壁等の配管貫通場所及び貫通口径は、図示による。 2-4.1.3
・ 解体基礎の仕様（有筋・無筋、防水・非防水、寸法等）は、図示による。 2-4.1.5
・ 防水層等の補修は、図示による。
・ 基礎解体、撤去後の床面仕上げ及び補修は、図示による。
8. ｲﾝｻｰﾄ及びｱﾝｶｰ　既存のｲﾝｻｰﾄ及びｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄは原則として使用しない。やむを得ず既存のｲﾝｻｰﾄ及びｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄを再使用する場合は、状態及び強度をよく確認し、十分に清掃してから使用する。 2-5.1.1
引張強度の確認試験　※ 行わない　・ 行う（　　）
埋め込み配管等の探査
※行わない　・ 行う（範囲及び方法は図示による。）
下記の機器に使用するｱﾝｶｰは耐震計算を行い選定する。
（　　）
あと施工ｱﾝｶｰの試験は次による。
性能確認試験　※ 行わない　・ 行う（　　）
施工後確認試験　※ 行わない　・ 行う（　　）

3 追加特記事項

1. 給水設備　下記の露出配管の保温は、ﾜﾝﾀｯﾁ保温材（硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ 20 mm）を使用する。
・ ｼｬﾜｰ室
2. 給油設備　配管材料は、＜表 － 1＞「使用配管材料一覧表」のとおり。
弁は、ﾏﾚｱﾌﾞﾙ玉形弁（ﾃﾞｨｽｸはﾃﾌﾛﾝ製、ﾊﾞｯｸﾁｪｯﾌﾟはH350×H2200（灯油使用可能品 0.98MPa））とする。
試験は、空気圧縮試験とし、最大常用圧力の1.5倍の圧力とする。試験結果のﾁｬｰﾄを提出する。
3. 空調設備　冷媒管は、断熱材被覆銅管（原管JIS H 3300）とし、保温厚は以下による。
液管　※ 10 mm 以上（呼び径9.52以下は8mmとしてよい。）
ｶﾞｽ管　・ 10 mm 以上　※ 20 mm 以上

4 改修工事概要

工事内容は下記のとおり、実施範囲、箇所及び数等は、図及び器具表に表記する。
○印が今回工事を示す。

1. 衛生器具設備
・ 既設の和風大便器を撤去して洋風便器を新設する。
・ 既設大便器の洗浄弁をﾊﾝﾄﾞﾙ式からﾎﾞﾀﾝ式に取替える。
・ 既設小便器の洗浄方式をﾊﾞｷｭｰﾑ方式から個別感知ﾌﾗｯｼｭ弁方式に変更する。
・ 既存の洗面器を撤去し、新設する。
・ 既設洗面器、手洗器を一時取外し、排水ﾄﾗｯﾌﾟ及び止水栓等の付属金具を新品に取替え、器具本体は清掃後、再取付けする。
・ 既設掃除流しの排水ﾄﾗｯﾌﾟ外面を、錆落し、再塗装する。
・ 既設の流し台の水栓を新品に取替える。
・
・
2. 給水設備
・ 給水管を撤去、新設する。（工事範囲の全て）
・ 給水管の一部を撤去又は残置し、必要な配管を新設する。
・ 既存管再利用とし、保温、塗装、防食工事を行う。（範囲は図示による）
・
・
・
3. 排水設備
・ 器具の改修に伴う必要な配管を新設する。（範囲は図示による）
・ 便所内の床排水金具（ﾜﾝ型ﾄﾗｯﾌﾟ）は、内部掃除及び防錆塗装の上、樹脂製ﾜﾝに取替える。
・ 再加工を施す既設ｺﾝｸﾘｰﾄ製流し及び人研流しの排水金具を取替える。
・ 排水管の一部を撤去又は残置し、必要な配管を新設する。
・ 高圧洗浄を行う。（範囲は図示による）
・
・
4. 給湯設備
・ 既設給湯器、湯沸器を撤去し、給湯器、湯沸器を新設する。
・ 既設給湯器、湯沸器を取外し、再取付けを行う。
・ 給湯配管の一部を撤去し、必要な配管を新設する。
・
・
5. 消火栓設備
・ 工事に支障となる屋内消火栓箱を取外し、再塗装を施した後に再取付けを行う。
・ 屋内消火栓配管の一部を撤去、新設する。
・ 既設屋内消火栓ﾎﾞｯｸｽ等を撤去し、新たにﾎﾞｯｸｽﾕﾆｯﾄを新設する。
・ 既設配管、充水精等の汚れを落とし、再塗装を施す。
・ 屋内消火栓の外装塗装を施し、操作説明ｼｰﾙを貼付ける。
・
6. 給油設備
・ 既設給油口ﾎﾞｯｸｽ（埋込み型）を撤去し、露出型給油口ﾎﾞｯｸｽを新設する。
・ 給油管の一部を撤去又は残置し、必要な配管を新設する。
・ 既設戸別ﾀﾝｸを撤去、新設する。
・ 既設ｵｲﾙｷﾞﾔﾎﾞｯｸｽを撤去、新設する。
・ 既設配管、ﾀﾝｸ等の汚れを落とし、再塗装を施す。
・
・
7. ｶﾞｽ設備
・ 既設ｶﾞｽ栓をﾋｭｰｽﾞｺｯｸに取替える。
・ 既設ｶﾞｽ配管の一部を撤去、新設する。
・ ｶﾞｽ漏れ警報器、ﾏｲｺﾝﾒｰﾀｰ等を更新する。
・
・
8. 空調設備
・ 既設ｴｱｺﾝ（屋内・外機、架台共）を取外し、再取付けを行う。
・ 既設冷媒配管、ﾄﾞﾚﾝ管、制御配線は撤去後乗し、再取付時に新設する。冷媒ｶﾞｽは再利用するものとし、不足分を補充する。
・ 工事に支障となるFF式暖房機を取外し、再取付けを行う。
・ ｴｱｺﾝ、FF暖房機を新設する
・
・
9. 換気設備
・ 既設換気扇を撤去し、新設する。
・ 居室に24時間対応の換気扇を新設する。（24時間ｽｲｯﾁは電気工事に支給する。）
・ 開放式ｶﾞｽ湯沸器を設置する場合は、湯沸器連動換気扇を新設する。（連動ｽｲｯﾁは電気工事に支給する。）
・
・

＜用語の説明＞
（１）「撤去」とは、既存物を壊し取ること。
（２）「取外し」とは、再利用を考慮して、丁寧に外すこと。
（３）「撤去・新設」とは、既存物を撤去し、新たな物を設置すること。
（４）「取外し・再取付け」とは、既存物を取外し、同じ物を取付けること。
（５）「備品移動」とは、工事の施工に支障となる備品を一時別の場所に保管し、工事終了後に元の場所に戻すこと。
（６）「移動」とは、既存物を取外し、取付場所を変更して再取付けすること。

追加特記事項

⊙ 本図中に明示なくも、施工において当然に必要とされる事項が生じた場合は、これらは請負者の負担にて速やかに行うものとする。
⊙ 別途業者がある場合には、十分な打合せのもとで円滑・円滑に工事を進捗すること。

特記事項：

適合確認　／／／　／／／

THINK DAIWA ARCHITECT DESIGN OFFICE　一級建築士事務所　大和設計
一級建築士事務所　新潟県知事登録（リ）第９３１号
一級建築士第９９３８６号　管理建築士　青木重吉

設計協力事務所

承認	審査	設計責任	製図
意匠 青木	構造（構造設計一級建築士）		

工事名	浦佐小学校体育館改修工事	日付	2015/03/	図面番号	意匠
図面名	機械設備特記仕様書（２）	縮尺	Noscale		１０

設 計 概 要

1．一般事項	工事名称：浦佐小学校体育館　改修工事		工事種別：新築・増築・別棟増築・改築 / 大規模の修繕・大規模の模様替 / 移転・用途変更・耐震補強	建築用途 主用途：小学校（体育館） 従用途：	建築主住所氏名：新潟県南魚沼市六日町　１８０－１ / 南魚沼市長　井口一郎	着工予定：平成２７年　月 / 竣工予定：平成２７年　月
	建設地	地名・地番：新潟県南魚沼市 浦佐 地内				

2．敷地状況	敷地面積　２０，６８０．００㎡	道路幅員 北側　M 東側　M / 南側　M 西側　－　M	都市計画道路：計画決定・事業決定・無 / 幅員　－　M	区域の指定：都市計画区域内・都市計画区域外・市街化区域・市街化調整区域 / 区画未指定（未線引）・地区計画区域	用途地域：第一低住・第二低住・第一中高住・第二中高住・第一住 / 第二住・準住・近商・商業・準工・工業・工専・指定なし
	防火地域：防火・準防火 / 法第２２条の指定地域・指定なし	高度地区：第一種・第二種・第三種 / 指定なし	その他の地域　地区の指定：特別用途地域（　　）・高度利用地区・美観地区・風致地区 / 災害危険区域・特定街区・その他		日影規制：有・無　５ｍ　時間 / 受影面　ｍ　１０ｍ　時間

敷地

3．構造・規模	構造：ＳＲＣ・RC・ＰＣ・Ｓ・ＬＧＳ・ＣＢ・Ｗ・その他（　　）			階数：体育館棟 地下－階 地上３階 塔屋１階 / 地下－階 地上　階 塔屋－階 / 地下－階 地上　階 塔屋　階		増築予定：有・無		
	基礎：・杭支持（ＰＣ・現場打）工法（アースドリル工法　）抗 / ・地盤支持（べた・布・独立）・その他地業			最高高さ　M / M / M	最高軒高　M / M / M	その他		

4．面積		体育館		合計	建蔽率	容積率		備考
	建築面積	㎡	㎡	㎡	許容建蔽率　７０．０％ / 建蔽率　％ / 建築面積　㎡	許容容積率　２００．０％ / 容積率　％ / 容積対象床面積　㎡		
	延床面積	１，７３０．７９㎡	㎡	㎡				
	（駐車場面積）駐輪場	（　－㎡）	（　－㎡）	（　－㎡）				

5．建築面積	棟		備考
	合計		

6．床面積	階	主要用途	容積対象	容積緩和部分	合計	容積対象外	施工床	階高	階	主要用途	容積対象	容積緩和部分	合計	容積対象外	施工床	階高
	体育館		（鉄筋コンクリート造）													
	PH１	階段室	１４．１０㎡	－	１４．１０㎡											
	３	ギャラリー	３５３．５０㎡	－	３５３．５０㎡											
	２	アリーナ	１，１３８．４４㎡	－	１，１３８．４４㎡			４．００ｍ								
	１	ピロティ・ミーティングルーム	２２４．７５㎡	－	２２４．７５㎡			４．４８ｍ								
	計		１，７３０．７９㎡	－	１，７３０．７９㎡											
	３															
	２															
	１															
	計															
	１															
	計															
	１															
	計															
	１															
	計															
	合計															

7．その他								
	１							
	計							

付 近 見 取 図

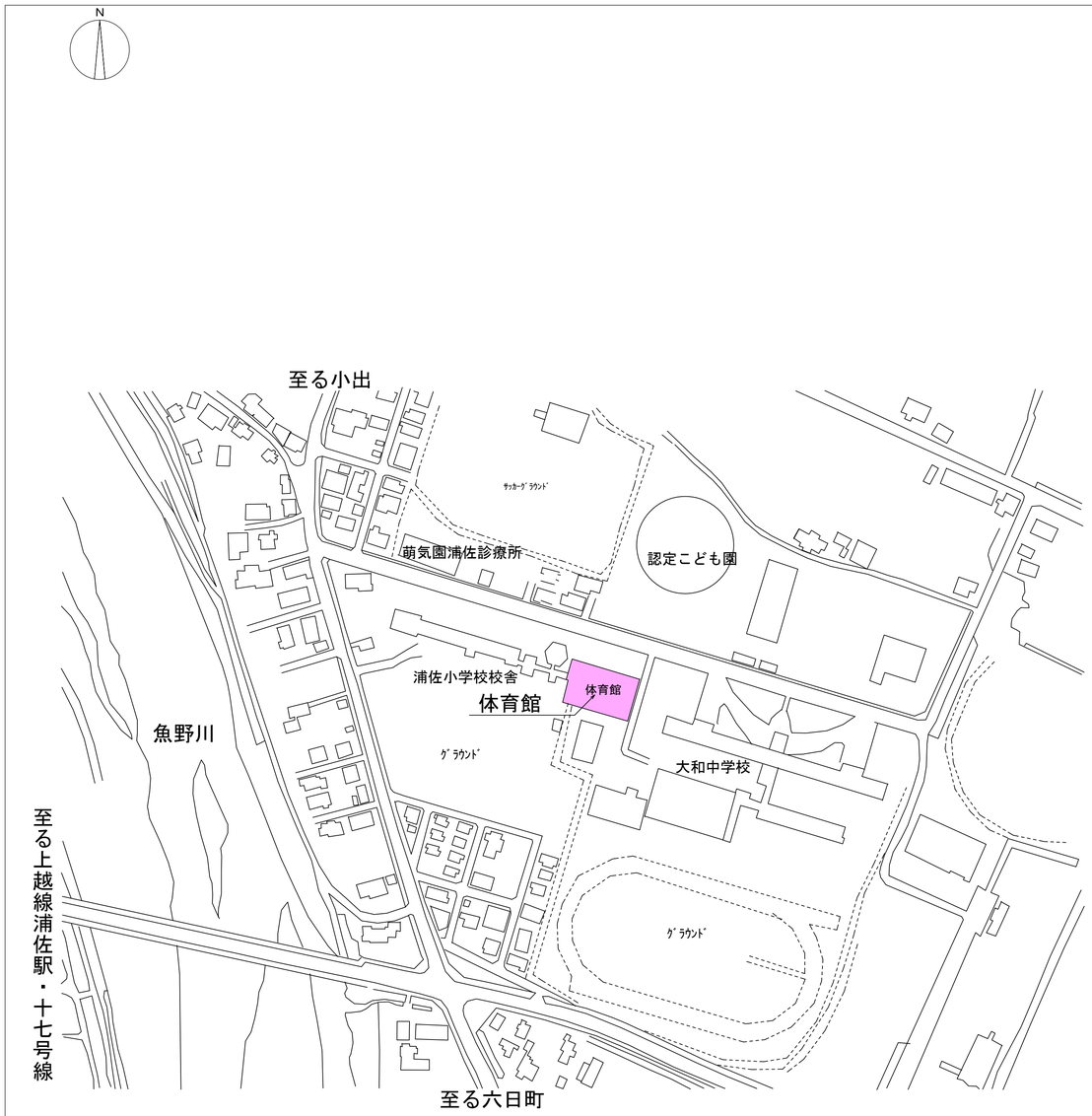

特記事項：

適合確認　／／／　／／／

THINK DAIWA ARCHITECT DESIGN OFFICE

一級建築士事務所　大和設計

一級建築士事務所　新潟県知事登録（リ）第９３１号

一級建築士第９９３８６号　管理建築士　青木重吉

設計協力事務所

承認	審査		設計責任	製図
青木	意匠	構造（構造設計一級建築士）		

工事名	浦佐小学校体育館改修工事
図面名	設計概要・付近見取図
日付	2015/03/
縮尺	Noscale
図面番号	意匠 １１

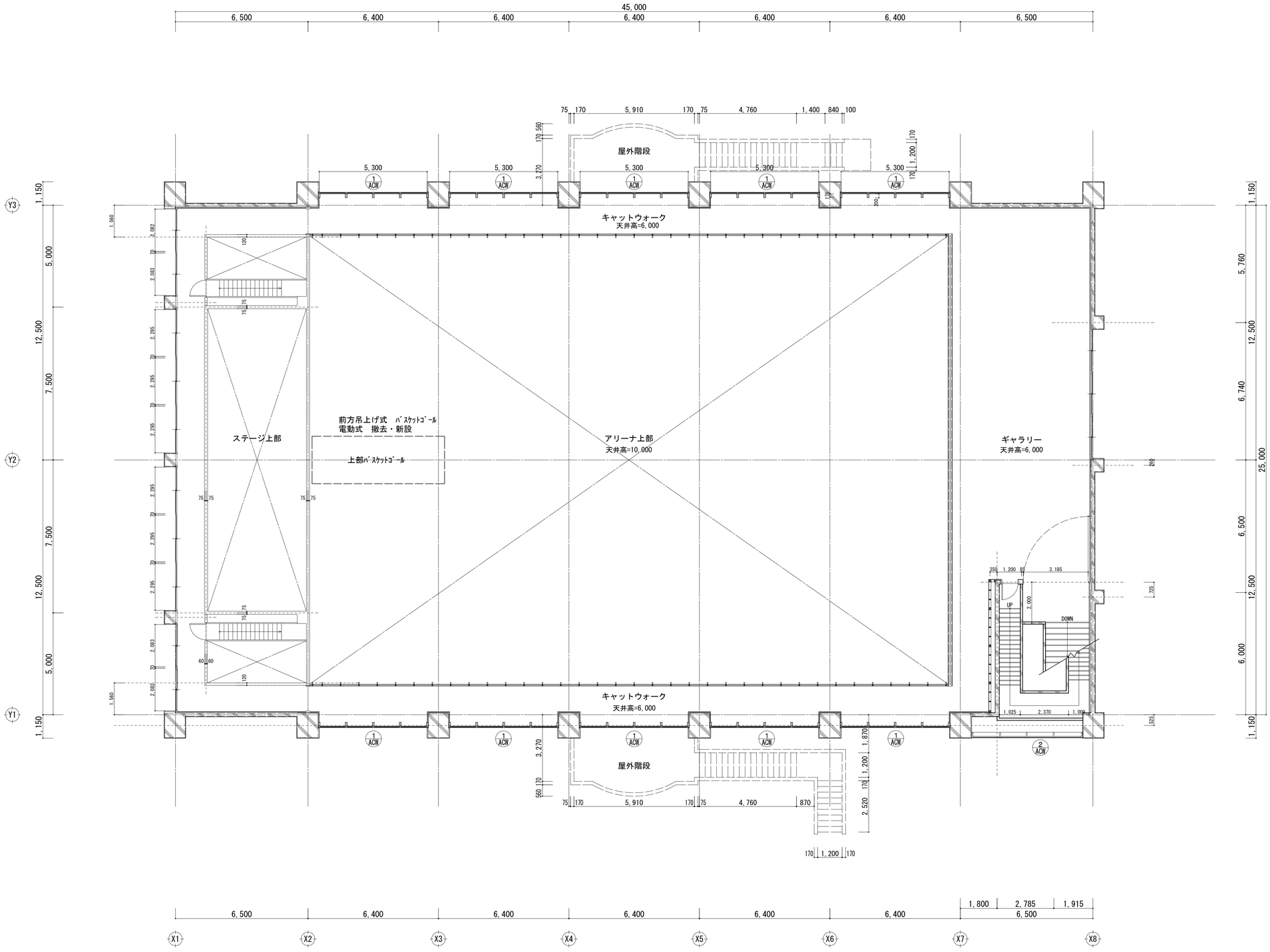
45,000
6,500
6,400
6,400
6,400
6,400
6,400
6,500
屋外階段
キャットウォーク
天井高=6,000
ステージ上部
前方吊上げ式　ﾊﾞｽｹｯﾄｺﾞｰﾙ
電動式　撤去・新設
上部ﾊﾞｽｹｯﾄｺﾞｰﾙ
アリーナ上部
天井高=10,000
ギャラリー
天井高=6,000
UP
DOWN
Y3
Y2
Y1
X1
X2
X3
X4
X5
X6
X7
X8
1,150
5,000
12,500
7,500
5,760
6,740
25,000
6,500
6,000

3階平面図　S＝1／100

| | | |

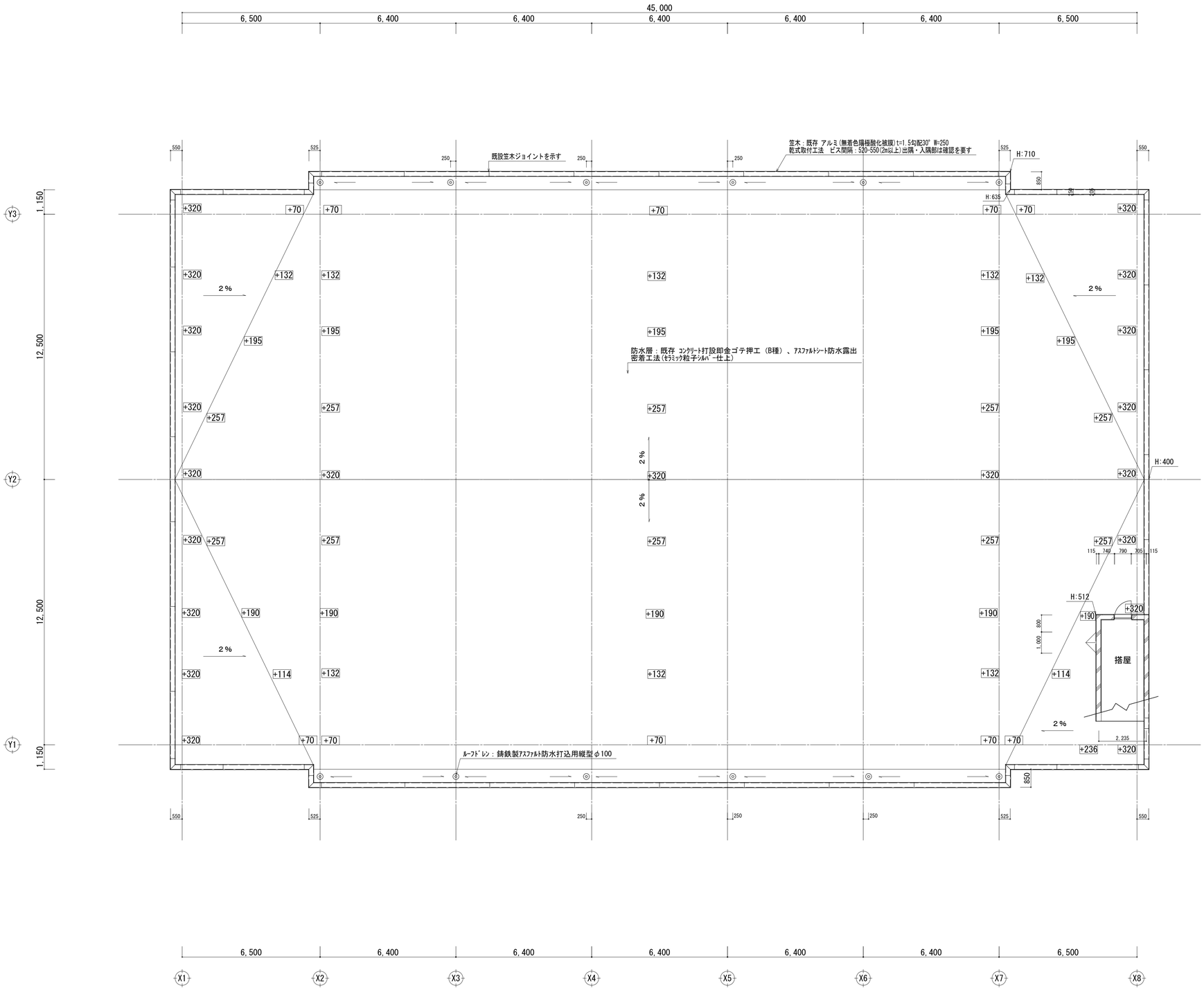

R階平面図　S＝1／100　改修前

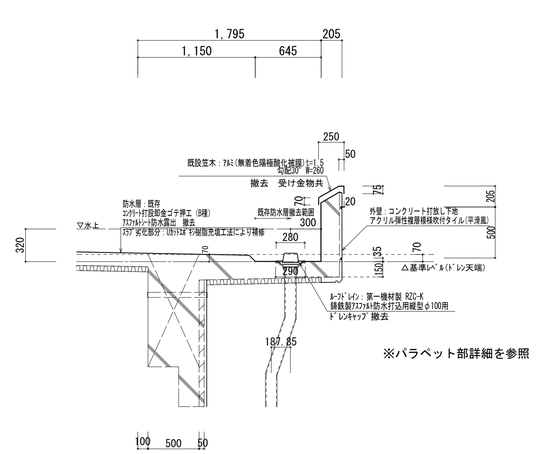

パラペット立上り図　S＝1／30　改修前

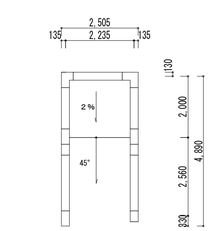

搭屋上部笠木ジョイント図　S＝1／100

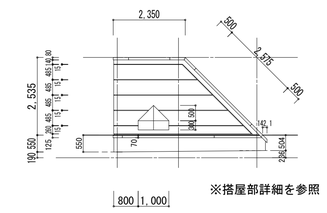

搭屋立面図　S＝1／100

＋＿＿　ドレン天端からのレベル差を示す(防水層除く)

特記事項：	適合確認	/ / / / / /	THINK DAIWA ARCHITECT DESIGN OFFICE 一級建築士事務所 大和設計 一級建築士事務所　新潟県知事登録（リ）第９３１号 一級建築士第９９３８６号　管理建築士　青木重吉	設計協力事務所	承認 青木	審査 意匠 / 構造（構造設計一級建築士）	設計責任	製図 岡村	工事名 浦佐小学校 体育館改修工事 図面名 R階平面図 【改修前】	日付 2015/3/ 縮尺 A1 1:30,1:100 A3 1:60,1:200	図面番号 意匠 13

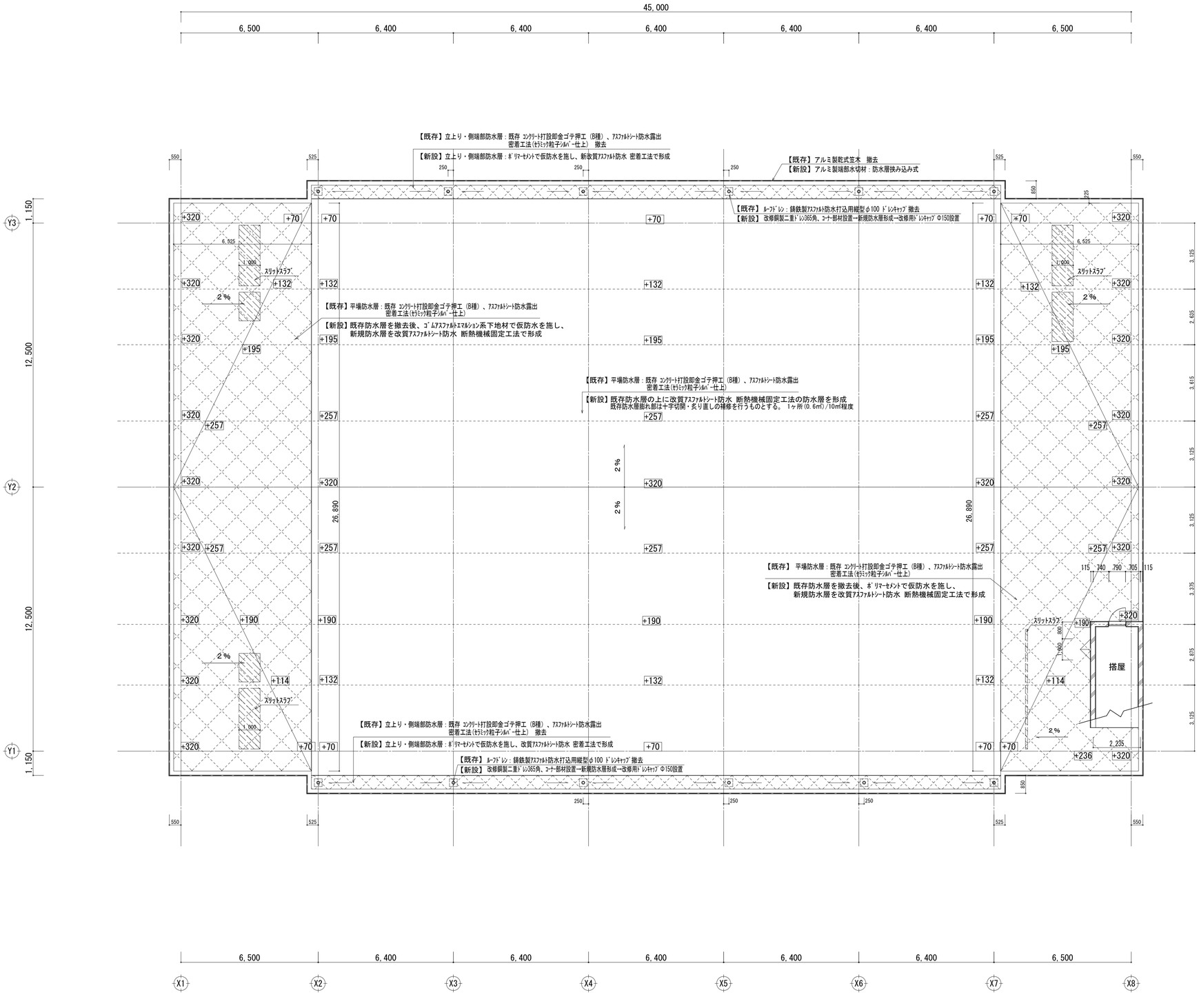

R階平面図 S＝1／100 改修後

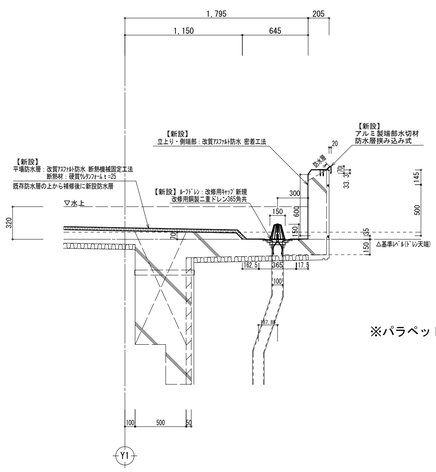

※パラペット部詳細を参照

パラペット立上り図 S＝1／30 改修後

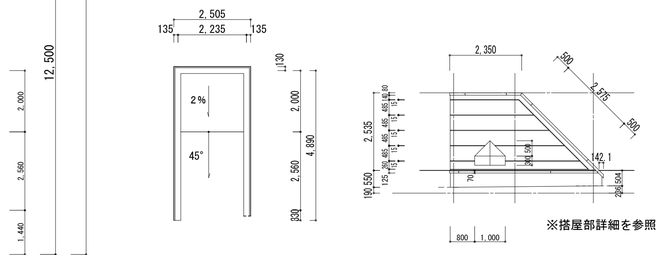

※搭屋部詳細を参照

搭屋上部笠木ジョイント図 S＝1／100

搭屋立面図 S＝1／100

＋＿＿ ドレン天端からのレベル差を示す(防水層除く)

既存防水層撤去部分を示し、
撤去後、スラブのひび割れ調査を行うこととする。
ひび割れ部分にはUカットエポキシ樹脂充填工法で補修を行う。(0.2m/m²程度)

※既存防水層の撤去部分と存置部分との切付部を処理し、
下地調整材により段差調整を行うこととする。

※脱気装置を機械固定工法の平場部分に16ヶ所(1ヶ所/80m²程度)設置する。
製品はメーカー仕様によることとする。

※パラペットにはスタンション等を設置し、安全対策を施すこととする。

※防水資材搬入用として昇降用足場をX6-X7に設置することとする。

特記事項：	適合確認	/ / / / / /	THINK DAIWA ARCHITECT DESIGN OFFICE 一級建築士事務所 大和設計 一級建築士事務所 新潟県知事登録（リ）第９３１号 一級建築士第９９３８６号 管理建築士 青木重吉 ㊞	設計協力事務所	承認 青木	審査 意匠 / 構造（構造設計一級建築士）	設計責任	製図 岡村	工事名 浦佐小学校 体育館改修工事	日付 2015/3/	図面番号 意匠 14
									図面名 R階平面図 【改修内容】	縮尺 A1 1:30,1:100 A3 1:60,1:200	

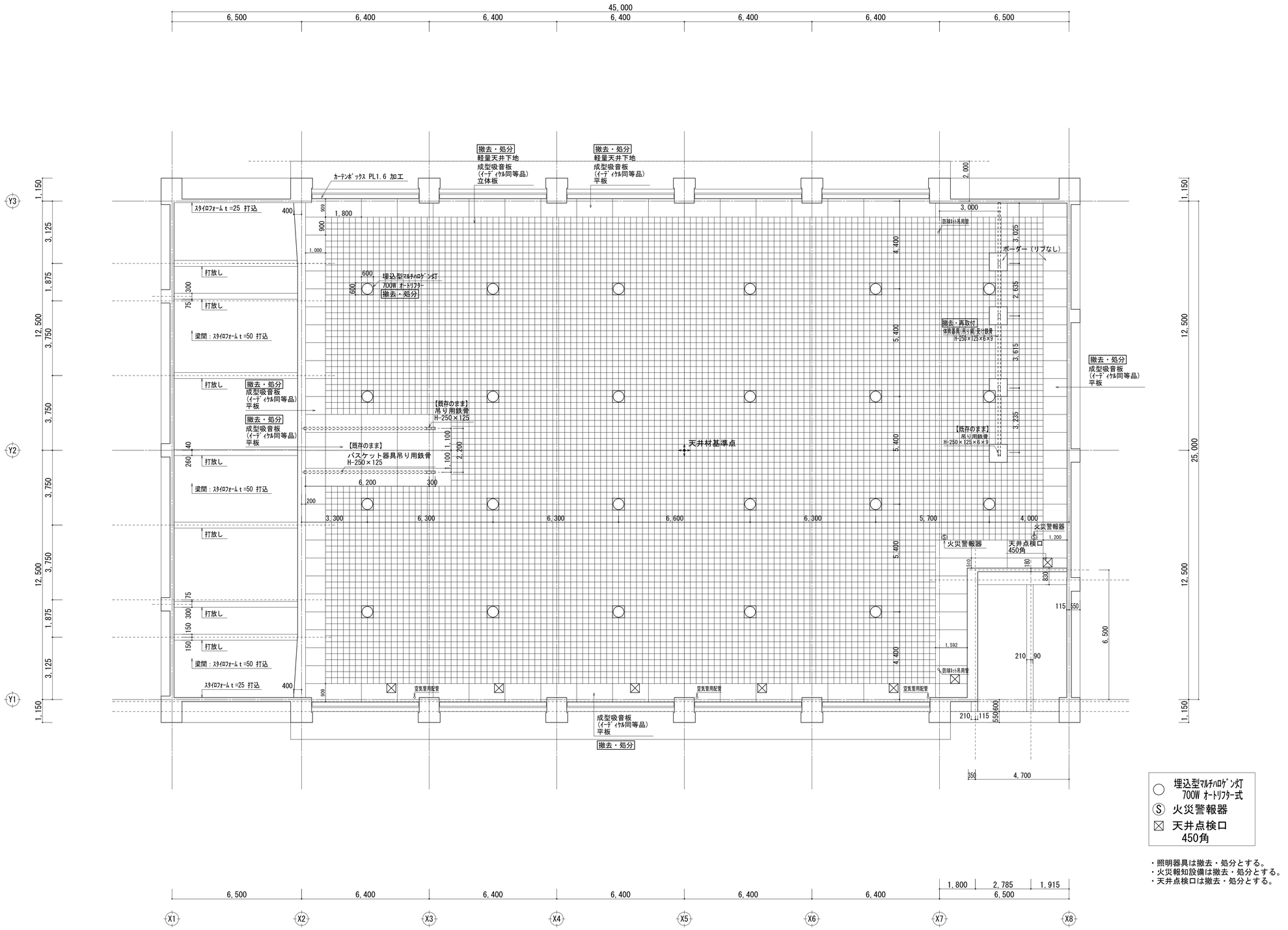

○ 埋込型ﾏﾙﾁﾊﾛｹﾞﾝ灯 700W ｵｰﾄﾘﾌﾀｰ式
Ⓢ 火災警報器
⊠ 天井点検口 450角

・照明器具は撤去・処分とする。
・火災報知設備は撤去・処分とする。
・天井点検口は撤去・処分とする。

3階天井伏図　S＝1／100　現況

特記事項：

適合確認 / / / / / /

THINK DAIWA ARCHITECT DESIGN OFFICE
一級建築士事務所 大和設計
一級建築士事務所　新潟県知事登録（リ）第９３１号
一級建築士第９９３８６号　管理建築士　青木重吉

設計協力事務所

承認	審査		設計責任	製図
青木	意匠	構造（構造設計一級建築士）		岡村

工事名　浦佐小学校 体育館改修工事
図面名　3階天井伏図【改修前】

日付　2015/3/
縮尺　A1 1:100 A3 1:200

図面番号　意匠　15

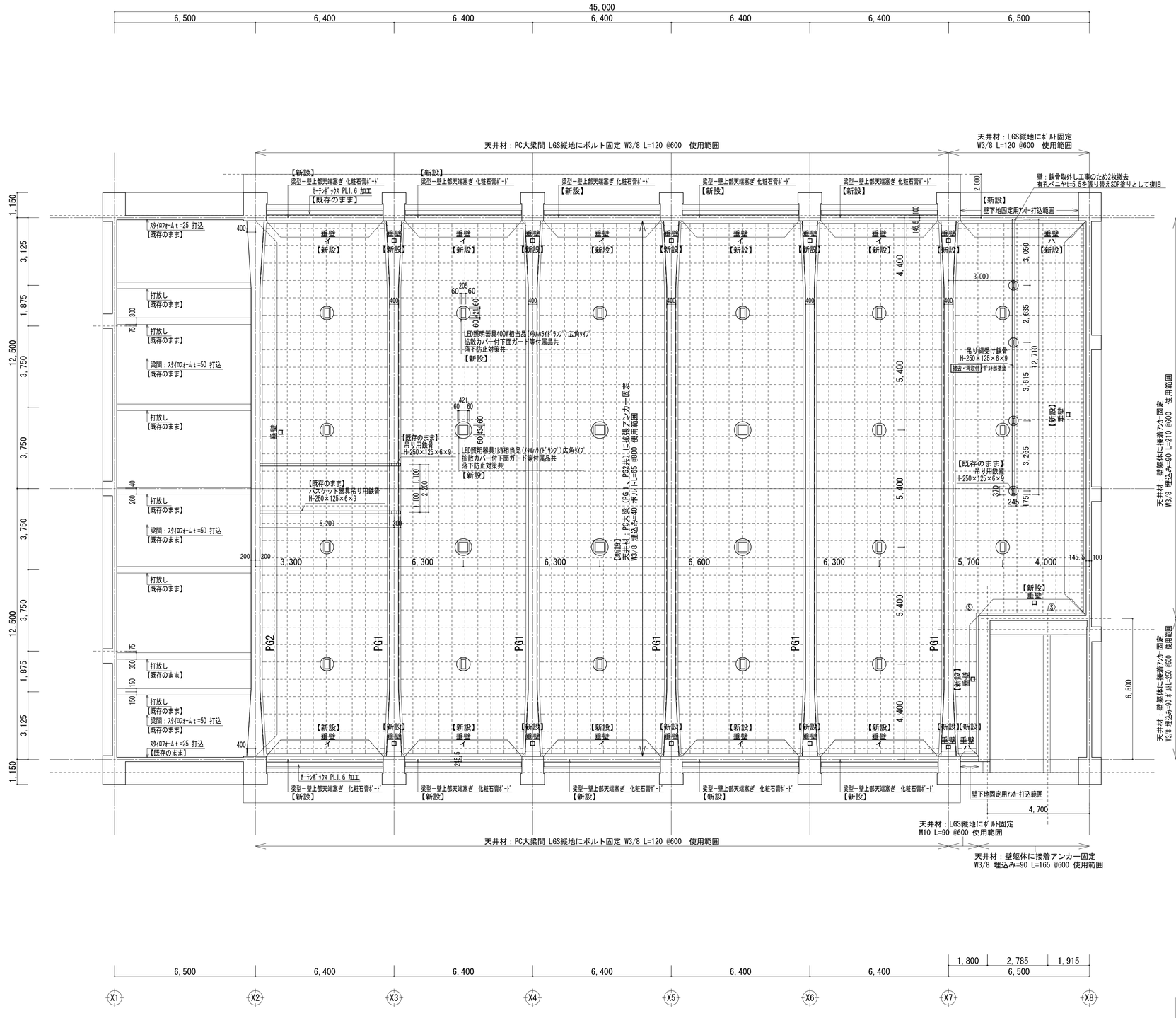

３階天井伏図　Ｓ＝１／１００

改修後

照明部における天井膜の開口は、膜材を円形に切り欠く。
円形以外の任意形状に膜材を切り欠く場合は、その周囲に補強のフレームを要する。
天井膜の設置範囲は、協議の上最終決定とする。

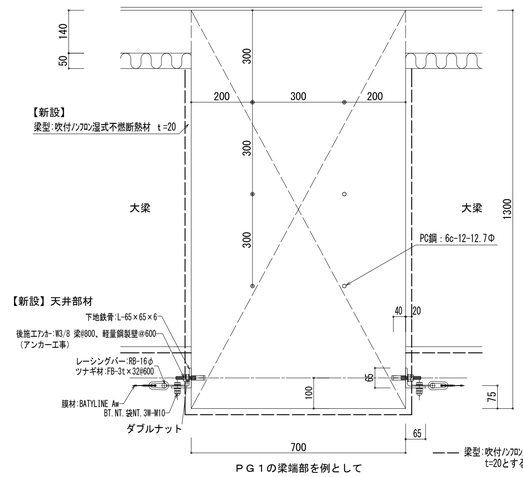

PＧ１の梁端部を例として

鉄骨塗装仕様	溶融亜鉛メッキ仕上げ
膜材	BATYLINE Aw　厚さ0.7mm　吸音率0.65以上（NRC値）

膜材取付け断面詳細図　S=1/10

※梁・配筋についてはＰＣ梁－天井材取り付け図を参照。
現場で配筋探査により確認を行い、拡張アンカーの位置を決定することとする。

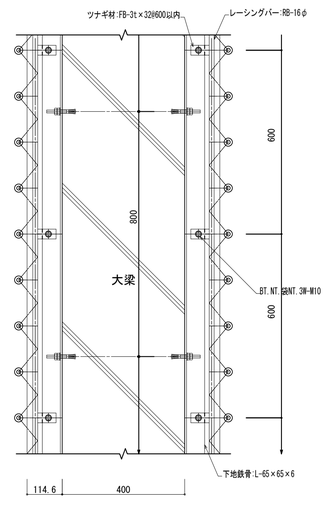

ＰＣ梁中央部を例として

膜材取付け平面詳細図　S=1/10

【新設】
垂壁イ：LGS t=40@300 有孔シナ寒冷紗板ｔ=5.5 ＳＯＰ塗り
　　ｶｰﾃﾝﾎﾞｯｸｽ上部梁型と壁上部の隙間は化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞt=9.5で塞ぐこととする。
垂壁ロ：柱・壁躯体固定、LGS t=40@300 有孔シナ寒冷紗板ｔ=5.5 ＳＯＰ塗り
垂壁ハ：スラブに壁下地固定用アングルを設置し、LGS t=40@300 有孔シナ寒冷紗板ｔ=5.5 ＳＯＰ塗り
※新設壁　詳細図を参照

□	LED高天井屋内用照明 昼白色MF1kW相当品 広角ﾀｲﾌﾟ	6台
▯	LED高天井屋内用照明 昼白色MF400W相当品 広角ﾀｲﾌﾟ	17台
Ⓢ	煙感知器光電式スポット型	2台

・照明器具は新設とする。
　照明器具は既存吊りボルト等により固定する。
　照明器具にはﾜｲﾔｰ等で落下防止対策を施すこととする。
・火災報知設備は新設とする。
　差動式分布型（空気管式）とし、天井下に感知器を設置することとする。
　防火戸用の煙感知器光電式スポット型（露出）も新設とし、天井材に固定することとする。

特記事項：

適合確認	／／／ ／／／	THINK DAIWA ARCHITECT DESIGN OFFICE	一級建築士事務所 大和設計 一級建築士事務所　新潟県知事登録（リ）第９３１号 一級建築士第９９３８６号　管理建築士　青木重吉 ㊞	設計協力事務所	承認	審査	設計責任	製図	工事名	浦佐小学校　体育館改修工事	日付 2015/3/
					意匠	構造（構造設計一級建築士）			図面名	３階天井伏図【改修後】	縮尺 A1 1:10, 1:100 A3 1:20, 1:200
					青木			岡村			図面番号 意匠 16

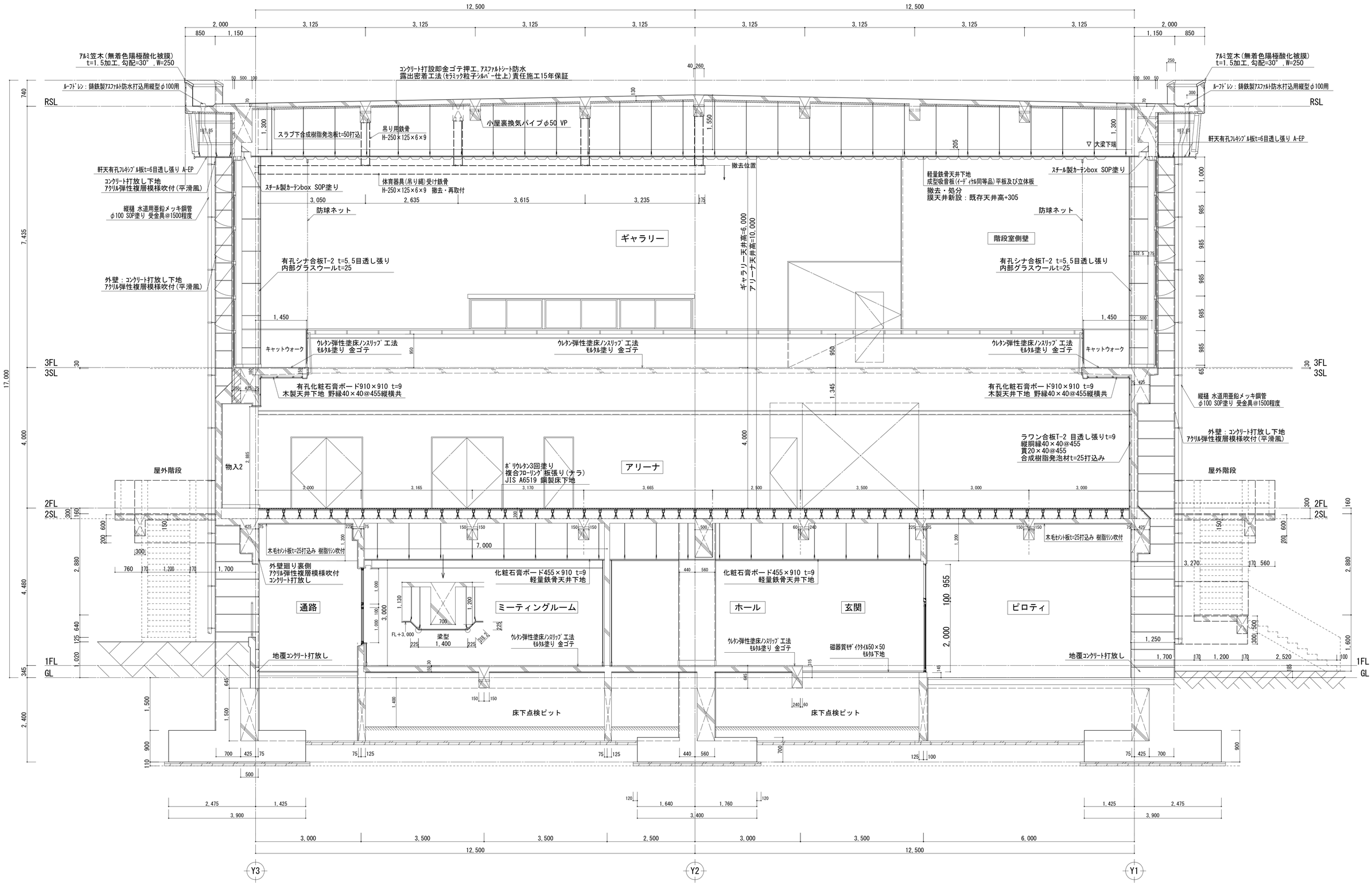

X7通り　矩計図　S＝1／50　改修前

特記事項：	適合確認	/ / / / / /	THINK DAIWA ARCHITECT DESIGN OFFICE 一級建築士事務所 大和設計 一級建築士事務所　新潟県知事登録（リ）第９３１号 一級建築士第９９３８６号　管理建築士　青木重吉 ㊞	設計協力事務所	承認 青木	審査 意匠 / 構造（構造設計一級建築士）	設計責任	製図 岡村	工事名 浦佐小学校 体育館改修工事 図面名 矩計図【改修前】	日付 2015/3/ 縮尺 A1 1:50 A3 1:100	図面番号 意匠 17

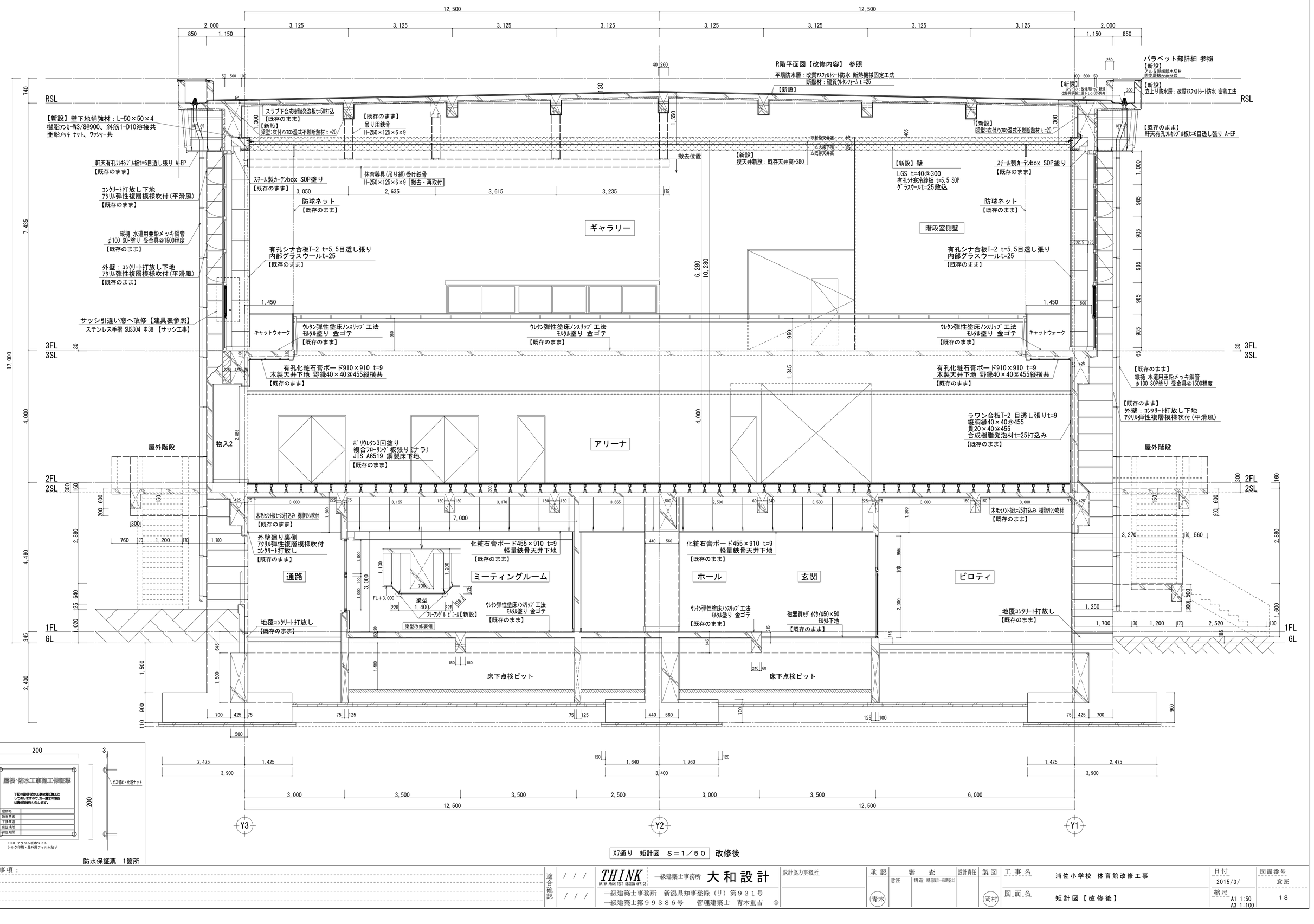

X7通り 矩計図 S＝1／50 改修後

防水保証票 1箇所

特記事項：

適合確認	/ / /
	/ / /

THINK DAIWA ARCHITECT DESIGN OFFICE
一級建築士事務所 大和設計
一級建築士事務所 新潟県知事登録（リ）第９３１号
一級建築士第９９３８６号 管理建築士 青木重吉

設計協力事務所

承認	審査		設計責任	製図
	意匠	構造（構造設計一級建築士）		
青木				岡村

工事名：浦佐小学校 体育館改修工事

図面名：矩計図【改修後】

日付：2015/3/

縮尺：A1 1:50 A3 1:100

図面番号：意匠 18

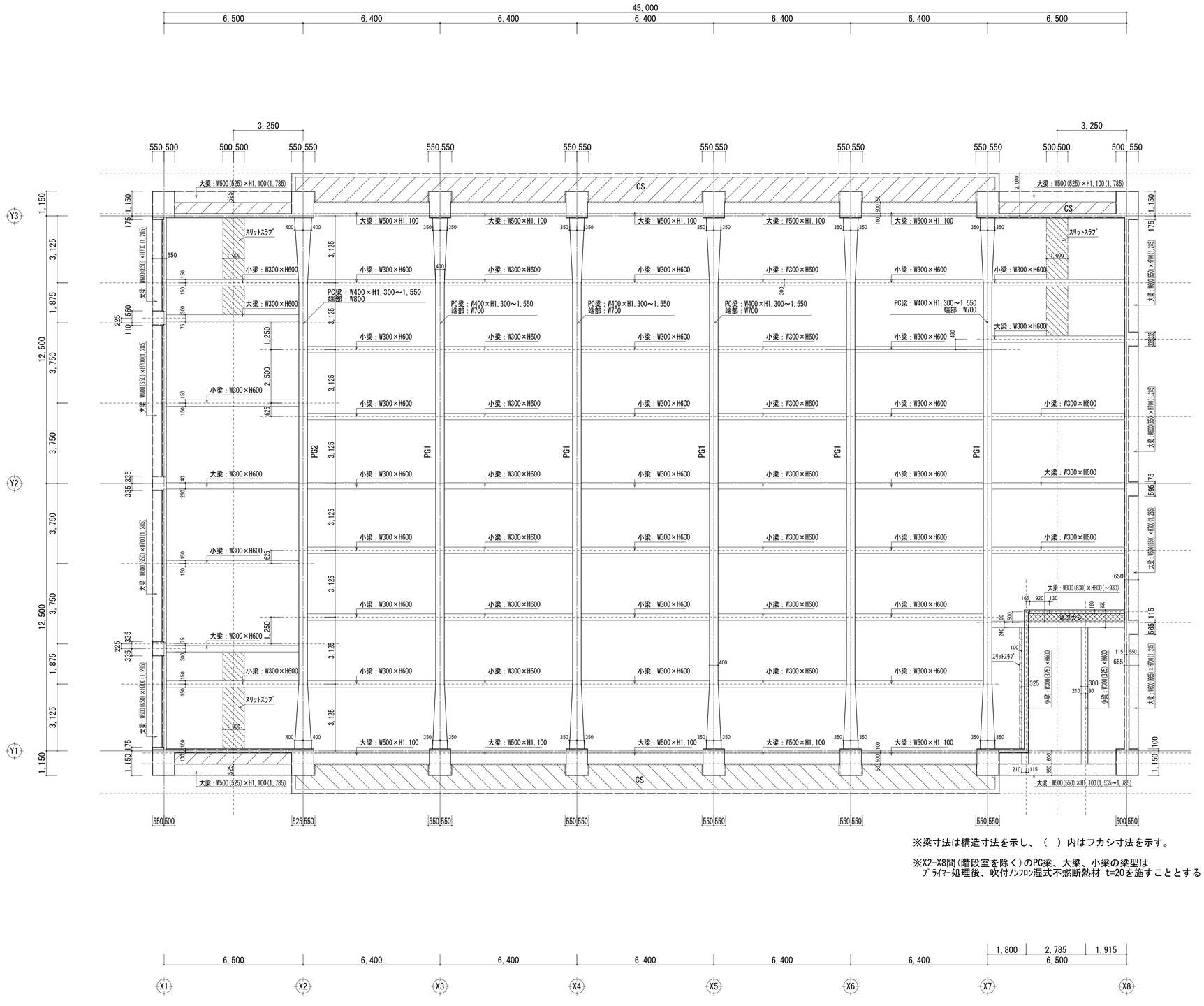

3階梁伏図　S＝1／100

※梁寸法は構造寸法を示し、（ ）内はフカシ寸法を示す。

※X2-X8間（階段室を除く）のPC梁、大梁、小梁の梁型は
プライマー処理後、吹付ノンフロン湿式不燃断熱材 t=20を施すこととする

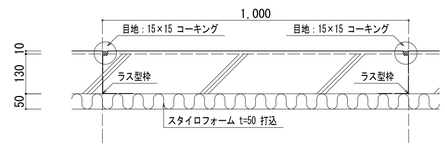

スリットスラブ断面　S=1/10

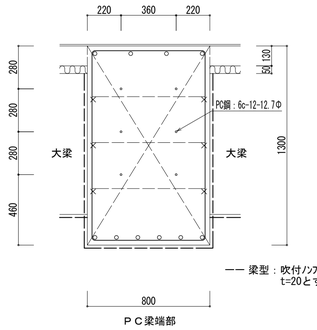

PC梁端部

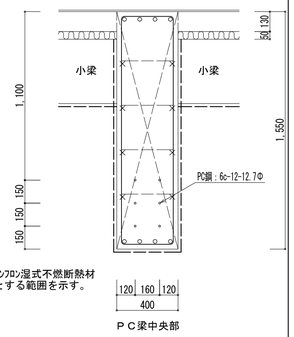

PC梁中央部

一一 梁型：吹付ノンフロン湿式不燃断熱材
t=20とする範囲を示す。

PG2：配筋図　S＝1／20　ステージ上部

種　類	端　部	種　類	中　央　部
上端筋	4－D25	上端筋	4－D25
下端筋	6－D25	下端筋	4－D25
STR	D13@150	STR	D13@300
腹筋	6－D13	腹筋	8－D13

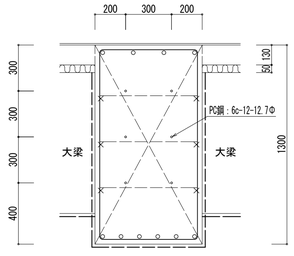

PC梁端部

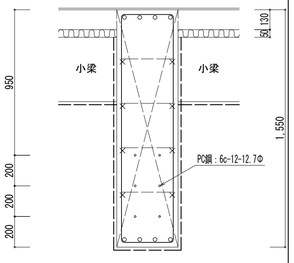

PC梁中央部

一一 梁型：吹付ノンフロン湿式不燃断熱材
t=20とする範囲を示す。

PG1：配筋図　S＝1／20

種　類	端　部	種　類	中　央　部
上端筋	4－D25	上端筋	4－D25
下端筋	6－D25	下端筋	4－D25
STR	D13@150	STR	D13@300
腹筋	6－D13	腹筋	8－D13

特記事項：

適合確認　／／／　／／／

THINK DAIWA ARCHITECT DESIGN OFFICE
一級建築士事務所　大和設計
一級建築士事務所　新潟県知事登録（リ）第９３１号
一級建築士第９９３８６号　管理建築士　青木重吉

設計協力事務所

承認	審査		設計責任	製図
	意匠	構造（構造設計一級建築士）		
青木				岡村

工事名　浦佐小学校 体育館改修工事

図面名　3階躯体平面図

日付　2015/3/

縮尺
A1 1:10,1:20,1:100
A3 1:20,1:40,1:200

図面番号　意匠　19

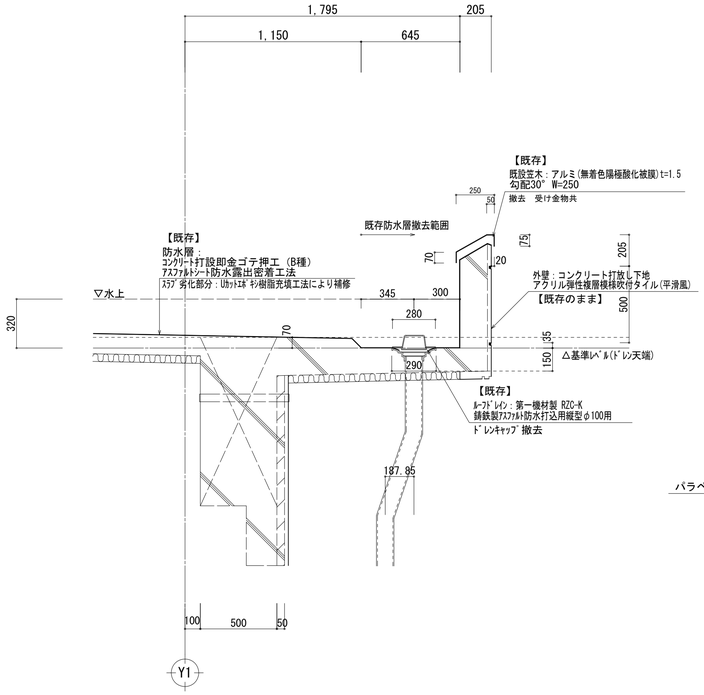

・スタンション足場の設置
・既設笠木の撤去
・既存防水層の撤去
・ﾄﾞﾚﾝｷｬｯﾌﾟの撤去
・スラブの補修

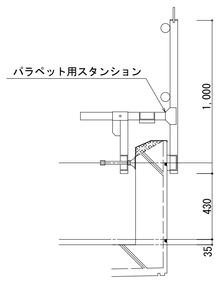

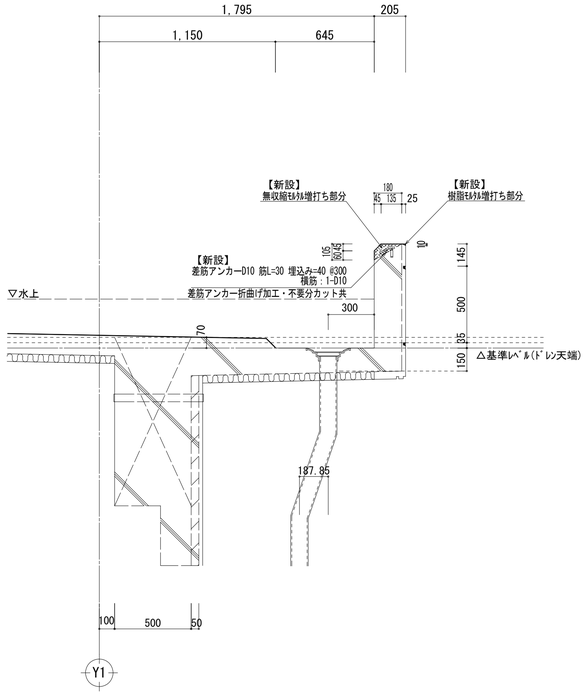

・ﾓﾙﾀﾙ増打ち工事
・新規防水工事
・ﾄﾞﾚﾝｷｬｯﾌﾟの新設

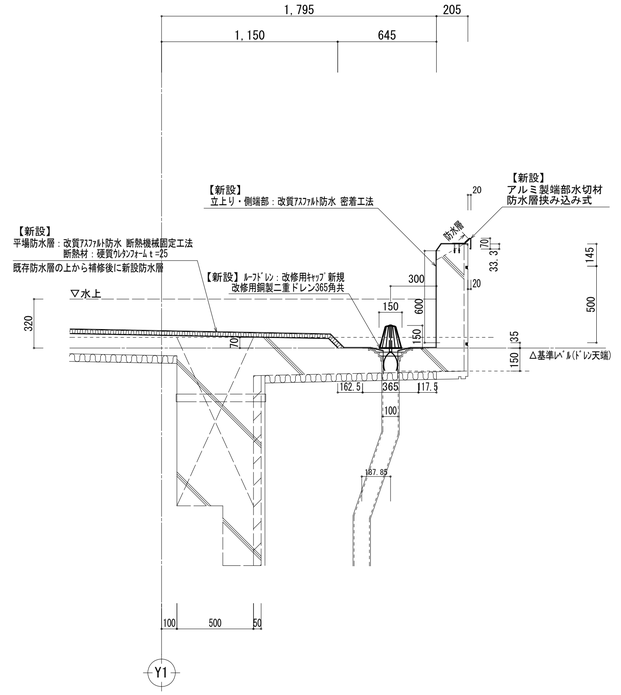

パラペット部 詳細図 S＝1／20

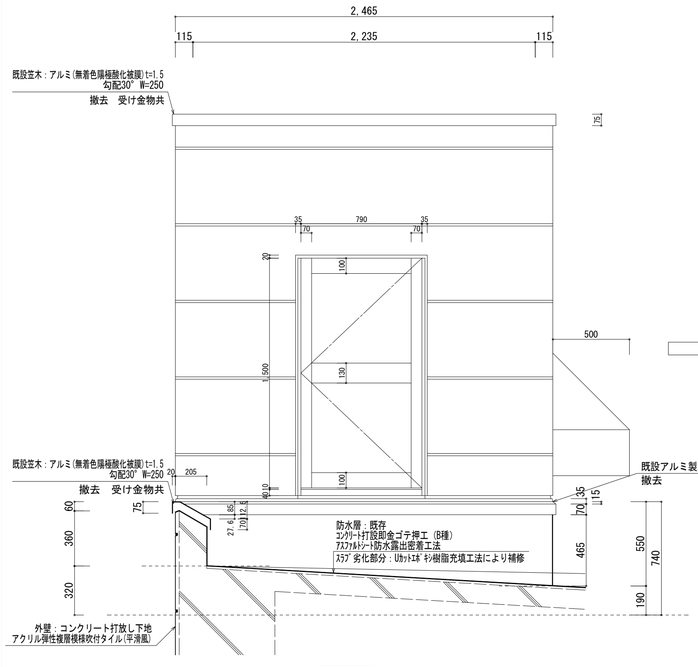

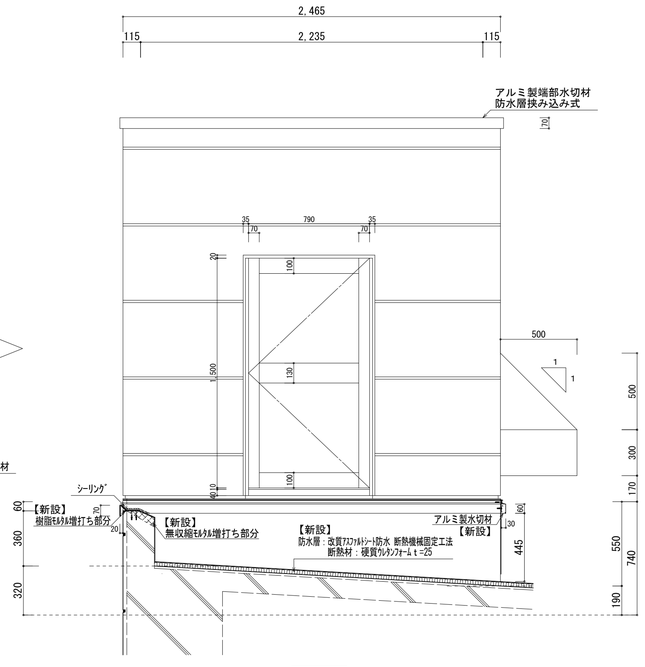

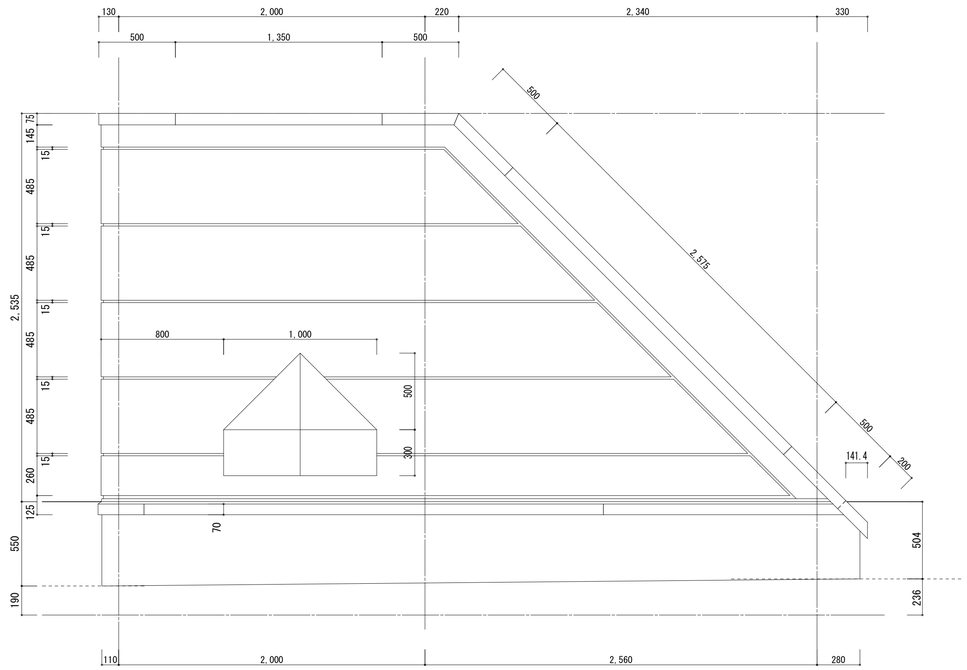

搭屋部 詳細図 S＝1／20

特記事項：	適合確認	/ / / / / /	THINK DAIWA ARCHITECT DESIGN OFFICE	一級建築士事務所 大和設計 一級建築士事務所 新潟県知事登録（リ）第９３１号 一級建築士第９９３８６号 管理建築士 青木重吉	設計協力事務所	承認 青木	審査 意匠 / 構造（構造設計一級建築士）	設計責任	製図 岡村	工事名 浦佐小学校 体育館改修工事 図面名 パラペット部 詳細図	日付 2015/3/ 縮尺 A1 1:20 A3 1:40	図面番号 意匠 20

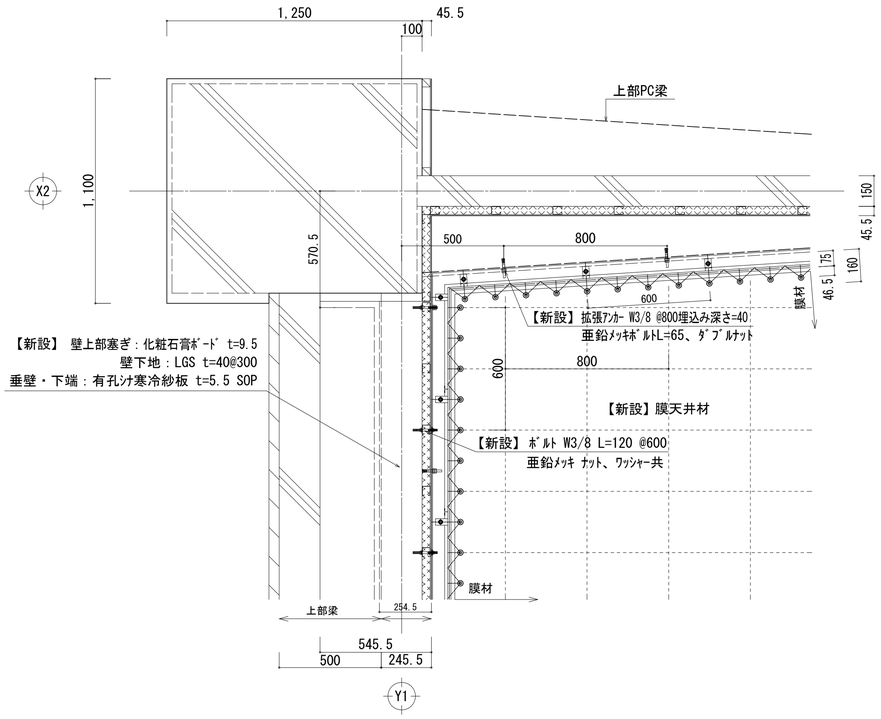

X2-Y1周辺 平面図 S=1/15

※ Y3通りも同様とする。

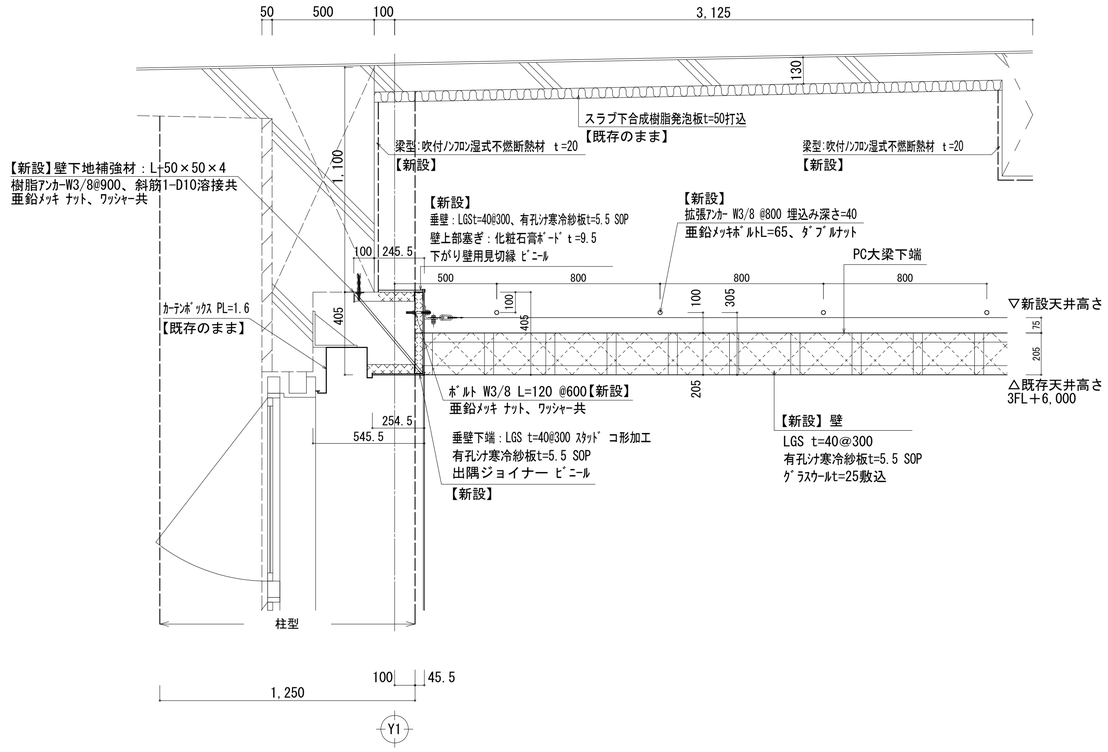

X2通り 断面図 S=1/15

※ Y3通りも同様とする。

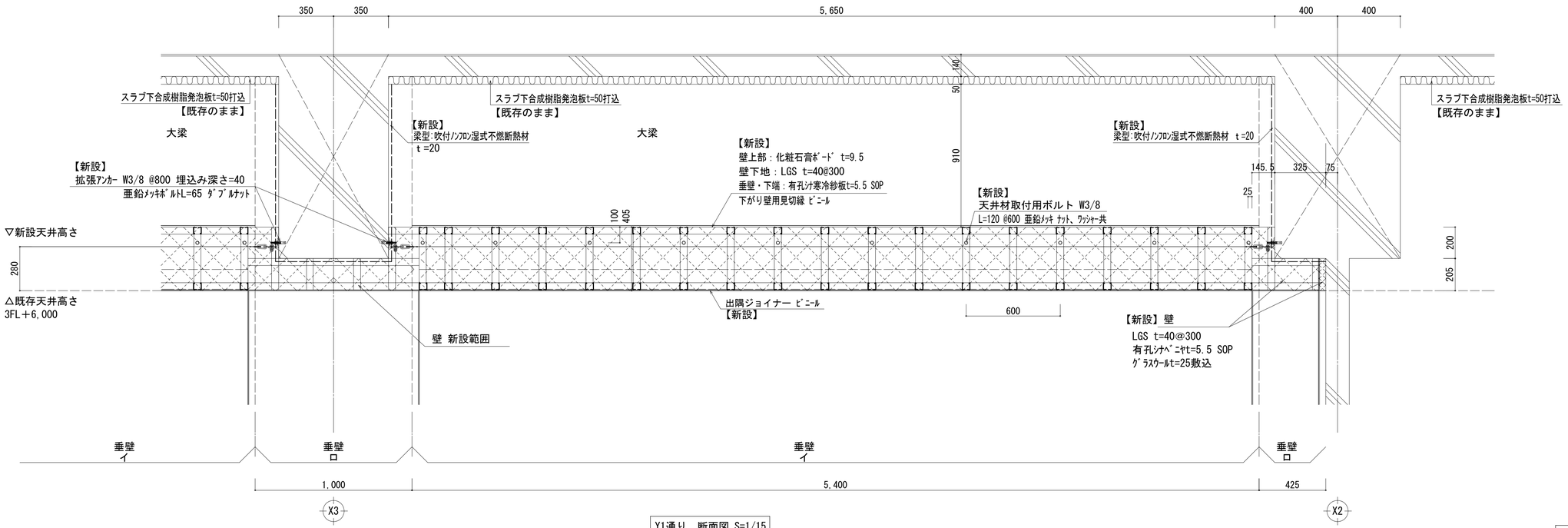

Y1通り 断面図 S=1/15

※ Y3通りも同様とする。

新設壁部詳細図

特記事項：	適合確認	/ / / / / /	THINK DAIWA ARCHITECT DESIGN OFFICE	一級建築士事務所 大和設計 一級建築士事務所 新潟県知事登録（リ）第９３１号 一級建築士第９９３８６号 管理建築士 青木重吉 ㊞	設計協力事務所	承認 青木	審査 意匠 / 構造（構造設計一級建築士）	設計責任	製図 岡村	工事名	浦佐小学校 体育館改修工事	日付	2015/3/
										図面名	新設壁詳細図、ＰＣ梁－天井材取付図(1)	縮尺	A1 1:15 A3 1:30
												図面番号	意匠 ２１

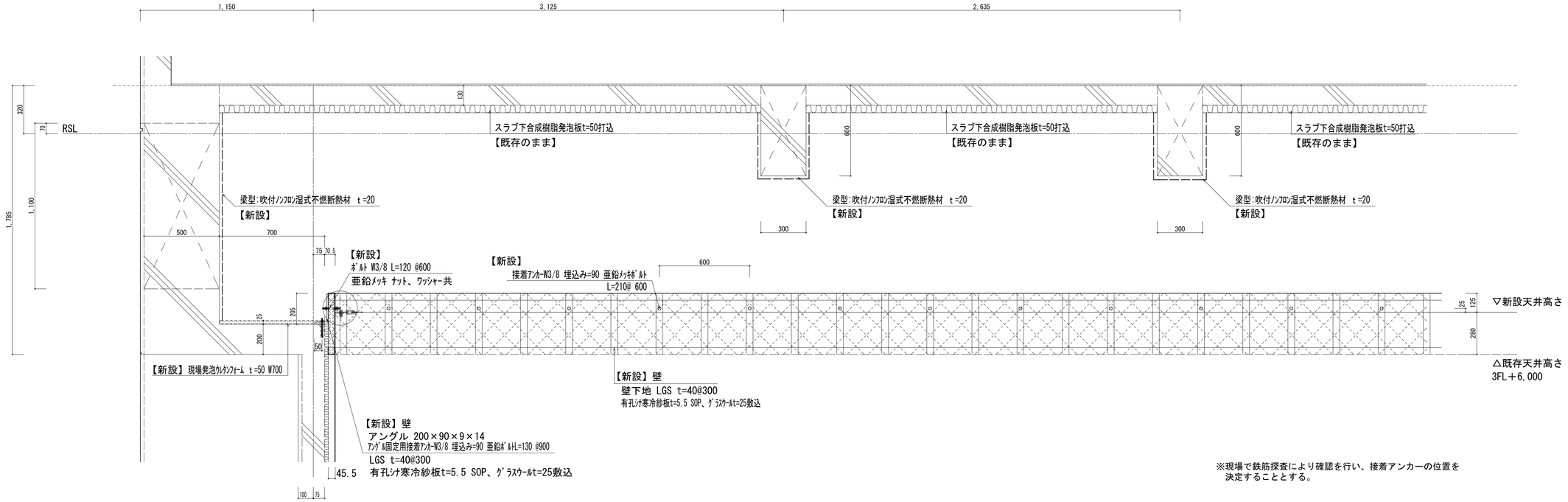

※現場で鉄筋探査により確認を行い、接着アンカーの位置を決定することとする。

X8通り 断面図 S=1/15

新設壁部詳細図

ＰＧ２

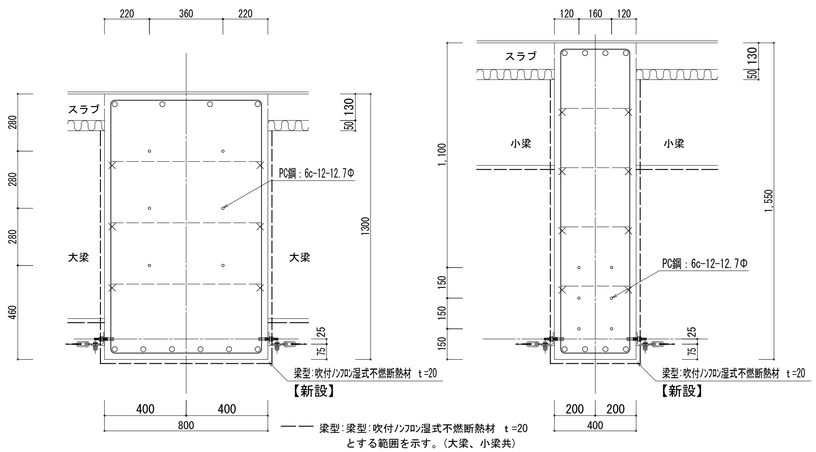

ＰＣ梁端部

ＰＣ梁中央部

PC梁　配筋リスト

種　類	端　部	種　類	中　央　部
上端筋	４－Ｄ２５	上端筋	４－Ｄ２５
下端筋	６－Ｄ２５	下端筋	４－Ｄ２５
ＳＴＲ	Ｄ１３@１５０	ＳＴＲ	Ｄ１３@３００
腹筋	６－Ｄ１３	腹筋	８－Ｄ１３

※現場で鉄筋探査により確認を行い、拡張アンカーの位置を決定することとする。

ＰＧ２：ＰＣ梁－天井材取付図 Ｓ＝１／１５　ステージ上部

ＰＧ１

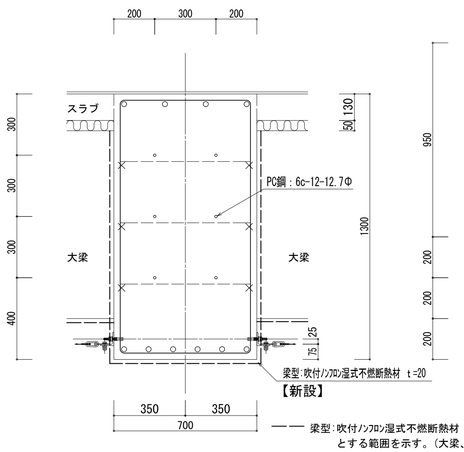

ＰＣ梁端部

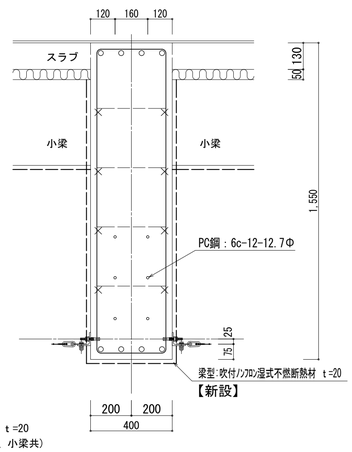

ＰＣ梁中央部

PC梁　配筋リスト

種　類	端　部	種　類	中　央　部
上端筋	４－Ｄ２５	上端筋	４－Ｄ２５
下端筋	６－Ｄ２５	下端筋	４－Ｄ２５
ＳＴＲ	Ｄ１３@１５０	ＳＴＲ	Ｄ１３@３００
腹筋	６－Ｄ１３	腹筋	８－Ｄ１３

※現場で鉄筋探査により確認を行い、拡張アンカーの位置を決定することとする。

ＰＧ１：ＰＣ梁－天井材取付断面図 Ｓ＝１／１５

特記事項：

適合確認　／／／　／／／

THINK DAIWA ARCHITECT DESIGN OFFICE　一級建築士事務所　大和設計
一級建築士事務所　新潟県知事登録（り）第９３１号
一級建築士第９９３８６号　管理建築士　青木重吉

設計協力事務所

承認	審査		設計責任	製図
	意匠	構造（構造設計一級建築士）		
青木				岡村

工事名　浦佐小学校 体育館改修工事
図面名　新設壁 詳細図、ＰＣ梁－天井材取付図(2)
日付　2015/3/
縮尺　A1 1:15　A3 1:30
図面番号　意匠　22

符号	ＡＣＷ－１ 【建具改修】 改修前	箇所 3階 10 2階 1階 合計 10	ＡＣＷ－１´ 【建具改修】 改修後	箇所 3階 10 2階 1階 合計 10	ＡＣＷ－２	箇所 3階 1階 1 合計 1

形状・寸法

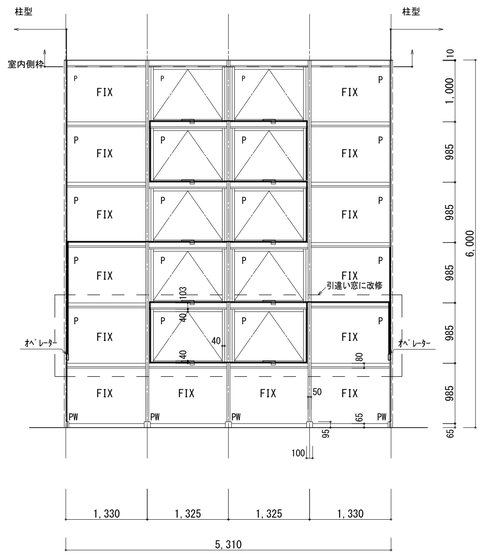

改修前

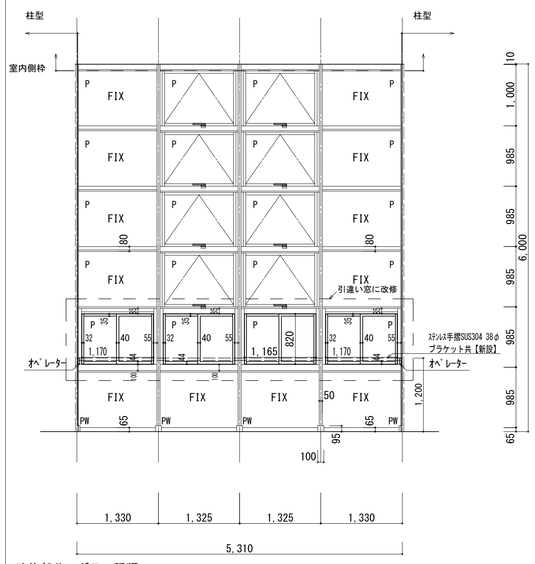

改修部分：ガラス種類

改修前：５．０mm透明
改修後：学校強化４．０mm透明

改修後

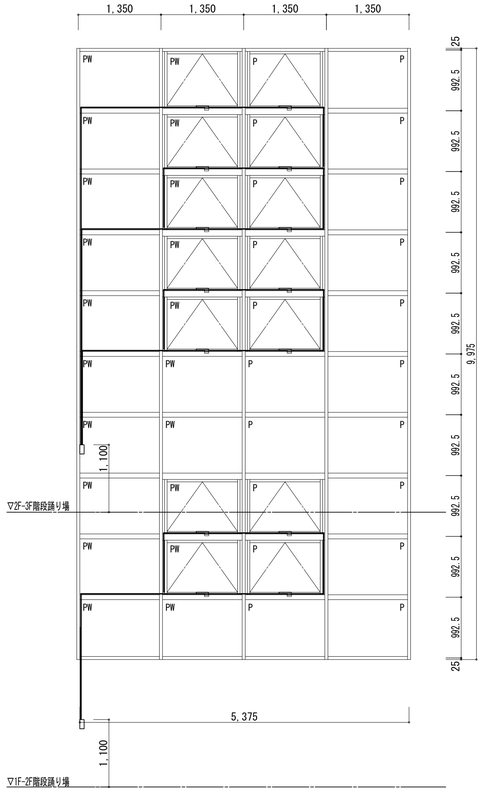

階段室　ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ姿図　Ｓ＝１／５０

位置	３Ｆ　キャットウォーク	改修内容	３Ｆ　キャットウォーク
見込	７０	突出し窓：	７０
形式	突出し窓付きフラット型カーテンウォール	各柱間下段より2段目の2列を引違い窓に改修	突出し窓付きフラット型カーテンウォール（一部引違い窓）
仕上	アルミアルマイト仕上	オペレーター配線　撤去・新規敷き直し	アルミアルマイト仕上
硝子	最下段：６．８mm網入り磨きガラス、他５段：５．０mm透明ガラス	サッシ・ガラスクリーニング	改修引違い窓部：学校強化ガラス４．０mm透明
金物	突出し窓部：オペレーター		引違い窓：付属金物類、クレセント、突出し窓部：既設オペレーター撤去・新規敷き直し
備考			引違い窓：網戸（ステンレスネット）、ステンレス手摺：SUS304 φ38 ブラケット共、サッシ・ガラスクリーニング

符号	

形状・寸法

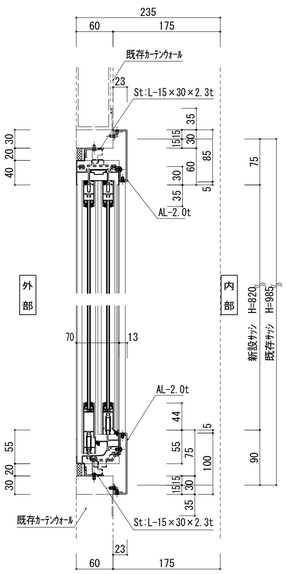

縦断面詳細図

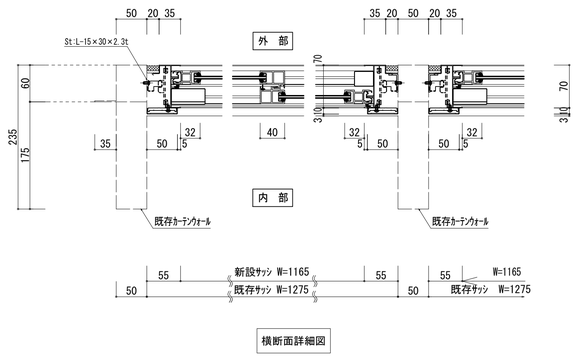

横断面詳細図

改修引違戸部分　詳細図　Ｓ＝１／５

位置	２Ｆ～３Ｆ　階段室	改修内容	
見込	１５０	突出し窓：	
形式	突出し窓付きフラット型カーテンウォール	オペレーター配線　撤去・新規敷き直し	
仕上	アルミアルマイト仕上	サッシ・ガラスクリーニング	
硝子	建物出隅2列：６．８mm網入り磨きガラス、他2列：５．０mm透明ガラス		
金物	突出し窓部：オペレーター		
備考	サッシ・ガラスクリーニング		

特記事項：

ガラス凡例　Ｐ　：フロート板ガラス　Ｔ　：強化ガラス
Ｆ　：型板ガラス　ＳＴ：学校用強化ガラス
ＰＷ　：網入り磨き板ガラス
ＦＷ　：網入り型板ガラス

適合確認 ／／／ ／／／

THINK DAITAN ARCHITECT DESIGN OFFICE
一級建築士事務所　大和設計
一級建築士事務所　新潟県知事登録（リ）第９３１号
一級建築士第９９３８６号　管理建築士　青木重吉

設計協力事務所

承認	審査		設計責任	製図
青木	意匠	構造（構造設計一級建築士）		岡村

工事名　浦佐小学校　体育館改修工事
図面名　改修外部建具表

日付　2015/3/
縮尺　A1 1:5,1:50　A3 1:10,1:100

図面番号　意匠　２３

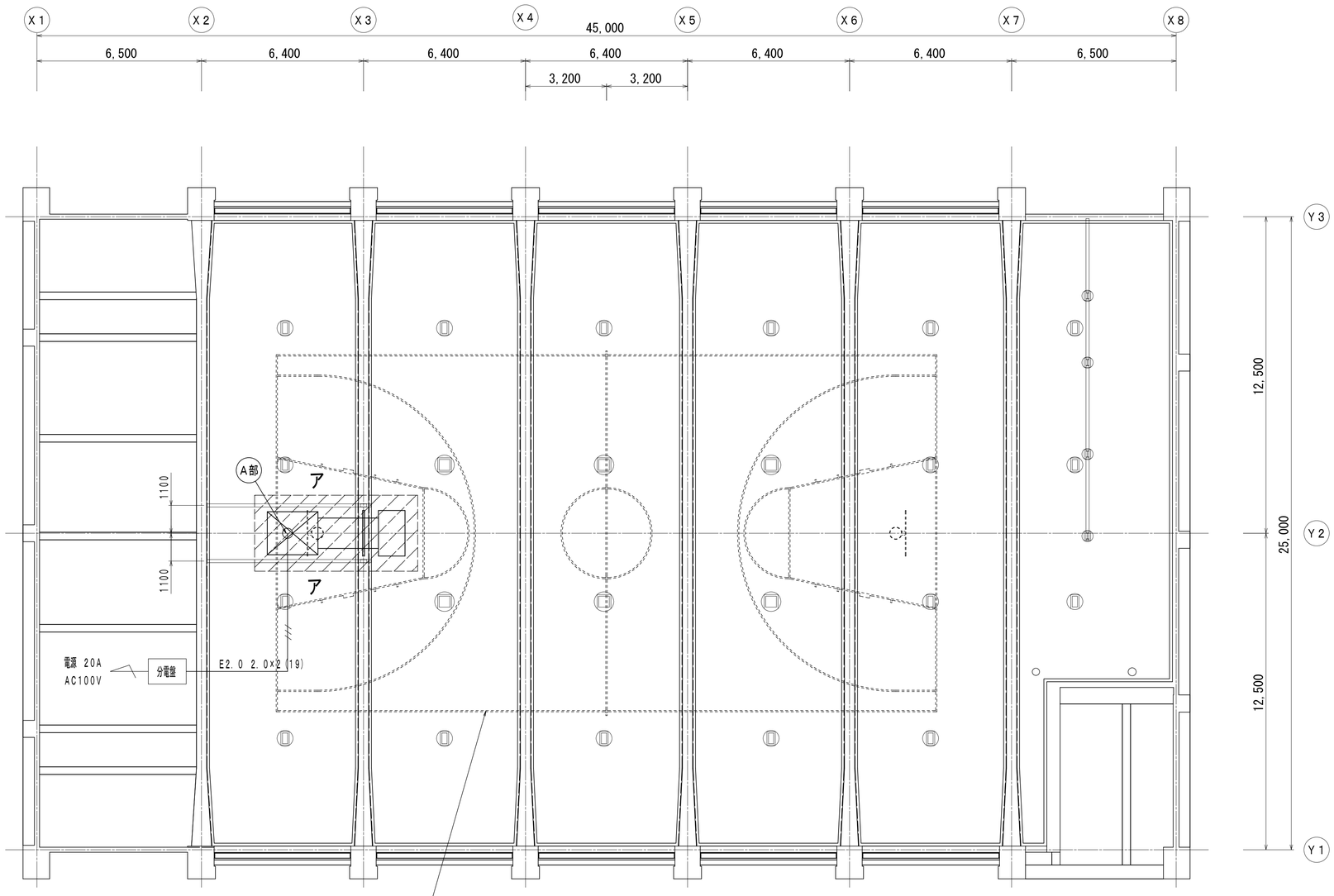

器具コート配置図　S＝1／100

コートライン内訳表				
記号	種　別	寸　法	面数	備　考
1	既存 メイン バスケットボールコート	26000×15000	1面	実線　ライン幅50mm

配線・配管は電気工事に、補強鉄骨は鉄骨工事に含む
補強鉄骨の取付位置・高さ等詳細は各姿図を参照のこと
斜線体育器具取付範囲内は電灯を取付けないこと
電源 単相AC100V 20A

ア：吊上バスケット用　H－250×125×6×9 …2本 既存利用

A部アウトレットボックス詳細

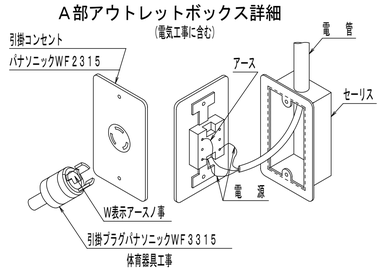

特記事項：	適合確認	設計協力事務所	承認	審査	設計責任	製図	工事名	日付	図面番号
	/ / / / / /	THINK DAIWA ARCHITECT DESIGN OFFICE 一級建築士事務所 大和設計		意匠 構造（構造設計一級建築士）			浦佐小学校 体育館改修工事	2015/3/	意匠
		一級建築士事務所 新潟県知事登録（リ）第９３１号	青木			岡村	図面名 吊下げバスケットゴール設備配置図	縮尺 A1 1:100 A3 1:200	24
		一級建築士第９９３８６号 管理建築士 青木重吉							

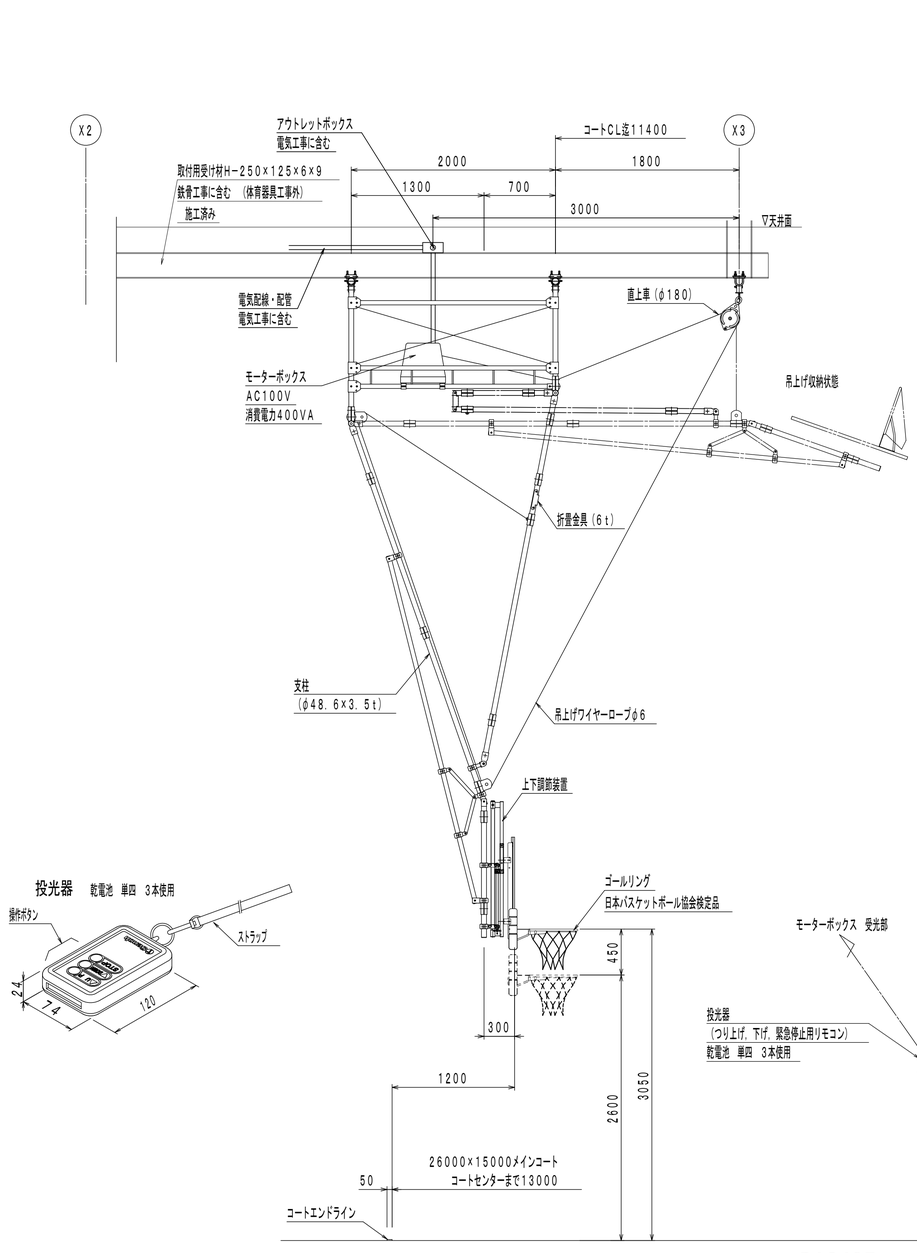

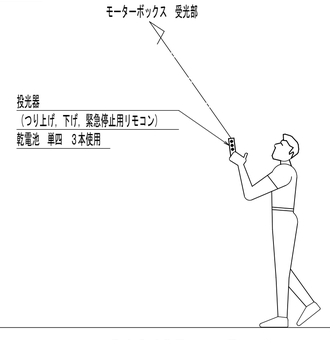

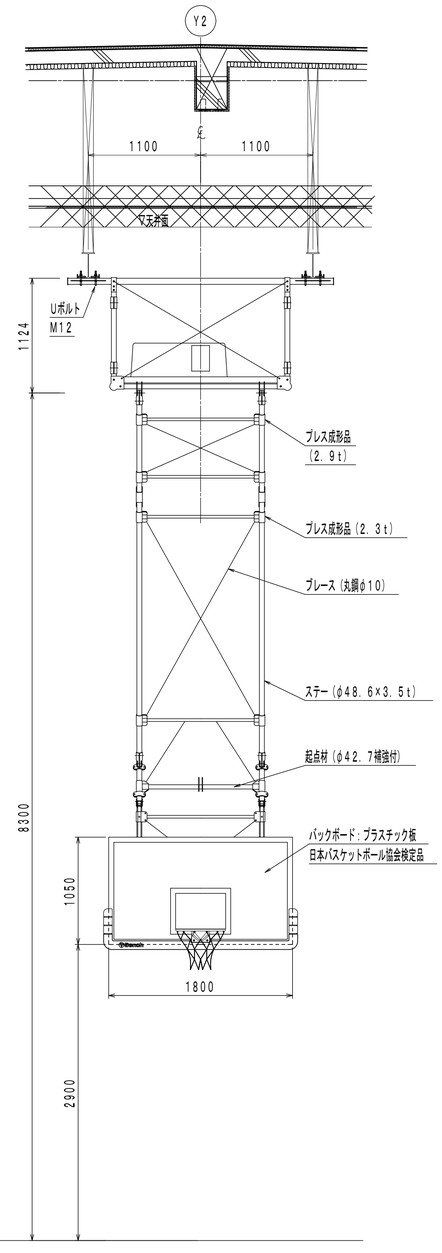

DA2435　吊下バスケットゴール　Y型前方折畳吊上げ投光電動式　S=1/30

（日本バスケットボール協会装置検定品）

特記事項：	適合確認	/ / / / / /	THINK DAIWA ARCHITECT DESIGN OFFICE	一級建築士事務所　大和設計 一級建築士事務所　新潟県知事登録（リ）第９３１号 一級建築士第９９３８６号　管理建築士　青木重吉	設計協力事務所	承認 青木	審査 意匠	構造（構造設計一級建築士）	設計責任	製図 岡村	工事名	浦佐小学校　体育館改修工事
											図面名	吊下げバスケットゴール設備図
											日付	2015/3/
											縮尺	A1　1:30 A3　1:60
											図面番号	意匠 ２５

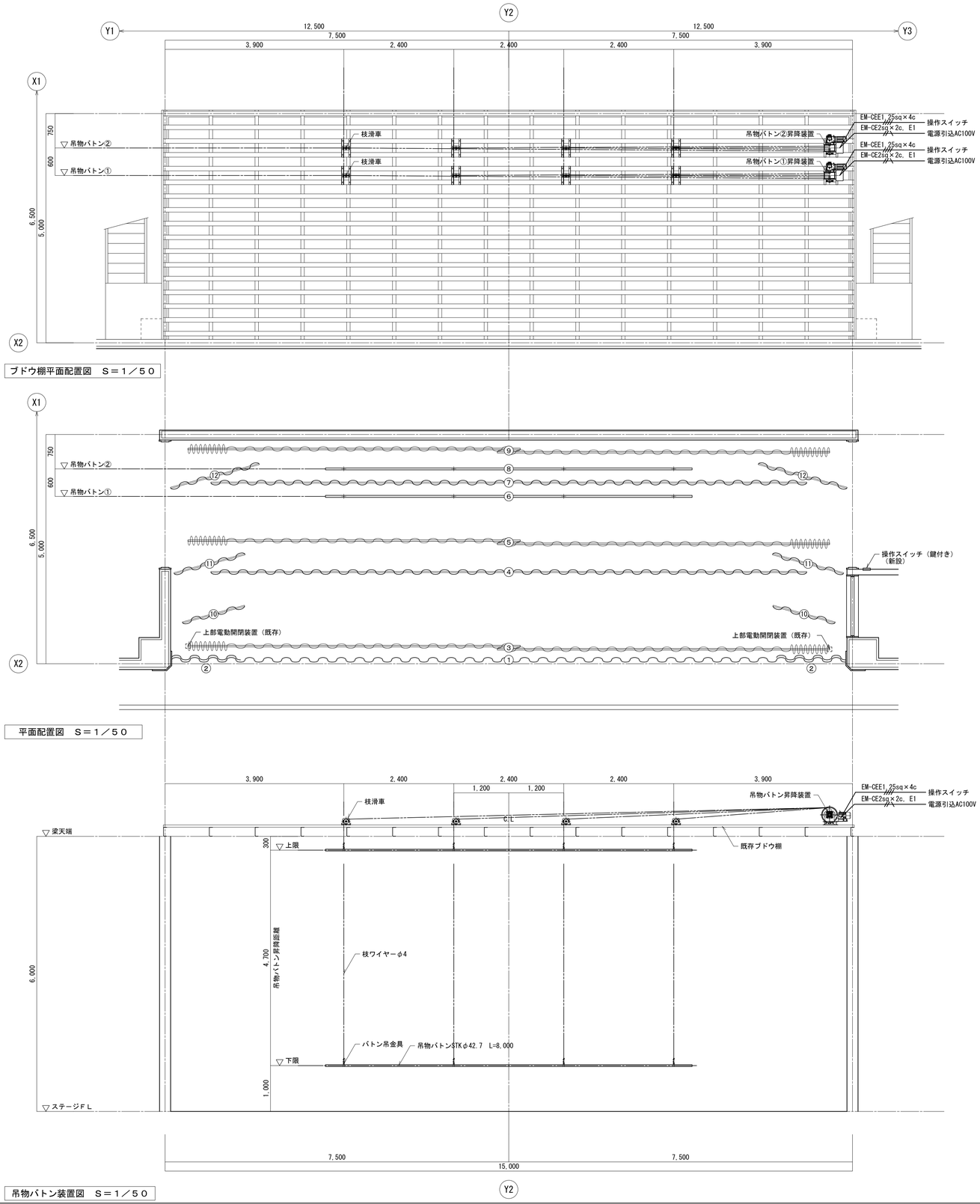

ブドウ棚平面配置図　Ｓ＝１／５０

平面配置図　Ｓ＝１／５０

吊物バトン装置図　Ｓ＝１／５０

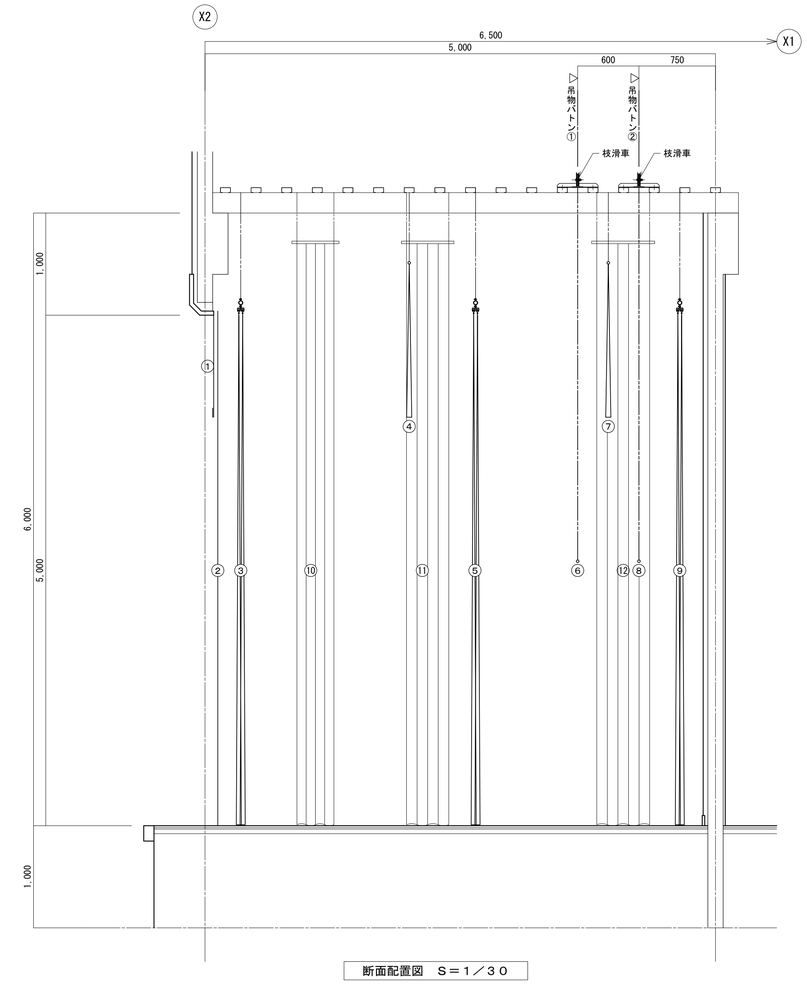

断面配置図　Ｓ＝１／３０

舞台吊物装置仕様

符号	名　称	数量	方　式	マシン容量	速　度	積載荷重	ワイヤー径×吊点数	吊パイプ・レールｔ寸法	備　考
①	一文字幕	1	釘打固定吊						既存のまま
②	袖幕	2	釘打固定吊						既存のまま
③	緞帳	1	パイプ固定吊レール 電動開閉式				吊ボルト φ8	Z40型レール　L=14,000 STKφ42.7　L=14,000	開閉装置修理、幕は既存のまま
④	カスミ幕①	1	パイプ固定吊				ロープ吊	STKφ25　L=13,000	既存のまま
⑤	中幕	1	パイプ固定吊レール 手動ロープ開閉式				吊ボルト φ8	Z40型レール　L=14,500 STKφ42.7　L=14,500	既存のまま
⑥	吊物バトン①	1	電動昇降式	1φ100V0.4kw	5.5m/min	100kg	φ4×4点	STKφ42.7　L=8,000	既存撤去の上新設
⑦	カスミ幕②	1	パイプ固定吊				ロープ吊	STKφ25　L=13,000	既存のまま
⑧	吊物バトン②	1	電動昇降式	1φ100V0.4kw	5.5m/min	100kg	φ4×4点	STKφ42.7　L=8,000	既存撤去の上新設
⑨	バック幕	1	パイプ固定吊レール 手動ロープ開閉式				吊ボルト φ8	Z40型レール　L=14,500 STKφ42.7　L=14,500	既存のまま
⑩	脇幕①	2	パイプ固定吊				ロープ吊	STKφ25　L=1,300	既存のまま
⑪	脇幕②	2	パイプ固定吊				ロープ吊	STKφ25　L=1,500	既存のまま
⑫	脇幕③	2	パイプ固定吊				ロープ吊	STKφ25　L=2,000	既存のまま

別途工事	寸法 W×H	幕仕様	枚数	備考
１次側電気配線、配管工事（電気工事）	14,800 × 1,000	ＳＢ８５４０　裏地付　フレンジ３寸	1	既存のまま
	1,500 × 5,050	ＳＢ８５４０　裏地付　フレンジ５寸	2	既存のまま
	7,000 × 5,000	シンコール緞帳布　裏地付　フレンジ５寸	2	開閉装置修理、幕は既存のまま
	13,000 × 1,500	ＳＢ８５４０	1	既存のまま
	7,250 × 5,000	ＳＢ８５４０	2	既存のまま
				既存撤去の上新設
	13,000 × 1,500	ＳＢ８５４０	1	既存のまま
				既存撤去の上新設
	7,250 × 5,000	ＳＢ８５４０	2	既存のまま
	1,300 × 5,700	ＳＢ８５４０	2	既存のまま
	1,500 × 5,700	ＳＢ８５４０	2	既存のまま
	2,000 × 5,700	ＳＢ８５４０	2	既存のまま

舞台幕仕様

電気系統図

（新設）

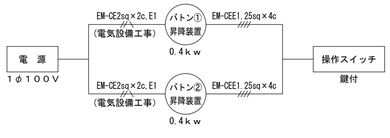

操作スイッチ姿図

（新設）

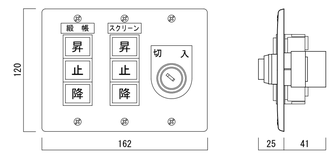

特記事項：	適合確認	/ / / / / /	THINK DATIBA ARCHITECT DESIGN OFFICE	一級建築士事務所　大和設計 一級建築士事務所　新潟県知事登録（リ）第９３１号 一級建築士第９９３８６号　管理建築士　青木重吉 ㊞	設計協力事務所	承認	審査	設計責任	製図	工事名	浦佐小学校　体育館改修工事	日付	図面番号
						青木	意匠 構造（構造設計一級建築士）		岡村	図面名	ステージ吊物設備図	2015/3/ 縮尺 A1　1:50 A3　1:100	意匠 ２６

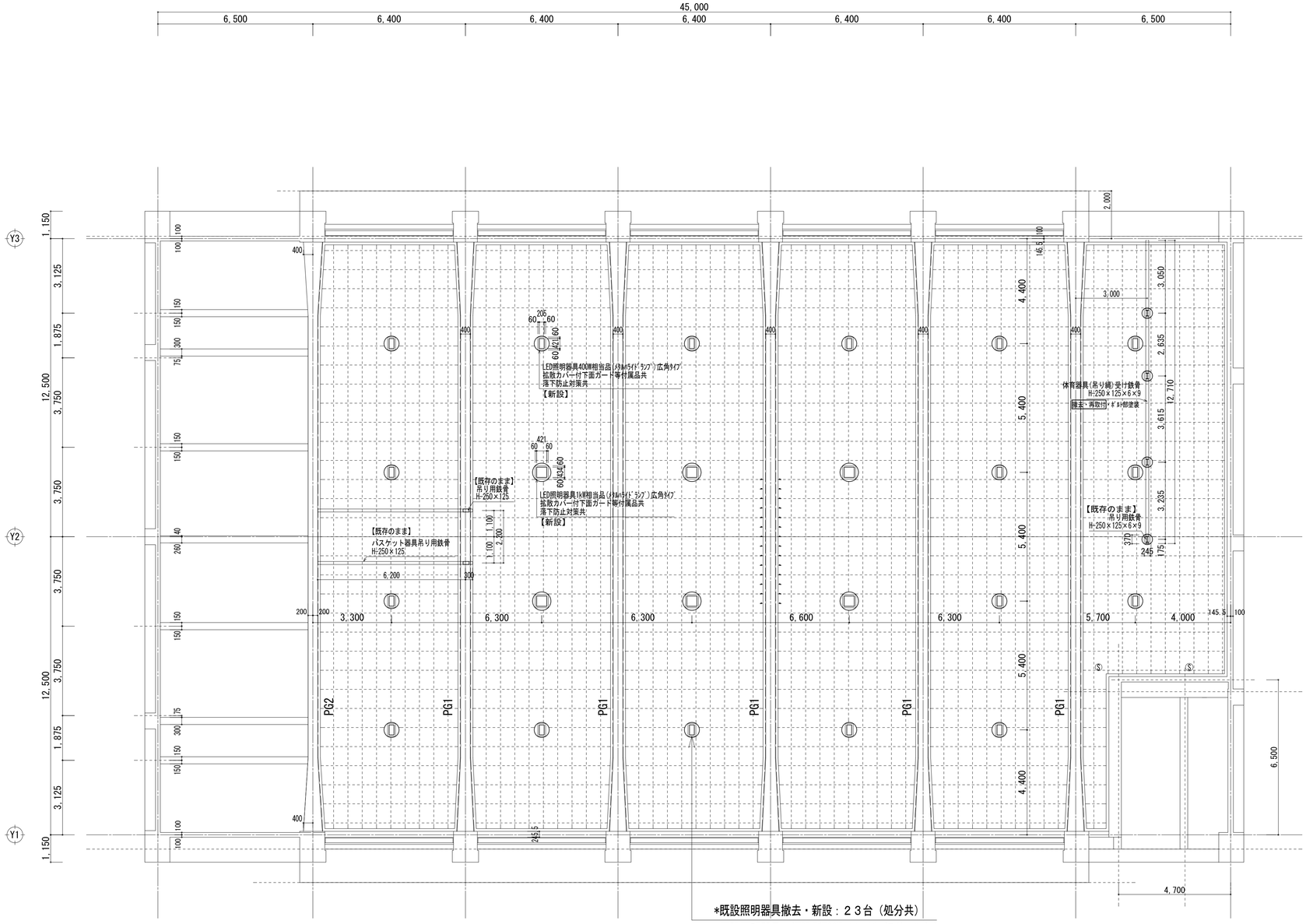

*既設照明器具撤去・新設：２３台（処分共）
*既設照明器具：埋込型700Wﾏﾙﾁﾊﾛｹﾞﾝ灯(ｵｰﾄﾘﾌﾀｰ)
*既設配管・配線及び照明器具吊りボルト再使用
*落下防止対策を施すこととする

３階天井伏図　Ｓ＝１／１００　改修後

ＬＥＤ高天井器具（４００Ｗ形）

－１７台

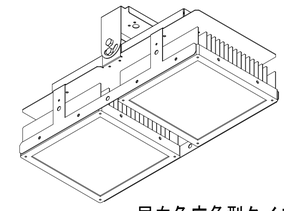

昼白色広角型タイプ

ＬＥＤ高天井器具（１０００Ｗ形）

－６台

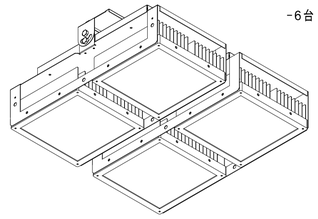

昼白色広角型タイプ

ＬＥＤ器具取付金具・落下防止ワイヤ

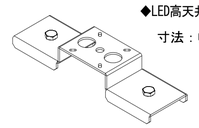

◆LED高天井器具用　1点吊り用取付金具
寸法：幅87×長さ280×高さ30
材質：SPC
質量：0.8kg

◆LED高天井器具用落下防止ワイヤ

寸法：φ4×長さ530mm
材質：SUS
質量：0.1 kg

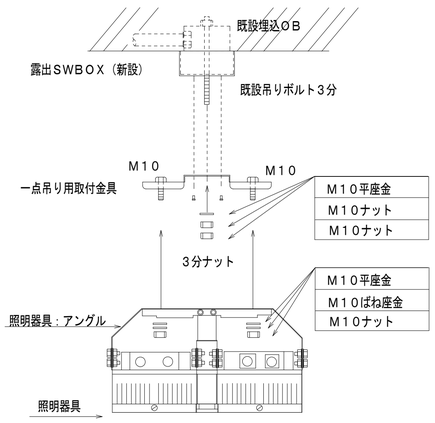

照明器具取付参考図　Ｓ＝１／１５

特記事項：	適合確認	/ / / / / /	THINK DAIWA ARCHITECT DESIGN OFFICE 一級建築士事務所 大和設計 一級建築士事務所　新潟県知事登録（リ）第９３１号 一級建築士第９９３８６号　管理建築士　青木重吉 ㊞	設計協力事務所	承認	審査 意匠 / 構造（構造設計一級建築士）	設計責任	製図	工事名	浦佐小学校 体育館改修工事	日付 2015/3/ 縮尺 A1 1:15, 1:100 A3 1:30, 1:200	図面番号 電気 ２７
					青木			岡村	図面名	電気設備図：アリーナ照明器具設備		

ＬＥＤ高天井器具（４００Ｗ形）

－８台

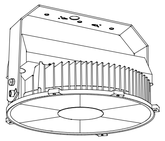

下面ガード付

昼白色広角型タイプ

ＬＥＤ器具取付金具・落下防止ワイヤ

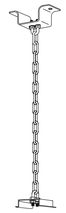

◆LED高天井器具用落下防止ワイヤ
寸法：φ4×長さ530mm
材質：SUS
質量：0.1 kg

●寸法：40×130×長536
◆LED高天井器具用チェーン吊金具

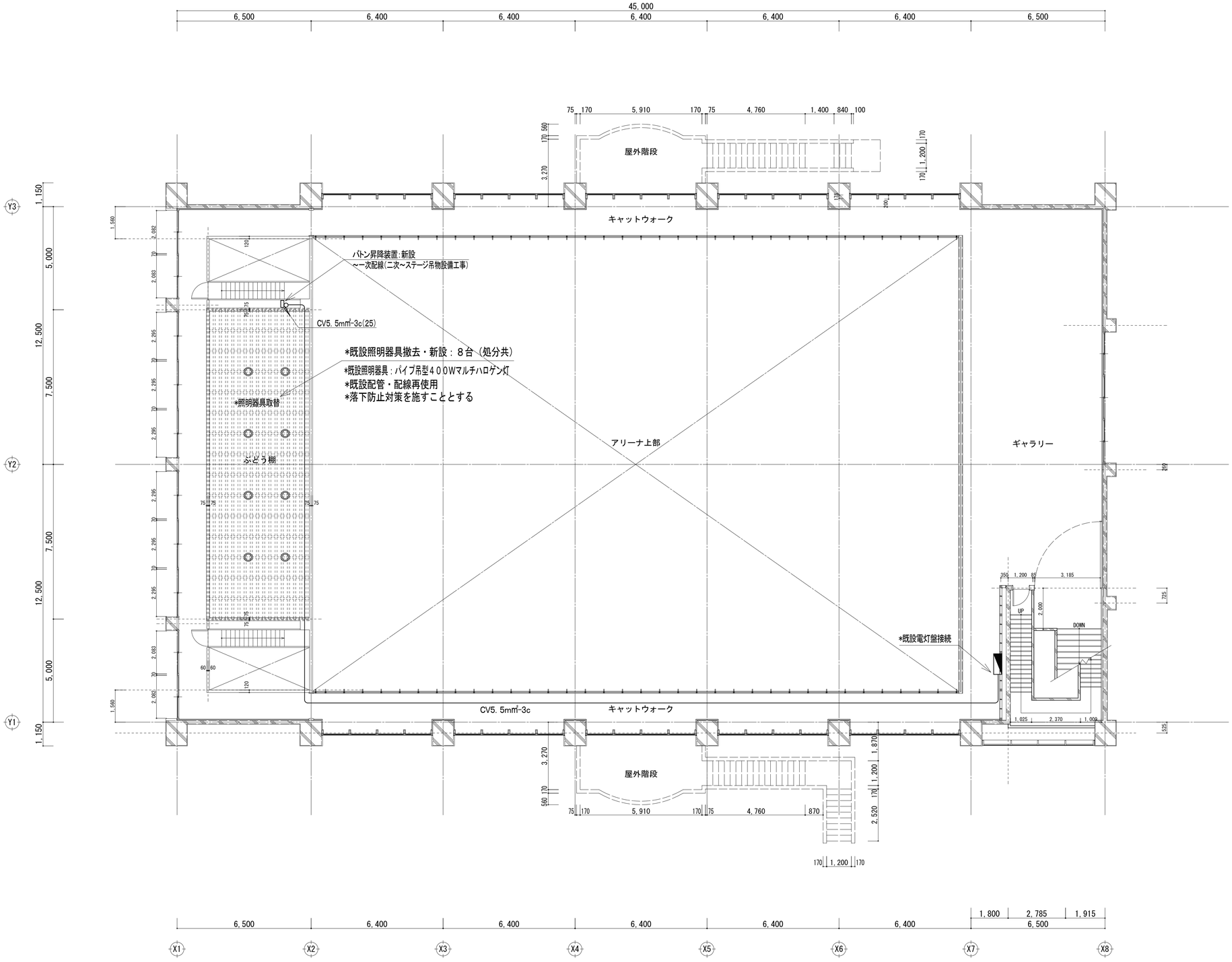

３階平面図　Ｓ＝１／１００

特記事項：	適合確認	/ / / / / /	THINK DAITAA ARCHITECT DESIGN OFFICE 一級建築士事務所 大和設計 一級建築士事務所　新潟県知事登録（リ）第９３１号 一級建築士第９９３８６号　管理建築士　青木重吉	設計協力事務所	承認	審査 意匠 / 構造（構造設計一級建築士）	設計責任	製図	工事名	浦佐小学校 体育館改修工事	日付	2015/3/	図面番号 電気
					青木			岡村	図面名	電気設備図：ステージ照明器具設備・舞台機構設備電源設備	縮尺	A1 1:100 A3 1:200	２８

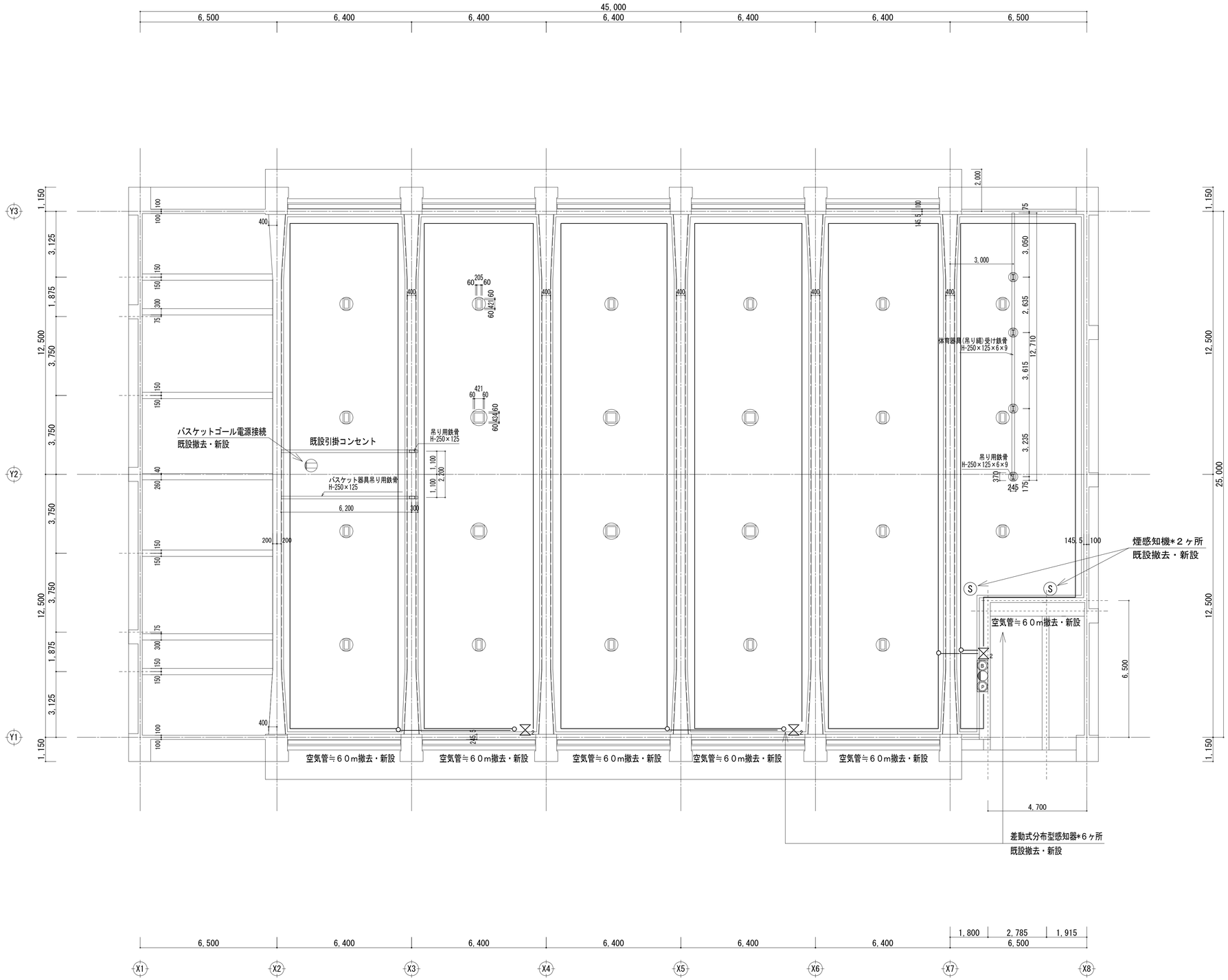

３階天井伏図　Ｓ＝１／１００　　改修後

特記事項：

適合確認　／／／　／／／

THINK DATMA ARCHITECT DESIGN OFFICE

一級建築士事務所　大和設計

一級建築士事務所　新潟県知事登録（リ）第９３１号
一級建築士第９９３８６号　管理建築士　青木重吉

設計協力事務所

承認	審査		設計責任	製図
青木	意匠	構造（構造設計一級建築士）		岡村

工事名	浦佐小学校　体育館改修工事
図面名	電気設備図：自動火災報知設備・電動バスケットゴール受口
日付	2015/3/
縮尺	A1 1:100 A3 1:200
図面番号	電気 ２９

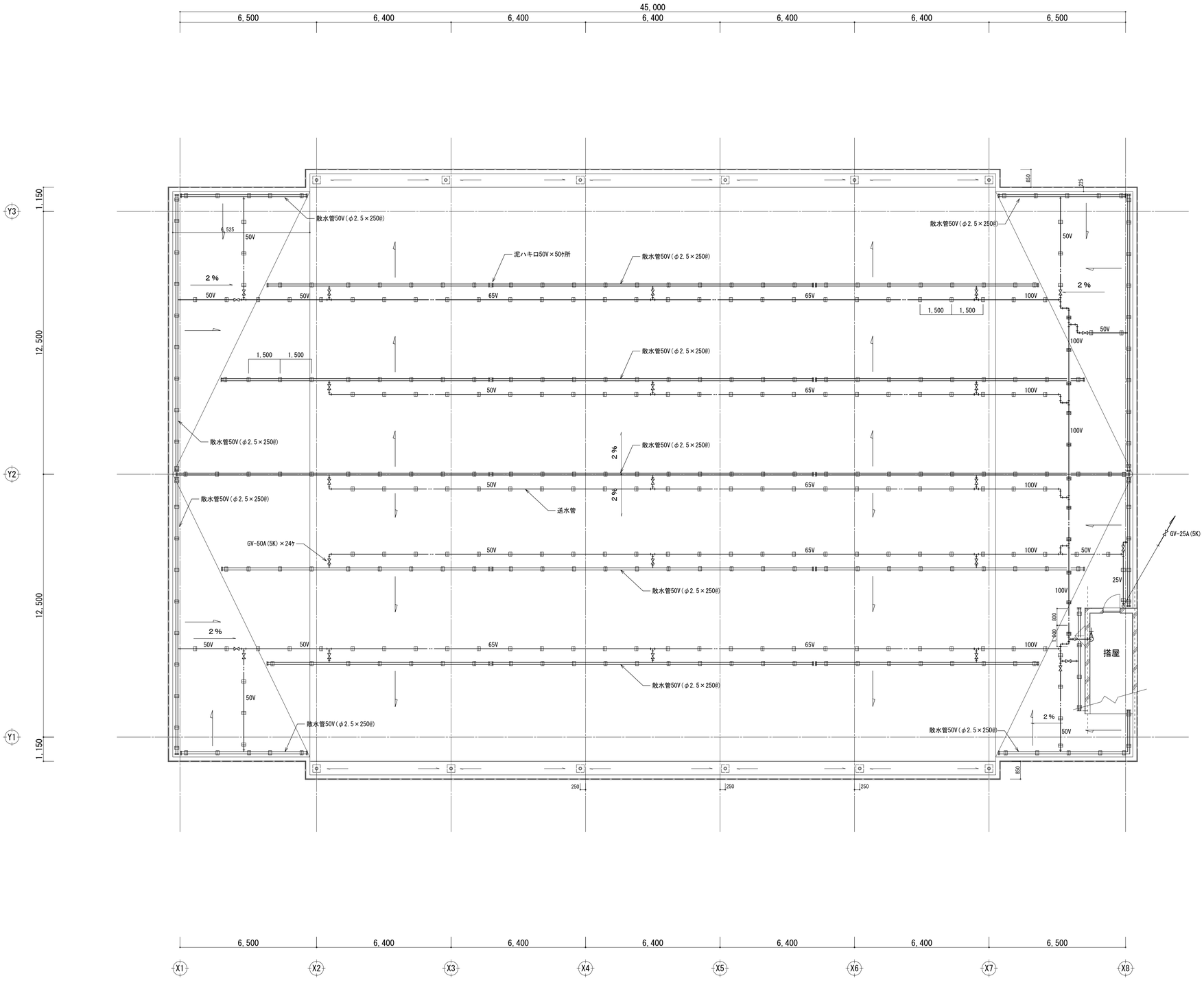

屋上消雪配管図　S＝1／100

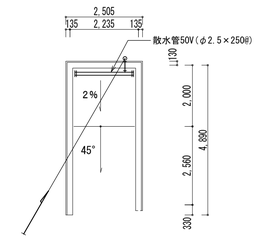

搭屋消雪配管図　S＝1／100

▨　配管支持架台　H=200　【取外し・再取付】

▭　配管支持架台　H=100　【取外し・再取付】

既存配管撤去 → 新設配管
配管支持金具(SUS) → 新設
ｺﾝｸﾘｰﾄ架台 → 取外し・再取付
架台用ゴムシート → 新設
ゲートバルブ → 新設

特記事項：	適合確認	／／／ ／／／	THINK DAIWA ARCHITECT DESIGN OFFICE	一級建築士事務所　大和設計 一級建築士事務所　新潟県知事登録（リ）第９３１号 一級建築士第９９３８６号　管理建築士　青木重吉	設計協力事務所	承認 青木	審査 意匠 構造（構造設計一級建築士）	設計責任	製図 岡村	工事名 図面名	浦佐小学校　体育館改修工事 機械設備図：屋上消雪配管図	日付 2015/3/ 縮尺 A1 1:100 A3 1:200	図面番号 機械 ３０